

令和 9 (2027) 年度
国の施策等に関する提案・要望



中禅寺湖と男体山（栃木県日光市）

令和 8 (2026) 年 6 月

栃 木 県



提 案 ・ 要 望

栃木県政の推進につきまして、日頃から深い御理解と温かい御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、我が国は、人口減少・少子高齢化による労働力や地域の担い手不足、気候変動によるリスク、デジタル化の急速な進展、中東情勢の影響等による物価高騰等への対応など、多くの課題に直面しています。

このような状況の中、本県では今年度から新たな県政の指針である「新とちぎ未来創造プラン」をスタートさせたところであり、めざす将来像『共に創る 人も地域も輝く“元気なとちぎ”』の実現に向け、県民主役、連携・協働・共創、地域間連携を基本姿勢として、「人づくり戦略」「成長産業戦力」など5つの重点戦略の下、計15のプロジェクト（とちぎ15（いちご）プロジェクト）を推進しているところであります。

人口減少を乗り越え、とちぎの未来を築いていくため、結婚、妊娠・出産、子育て支援のさらなる充実・強化をはじめ、女性・若者に選ばれる地域づくりや移住・定住の促進など、戦略を相互に連携させながら施策を展開していくほか、経済・雇用を牽引する産業の創出・振興や県産品のブランド力向上等による本県経済の活性化、医療・介護提供体制の充実・強化、災害等の危機事象に強い地域社会の構築等に取り組んでいく必要があります。

この「令和9(2027)年度国の施策等に関する提案・要望」は、このような状況を踏まえ、新たな制度の創設や施策の推進、必要な財政措置など、地域の課題を解決するために是非とも御協力いただきたい事項についてとりまとめたものです。提案・要望の内容を十分に御理解いただき、国の予算編成や施策の決定に反映されるようお願い申し上げます。

令和8(2026)年6月

栃木県知事 福田 富一

目 次

◇ 未来を担う人材が育ち、女性や若者が輝くために

1	結婚支援の充実・強化について（こども家庭庁）	1
2	子ども・子育て支援施策等の充実・強化について （こども家庭庁・文部科学省・厚生労働省）【一部新規】	2
3	学校給食費の抜本的な負担軽減について（文部科学省）【新規】	5
4	不妊治療における保険適用範囲の拡大について（こども家庭庁）	6
5	先天性代謝異常等検査対象疾患の拡大について（こども家庭庁）	7
6	あらゆる分野における女性の活躍推進について（内閣府・厚生労働省）	9
7	教職員定数等の見直しについて（文部科学省）	11
8	適正な教育環境の整備について（文部科学省）【一部新規】	12
9	公立学校施設の整備促進に係る施策の充実について（文部科学省）【一部新規】	14
10	特別支援教育の充実について（文部科学省）【新規】	16
11	児童生徒の学びを支えるICT環境整備の推進について （文部科学省）【一部新規】	17
12	成長産業の育成支援について（経済産業省・厚生労働省）	19

◇ 様々な産業が高い付加価値を生み出し、豊かさにつなげるために

13	産業基盤の強靱化支援について（経済産業省）	20
14	原油価格・物価高騰下における中小企業等支援について（経済産業省）	21
15	よろず支援拠点の継続設置について（経済産業省）	22
16	商工会館の施設整備等への支援について （経済産業省・総務省・国土交通省）【新規】	23
17	持続的な賃上げと人手不足の解消について（厚生労働省・経済産業省）	24
18	産業を支える人材の確保・育成について（厚生労働省）【一部新規】	25
19	食料・農業・農村基本法を踏まえた食料安全保障の確保等の施策の展開について （農林水産省）【一部新規】	27
20	農業用資材価格高騰の長期化等に対する支援の充実・強化について（農林水産省）	30
21	生産性向上や農業用水の安定確保、増大する災害リスク対応に必要な農業農村整備の推進に向けた安定的な財源確保と制度拡充等について （農林水産省）【一部新規】	33
22	需要に応じた水田農業の推進について（農林水産省）	36
23	新規就農者の確保・定着に向けた支援の拡充等について（農林水産省）	38
24	確保すべき農用地の都道府県面積目標の管理手法について（農林水産省）	40
25	農業経営基盤強化促進法等の改正への対応及び農地集積・集約化等に係る予算の確保等について（農林水産省）	41
26	特定家畜伝染病対策の推進について（農林水産省）【一部新規】	43
27	原木しいたけ等の復興への支援について（農林水産省）	46
28	林業・木材産業の成長産業化に向けた生産基盤強化と木材利用拡大の推進について （農林水産省・国土交通省）【一部新規】	47

29	地籍調査の推進について（国土交通省）	-----	49
30	品種登録の促進及び知的財産権保護の強化について（農林水産省）【一部新規】		50
31	気候変動への適応に向けた農業生産の安定化を図るための取組の強化について （農林水産省・環境省）	-----	52
32	日光国立公園の魅力アップについて（環境省・国土交通省）【一部新規】	----	54
33	国際観光旅客税の地方への配分について（国土交通省）	-----	56
34	農産物及び加工食品に関する輸出環境の整備について（農林水産省）【一部新規】		57
◇ 県民一人ひとりの健康な暮らしと希望のために			
35	介護人材の確保対策等について（厚生労働省）【一部新規】	-----	59
36	新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種について（厚生労働省）	-----	61
37	新興感染症対策への支援について（厚生労働省）	-----	62
38	地域医療確保対策について（厚生労働省・文部科学省）	-----	63
39	障害者への支援の充実について（厚生労働省）	-----	65
40	民生委員・児童委員の処遇改善について（厚生労働省）	-----	66
41	外国人材の受入れと多文化共生施策について （法務省・総務省・文部科学省）【一部新規】	-----	67
◇ すべての県民の安全・安心な生活のために			
42	大規模災害対策の推進について（内閣府・総務省）	-----	69
43	消防力の充実・強化について（総務省）	-----	71
44	安全・安心な県民生活を支える社会資本の整備・保全について （内閣官房・総務省・財務省・国土交通省）	-----	73
45	河川・砂防事業の推進について（国土交通省）【一部新規】	-----	76
46	ダム事業の着実な推進について（国土交通省）	-----	78
47	広域道路ネットワークの機能強化について（国土交通省）	-----	79
48	直轄権限代行事業等による道路の機能強化について（国土交通省）	-----	83
49	住宅・建築物の耐震化の推進について（国土交通省）	-----	84
50	空き家対策の更なる推進について（国土交通省）	-----	85
51	地方消費者行政の安定的な推進について（内閣府）	-----	86
52	有機フッ素化合物対策の推進について（環境省・農林水産省・国土交通省）	--	87
◇ 未来に誇れる魅力に満ち、自然と共生するために			
53	国会等移転の促進等について（国土交通省・内閣府）【一部新規】	-----	90
54	文化財の保存活用への支援について（文部科学省）	-----	92
55	地域活性化に資する社会教育施設の整備に係る支援について（内閣府）【新規】		93
56	地方大学への支援の充実について（内閣官房・文部科学省）	-----	94
57	部活動改革の推進について（文部科学省）【一部新規】	-----	96
58	公共交通サービスの確保・充実について（国土交通省）	-----	98
59	デジタル・トランスフォーメーションの推進等について （内閣官房・内閣府・総務省・農林水産省）	-----	101

60	グリーン社会の実現に向けた取組の推進について (環境省・経済産業省・農林水産省)	-----	103
61	再生可能エネルギーの導入促進について(環境省) 【一部新規】	-----	106
62	気候変動適応策の推進について(環境省)	-----	108
63	安定型最終処分場の許可基準について(環境省)	-----	109
64	放射性物質に汚染された廃棄物の処分及び除染対策の推進について (環境省・農林水産省)	-----	110
65	野生鳥獣被害防止対策への支援及び新技術研究・開発の強化について (農林水産省・環境省) 【一部新規】	-----	113
66	クビアカツヤカミキリをはじめとした外来生物対策の支援について (農林水産省・環境省)	-----	115

◇ 新たな自治の基盤づくりのために

67	地方創生の推進について(内閣官房・内閣府・総務省)	-----	117
68	地方分権改革の推進について(内閣府・総務省) 【一部新規】	-----	119
69	給付付き税額控除等について(内閣官房) 【新規】	-----	120
70	地方税財源の確保・充実について(総務省)	-----	121
71	安定的な税収確保のための地方税制度の見直しについて(総務省) 【一部新規】	-----	122
72	消費税を減税する場合の国の責任による十分な地方代替財源の確保について (内閣官房・総務省・財務省) 【新規】	-----	124
73	地方債制度の充実・強化について(総務省)	-----	125

(注) 【新規】：前年度に提案・要望していない事項

【一部新規】：提案・要望の細目として新しい部分加わる事項

【1】結婚支援の充実・強化について

所管省庁：こども家庭庁 長官官房

若い世代の結婚の希望をかなえる環境づくりを更に大胆に進めること。特に、結婚に向けた経済的不安を軽減するための取組の強化や結婚を希望する人を応援する気運の更なる醸成を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 深刻化する未婚化・晩婚化への対応の重要性を明確に打ち出すとともに、若い世代の結婚の希望をかなえる環境づくりなど、結婚支援の更なる充実を図ること。
- 2 結婚に向けた経済的不安を軽減するため、結婚・妊娠・共育での相談機会提供・支援プログラム（旧名称：結婚新生活支援事業）において、補助上限額の引き上げを行うとともに補助対象経費の拡充を行うこと。
- 3 結婚を希望する人を応援する気運の醸成に向けた情報発信等を、国主導でより一層推進すること。

【提案・要望の理由】

- 少子化の主な原因の1つが「未婚化・晩婚化」とされていることから、未婚化・晩婚化に対応するための取組の重要性について明確に打ち出した上で、少子化対策として結婚支援をより充実させていくことが重要です。
- また、結婚の希望がかないやすくなる支援・環境として、雇用機会や収入の安定を上げる声が多いこと（出典：R8.1公表こども家庭庁アンケート調査）から、特に収入の低い若い夫婦に対する経済的支援の拡充が必要です。
- 加えて、結婚意向のある未婚者のうち、結婚相手を見つけるために特に何も行動をしていない割合が7割程度であること（出典：同アンケート調査）などから、具体的な行動の後押しとなるよう結婚を希望する人を社会全体で応援する気運の更なる醸成を要望します。

〔県所管部課：総合政策部 人口未来課〕

【2】子ども・子育て支援施策等の充実・強化について

所管省庁：こども家庭庁 成 育 局
支 援 局
文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局
厚 生 労 働 省 保 険 局

次世代を担うこどもたちが健やかに生まれ育つことができるよう、子ども・子育て支援施策等の充実・強化を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 子ども・子育て支援新制度の推進に当たっては、保育所や認定こども園等を増設するなどの量の拡充や、そのために必要な保育士や幼稚園教諭を確保するなどの質の向上を図るため、必要となる財源の確保を確実に行うこと。
また、幼児教育・保育の無償化の推進に当たっても、地方負担分も含めた必要な財源の確保を今後も確実に行うこと。
さらに、こどもを持ちたいと思う方が、理想の数のこどもを産み育てられるよう、0～2歳児についても全ての世帯を無償化の対象に加えること。
- 2 未就学児から就学児へと切れ目なく子育て家庭を支援するため、放課後児童クラブへの支援制度を拡充すること。
- 3 こども一人ひとりにきめ細かな対応ができるよう、児童養護施設等の措置費における職員配置基準を引き上げるとともに、児童相談所の専門性強化について引き続き十分な財政措置を講じること。
- 4 全ての子育て世帯への切れ目ない支援に当たっては、受け皿となる施設整備等に伴い、社会基盤を支えるエッセンシャルワーカーとして重要な役割を担う保育所等の幼児教育・保育施設や放課後児童クラブの職員等の更なる確保や質の向上を図るため、引き続き処遇改善等の取組を進めること。
- 5 長期化する物価高を背景とし、顕在化、深刻化しているひとり親家庭の経済的困窮やこどもの貧困等に対し、経済的支援はもとより、それぞれのひとり親家庭の実情に応じた各種相談や支援の取組を実効性あるものとするため、必要となる人材の配置や育成に係る財源を確保すること。
- 6 ひとり親家庭の親子又は妊産婦に対し現物給付により医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止すること。
- 7 妊娠・出産、子育て支援に係る地域の多様なニーズに応えるため、安心こども基金の使途を都道府県が実施する少子化対策に資する事業にも拡大し、基金を弾力的に活用した施策を積極的に展開できるように、基金事業の見直しや財源の確保を早急に行うこと。
- 8 男女問わず、子育て世代が仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを推進するため、産業界への働きかけを含め、国が先頭に立って機運醸成に取り組むこと。

9 「こども未来戦略」において、子ども・子育て支援金制度の構築にあたっては、国民に実質的な負担を生じさせないこととしているため、被保険者や医療保険者に新たな財政負担が生じないように、国の責任において財政的支援を講じること。

また、子ども・子育て支援金制度の趣旨や仕組み等について、被保険者である国民はもとより、市町村などの保険者の理解促進に積極的に取り組むこと。

【提案・要望の理由】

○ 少子化の進行が国民生活全般に大きな影響を及ぼす重大な課題となっている中、子ども・子育て支援新制度や幼児教育・保育の無償化の推進に当たって、教育・保育の量的拡充と質的向上を図るため、十分な財源が確保される必要があります。

さらに、こどもを持ちたいと思う方が、理想の数のこどもを生み育てられるよう、0～2歳児についても全ての世帯を無償化の対象とし、子育て世帯の負担軽減を図る必要があります。

○ また、いわゆる「小1の壁」が拡大し、仕事と子育てを両立できる環境づくりが一層重要となることから、放課後児童クラブの整備促進と利用料無償化などの経済的負担の軽減を図る必要があります。

○ さらに、援護を必要とする児童については、児童相談所などの関係機関が連携して地域における相談支援体制を強化していくとともに、社会的養育推進体制の充実を図る必要があります。

○ 全ての子育て世帯への切れ目ない支援を行っていくためには、受け皿となる施設整備等に伴い、社会基盤を支えるエッセンシャルワーカーとして重要な役割を担う保育士等の確保等が必要となることから、引き続き、担い手の確保と質の向上を図るため更なる処遇改善等の取組を進める必要があります。

○ 長期化する物価高の影響で、ひとり親家庭等の経済的困窮やこどもの貧困などがより一層顕在化、深刻化しており、国からは各種施策が打ち出されていますが、施策を実施する現場においては、必要な人材が確保できていない状況です。それらの施策を実効性のあるものとするため、国の責任において、適切な相談支援ができる人材の配置等に係る財源が確保される必要があります。

○ ひとり親家庭の親子又は妊産婦を対象とした医療費助成事業については、ひとり親家庭の生活基盤の安定、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を図るため、市町村が実施する事業に対し県が助成を行っているところ、こども以外を対象とする現物給付については依然として国民健康保険の減額調整措置が講じられており、国において推進するマイナンバーカードを活用した医療費助成の現物給付化と齟齬をきたしている状況にあります。

○ 国は、「安心こども基金」創設による子育て支援サービスの緊急整備に取り組むため、平成20(2008)年度に各都道府県に基金を造成し、国の子育て支援事業メニューに基づき、待機児童解消のための環境整備等を推進

【3】学校給食費の抜本的な負担軽減について

所管省庁：文部科学省 総合教育政策局

学校給食費の抜本的な負担軽減については、令和9(2027)年度から速やかに中学校等に拡大し、国の責任によりその財源を確実に確保するとともに、非喫食者の取扱いに関する明確な統一基準の策定についても速やかに実施すること。

また、給食費支援の基準額については、食材費の実態調査を行い、それと併せて毎年、基準額を変更・設定すること。

さらに、特色ある給食の提供に係る必要な財政的支援を行うこと。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 学校給食費の抜本的な負担軽減について、自由民主党、公明党、日本維新の会合意（令和7（2025）年2月25日）に基づき、令和9（2027）年度から速やかに中学校等に拡大し、国の責任によりその財源を確実に確保すること。また、非喫食者の範囲や取扱いについて、地域格差が生じることのないよう、国として明確な定義を行い、全国共通の統一基準を策定すること。
- 2 給食費支援の基準額については、食材費の実態調査を行い、それと併せて毎年、基準額を変更・設定すること。
- 3 学校給食を通じた「食育」、「地場産物及び国産食材の活用」を一層推進する観点から、特色ある給食の提供に係る必要な財政的支援を行うこと。

【提案・要望の理由】

- 学校給食費の抜本的な負担軽減については、令和8(2026)年度から小学校において実施となったが、その財源については国の責任により確実に確保するとともに、中学校等への拡大についても、自由民主党、公明党、日本維新の会合意（令和7（2025）年2月25日）に基づき、令和9（2027）年度から速やかに実施するよう要望します。

また、非喫食者の取扱いについては、学校設置者の判断に委ねられており、自治体毎に対応が異なるため、地域格差が生じることのないよう、国として明確な定義を行い、全国共通の統一基準を策定するよう要望します。

- さらに、給食費支援の基準額については、物価上昇の状況を十分に踏まえるとともに、地産地消や食育などの取組を実施している市町村の地域の実情等を鑑み、継続して給食の質を確保できる水準とする必要があります。

については、今後とも食材費の実態調査を行い、それと併せて毎年、基準額を変更・設定するよう要望します。

- 加えて、学校給食を通じた「食育」、「地場産物及び国産食材の活用」を一層推進するためには、地方が独自に行う地産地消や食育の取組が重要です。については、特色ある給食の提供に係る必要な財政的支援を行うよう要望します。

〔県所管部課：教育委員会事務局 健康体育課〕

【4】不妊治療における保険適用範囲の拡大について

所管省庁：こども家庭庁 成育局

不妊治療における経済的負担を軽減するため、不妊治療の保険適用範囲の拡大を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 先進医療のうち有効性や安全性のエビデンスが確立された不妊治療については、速やかに保険適用範囲の拡大を図ること。

【提案・要望の理由】

- 近年、晩婚化やライフスタイルの変化等により、晩産化が進行し、不妊治療を受ける夫婦等は増加しており、体外受精や顕微授精等による出生数も年々増加傾向にあります。
- 令和4(2022)年4月から、人工授精等の一般不妊治療や体外受精・顕微授精等の生殖補助医療の一部が保険適用となり、不妊治療に係る費用負担の軽減につながった方もおりますが、保険診療と保険外診療の併用は全額自己負担となるため、これまでの助成制度より自己負担額が増加する場合があります。
- 保険適用を見据え先進医療として実施される不妊症の検査等については、保険診療との併用が認められているものの、先進医療に係る費用は全額自己負担となるため、経済的な負担が大きく、不妊治療を行う上での課題となっています。
- 子どもを持ちたいと希望される方が、安心して不妊治療を受け、妊娠・出産できるよう、先進医療のうち有効性や安全性のエビデンスが確立された不妊治療については、速やかに保険適用範囲の拡大を図る必要があります。

〔県所管部課：保健福祉部 こども政策課〕

【5】先天性代謝異常等検査対象疾患の拡大について

所管省庁：こども家庭庁 成育局

こどもの心身の障害を防ぐため、先天性代謝異常等検査対象疾患の拡大に向け、国の研究事業や専門家による検討を速やかに進めるとともに支援体制の充実を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 早期発見や早期治療により治療効果が期待できる疾患について、国の責任において科学的知見に基づき先天性代謝異常等検査の対象疾患の拡大に向け、国の研究事業や専門家による検討を速やかに進めること。
- 2 新生児マススクリーニング検査後の治療や生活指導等の支援体制の充実を図ること。

【提案・要望の理由】

- 先天性代謝異常等検査については、都道府県及び指定都市が厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知(平成30年子母発0330第2号)に基づき、20疾患を対象に新生児マススクリーニング検査を実施し、先天性代謝異常等の早期発見・治療に努めてきました。
- 近年、技術の進歩により、本検査で診断可能な疾患は増加しており、早期治療の重要性が高いとされる脊髄性筋萎縮症や重症複合免疫不全症、B細胞欠損症、ライソゾーム病等に係る新生児マススクリーニング検査を、大学や検査機関等において研究事業として導入している事例も見られます。
- 本県では、令和4(2022)年度に行われた検査機関等が実施する研究事業により、脊髄性筋萎縮症が発見され、早期治療により順調な発達がみられるなど、検査の重要性が改めて認識されたことから、令和5(2023)年4月から、全国に先駆けて脊髄性筋萎縮症及び重症複合免疫不全症の2疾患を独自に新生児マススクリーニング検査の対象疾患として追加しています。
- さらに、令和6(2024)年度から、県内の検査機関の独自事業として、ライソゾーム病等を対象とした検査が試験的に実施され、その結果を踏まえ、令和7年度から希望者を対象に有料で検査を実施している。当該疾患については、早期発見・早期治療による一定の効果が見込まれる可能性があるものの、病型が多岐にわたることや確定診断の複雑さに課題があり、現在、国において研究事業や専門家による検討が行われているところであり、
- 国においても、令和5(2023)年度補正予算により「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」を開始しましたが、自治体負担が生じることや治療可能な医療機関が限られていることなどから、全ての自治体における実施には至っておらず、対象疾患についても脊髄性筋萎縮症と重症複合免疫不全症の2疾患のみとなっています。
- 全ての新生児が全国一律に先天性代謝異常等検査を受けられる体制を確

保するためには、対象疾患の追加について国の制度として整備するとともに、検査結果に応じて適切な支援を受けられるよう治療や生活指導等の支援体制の充実を図る必要があります。

[県所管部課：保健福祉部 こども政策課]

【6】あらゆる分野における女性の活躍推進について

所管省庁：内閣府 男女共同参画局
厚生労働省 雇用環境・均等局

女性が個性と能力を発揮しながら多様な生き方を選択し、活躍できる環境づくりに対し、十分な支援措置を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 根強く残る固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消を図るとともに、女性の経済的自立とあらゆる分野で活躍できる環境づくりに向け、国主導による包括的な取組を強化すること。
- 2 地方においても女性が希望する業種・職種を選択できるよう、女性に魅力のある多様な産業の創出に向けた取組を実施するとともに、理工系分野での女性の活躍を推進するため、女子学生に対する情報提供や魅力発信等、理工系分野の研究者人口を増やす取組や地域企業への定着や回帰を促す取組を積極的に実施すること。また、必要な財源措置を講じること。
- 3 女性が自らの意思により、その個性と能力を十分に発揮しながら、充実した職業生活を送ることができるよう、国のリーダーシップのもと、成長分野の一つであるデジタル分野をはじめ、様々な分野への就労機会創出や柔軟な働き方のできる就業環境の整備、継続雇用や再就職への支援、リ・スキリング等による人材育成の支援、男性の育休取得促進等、女性の活躍につながる施策の充実を図ること。
- 4 女性の管理職・役員等への登用の加速化に向けて、女性自身のキャリアアップへの意識向上につながるよう、ロールモデルの育成、好事例の発信等、女性のキャリア形成支援の取組を強化するとともに、男女間の賃金格差是正に向けた企業への働きかけを強化すること。

【提案・要望の理由】

- 男女共同参画を推進するため、法律や各種制度等が整備され、令和5(2023)年度には我が国では初めてとなるG7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が本県日光市で開催されたところですが、我が国のジェンダーギャップ指数は148か国中118位と諸外国と比較して立ち後れ、男女共同参画社会が実現するまでには至っておらず、同担当大臣会合の成果を踏まえた社会全体での一層の取組が求められています。
- ジェンダーギャップの解消に向けては、女性に家事等の無償労働が偏りがちであるなどの固定的な性別役割分担意識や性別によるアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が課題として挙げられることから、本県

では、11月22日を「とも家事の日」と設定し、みんなで家事をシェアする取組を企業等と連携して推進しているほか、各年代に応じた啓発によりアンコンシャス・バイアス解消のための取組強化を図っているところですが、社会全体の意識変革のためには、国における更なる施策の展開が必要です。

- また、社会情勢の変化に迅速かつきめ細かに対応するためには、社会のあらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り入れることが求められますが、東京一極集中により、地方の若年女性等の転出超過が続いております。背景にある構造的課題を解決するために、国が果たすべき役割は大きく、地方において女性が希望する業種・職種の選択を可能とする多様な産業を生み出す施策など、国自らがなすべき施策を大胆に実行していくことが不可欠です。
- 特に、我が国においては、大学等で理工系分野を専攻する女性の比率や研究者の比率が諸外国と比較して低いことから、女子学生に対し理工系分野進学に関する情報提供や科学技術分野での活躍の魅力発信などの取組とともに、地域企業の発展のための地方への定着や回帰を促進する取組が必要です。
- 加えて、企業における女性役員の割合は諸外国と比較し大きな開きがあるほか、管理職の女性割合も上位の役職ほど割合が低い状況にあります。女性登用の加速化とともに男女間の賃金格差を是正していくことは、我が国の経済の今後の成長のためにも早急に対応しなければならない課題です。
- さらに、全ての人暮らしやすい持続可能な社会を実現するには、女性が社会の対等な構成員としてあらゆる分野の活動に参画することにより、多様な視点が確保されることが必要です。
- 日光声明でも取り上げられた女性の経済的自立や企業等における人材の多様性（ダイバーシティ）の確保の観点からも、働くことを希望する女性がその希望に応じた柔軟な働き方を選択し、ライフイベントとキャリア形成の両立を実現できるよう、社会全体として職場環境の整備等に取り組む必要があることから、成長分野の一つであるデジタル分野をはじめ、様々な分野において女性の活躍につながる施策の充実を要望します。

{	県所管部課：生活文化スポーツ部	人権男女共同参画課
	産業労働観光部	産業政策課
		労働政策課

【7】教職員定数等の見直しについて

所管省庁：文部科学省 初等中等教育局

きめ細かな生徒指導や学習指導の充実を図るため、人材確保の観点から「義務教育標準法」の改正や加配教職員の増員を行うこと。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 「義務教育標準法」の改正により、教職員定数の標準の見直しを図るとともに、学校教育上の様々な課題に対応するための加配教員を増員すること。
- 2 栄養教諭等及び養護教諭の定数の標準を見直すとともに、加配教職員の増員を図ること。

【提案・要望の理由】

- 学習指導要領の円滑な実施や生徒指導及び学習指導の充実等への対応が求められる中、全国的な教育水準を確保するためには、教職員定数の標準を見直し、増員を図る必要があります。
- また本県では、これまでも加配教員の活用により、インクルーシブ教育システムを推進するとともに、生徒指導上の諸問題や、小学校高学年における教科担任制及び学校統廃合への対応など、各学校における課題の解決に向けて取り組んできたところですが、今後も、その方向性を堅持し、推進していくためにも、国において加配教員の増員を図る必要があります。
- 栄養教諭等については、栄養管理、食育の推進、異物混入の防止を含めた衛生管理の指導の徹底に加え、食物アレルギーや肥満、偏食等、児童生徒へのきめ細かな対応が求められている中、現行の「義務教育標準法」における定数の標準では、十分な対応が行えない状況にあることから、栄養教諭等の定数の標準の見直し及び加配教職員の増員を図る必要があります。
- 養護教諭には、感染症予防や感染拡大への対応をはじめ、児童生徒の心のケア、アレルギー疾患への対応、不登校への取組等、多様化・深刻化する児童生徒の健康課題に対して、きめ細かな指導・支援を行うことが求められています。4月に改正された「義務教育標準法」における定数の標準でも、十分な対応が難しい状況にあることから、養護教諭の定数の標準の見直し及び加配教職員定数の改善による複数配置等、増員を図る必要があります。

県所管部課：教育委員会事務局

義務教育課
高校教育課
特別支援教育課

【8】適正な教育環境の整備について

所管省庁：文部科学省 総合教育政策局
初等中等教育局

現代的な諸課題を抱える児童生徒への支援や教育相談体制の充実を図るため、児童生徒等の障害の状態等に応じた施設整備による教育環境の適正化も含めて、必要な財政的支援の充実等を図ること。また、地域全体でこどもを育む環境の充実を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 小・中・高校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充に向け、財政的支援の充実を図ること。
- 2 校内教育支援センターの設置や施設整備、学習支援・相談支援を行う支援員等の配置など、不登校対策の充実を図ることができるよう、財政的支援を拡充すること。
- 3 へき地児童生徒援助費等補助金のうち遠距離通学費について、補助事業の5カ年上限の撤廃と、補助要件の緩和及び補助率の引上げを図ること。
- 4 家庭教育が担う役割の重要性を踏まえ、家庭教育支援施策の拡充など、地域全体でこどもを育む環境の充実を図ること。

【提案・要望の理由】

- 現在、いじめや不登校など、児童生徒が抱える様々な不安や悩みを解決していくための教育相談がますます重要となっています。
- スクールカウンセラーについては、小・中学校における一校当たりの勤務時間数が十分に確保されていないことに加え、高等学校における配置が限定的であるなど、各学校の実情や多様なニーズに十分対応できていない状況にあります。また、スクールソーシャルワーカーについても、一校当たりの配置時間が不十分であるほか専門的な技術と経験を有する人材の確保が課題となっているため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの安定的かつ十分な配置が必要であります。
- 校内教育支援センターについては、学校内で安心して学習や生活ができるよう、施設面の充実と人的支援が必要な状況にあります。不登校児童生徒の学びの保障に向け、校内教育支援センターの設置や施設整備、学習支援・相談支援を行う支援員等の配置など、不登校対策の充実を図る必要があります。
- スクールバスの運行は、近年の燃料費や人件費の高騰などの影響により、市町村にとって大きな負担になっています。児童生徒数の減少により今後も学校再編が見込まれることから、増加傾向にある遠距離通学児童生徒の通学手段を確保する必要があります。
- 家庭教育は、全ての教育の出発点であり、心身の健康をはぐくみ、基本

的な生活習慣、倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担っています。しかし、人口減少・少子高齢化、地域におけるつながりの希薄化など、子育てや家庭教育を支える地域環境が大きく変化し、家庭の教育力の低下が憂慮されており、その役割の重要性を踏まえ、家庭教育支援施策の拡充など、地域全体でこどもを育む環境の充実を図る必要があります。

県所管部課：教育委員会事務局

学校安全課
義務教育課
高校教育課
特別支援教育課
生涯学習課

【9】 公立学校施設の整備促進に係る施策の充実について

所管省庁：文部科学省 大臣官房
文教施設企画・防災部

地域の実情に応じた計画的な公立学校施設整備が促進されるよう、あらかじめ当初予算等による十分な財源を確保するとともに、実情に合った補助単価への引き上げや補助要件の緩和、適用範囲の拡大など補助制度の更なる充実を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 老朽化対策等の学校施設整備事業について、各自治体において事業を計画的に推進できるよう、令和9(2027)年度当初予算での必要な財源確保に加えて国土強靱化予算を継続的に確保するとともに、実情に合った補助単価に引き上げる。
- 2 長寿命化改良事業の補助要件の緩和や予防改修事業の対象工事の拡大を図るとともに、学校施設の建替の補助制度の充実を図ること。また、防災機能を強化する事業を始めとした各事業について、補助制度の更なる充実を図るとともに、地域の実情に応じた柔軟な整備が可能となるよう、リースや分割払いを活用した施設整備に対する新たな補助制度を構築すること。
- 3 専門高校も含めた高等学校施設についても、老朽化対策に加え脱炭素化の推進や気候変動に対応した空調等の設備や備品等の整備など、様々な課題に対応する必要があることから、財政支援措置の更なる拡充を図ること。
- 4 本県の特別支援学校体育館の空調設置は特に喫緊の課題であり、事業計画どおり令和9年夏に供用開始出来るよう、令和8年度補正予算等必要な財源を確保し、学校施設環境改善交付金の早期内定を実施すること。

【提案・要望の理由】

- 公立学校施設の老朽化対策等について、当初予算が減少傾向にある中で、補正予算を積極的に活用して進めているところですが、昨年度の事業採択において採択保留が多数発生したことから、事業計画の見直しが必要となるなど、今後の事業執行に影響が生じています。
- 補助単価についても、資材費等の建築費の上昇を踏まえて毎年増額されているものの、実際の工事に要する経費との間には依然として乖離がある状況です。
- 地方財政が厳しい状況にある中、各自治体が学校施設整備を計画的に推進できるよう、当初予算での必要な財源確保に加えて国土強靱化予算を継続的に確保するとともに、実情に合った補助単価を設定するよう強く要望します。
- また、長寿命化改良事業における築年数や下限額等の補助要件の緩和、予防改修事業における対象工事の内部改修への拡大など、補助事業の拡充を図ることに加え、今後は「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き」に示された目標年数を超えた学校施設の建替の補助制度の充実を図る必要があると考えます。
- さらに、学校施設は、児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には地域

住民の避難場所にもなるなど多様な社会的要請があることを踏まえ、空調設置、トイレ改修、バリアフリー化等、防災機能を強化する事業を始め、各事業について、補助率や上限額の引上げ、補助要件の緩和など補助制度の更なる充実を図ることを要望します。

- 特に、本県の特別支援学校体育館の空調設置は喫緊の課題であり、事業計画どおり令和9年夏に供用開始出来るようにする必要があります。については、仮に、今後、補正予算による措置から当初予算への移行を進める場合、移行期に谷間が生じ、当該年度の事業が実施困難にならないよう、補正予算又は予備費等で必要な財源を確保することを要望します。
- また、地域の実情に応じた柔軟な整備が可能となるよう、リースや分割払いを活用した施設整備に対する新たな補助制度を構築することを要望します。
- 国は、高等学校等就学支援金における所得制限の撤廃と私立加算額の引上げにより、私立高等学校授業料を実質無償化したところですが、家庭の経済状況によらず進路選択が可能となることで、公立高等学校の志願者の減少、引いては、地域における高校教育の維持向上が図れなくなることが懸念されます。このため、専門高校を含めた公立高等学校の魅力向上に向け、老朽化した施設の計画的な改修、脱炭素化の推進や気候変動に対応した空調等の設備、専門高校の備品等の整備などに対応するため、起債措置等の財政支援措置の更なる拡充を要望します。
- 特に高等学校の体育館の空調設置については、当初予算の充実により学校施設環境改善交付金の補助対象とするとともに、当該施設に係る光熱費を地方交付税措置の対象とすることを要望します。

[県所管部課：教育委員会事務局 施設課]

【10】特別支援教育の充実について

所管省庁：文部科学省 初等中等教育局

少子化が進む一方で、特別支援教育を受ける児童生徒は年々増加しており、障害の状態も多様化していることから、児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実に向けて、教員の配置や教育環境の整備等について更なる支援を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 特別支援学級の学級編制の標準の引下げや特別支援教育コーディネーターの専任化を図ること。
- 2 特別支援学校において国の設置基準を踏まえた教育環境の適正化を図るための施設整備について、一層の財政支援を図ること。
- 3 医療的ケアが必要な児童生徒等の状態に応じた看護師等の適切な配置に係る経費について、全額国が負担すること。
- 4 特別支援学校のスクールバス運行について財政支援の充実を図ること。

【提案・要望の理由】

- 特別支援学級の児童生徒は、障害の状態が多様化・重度化していることから、学級編制の標準を引き下げることや、特別支援教育コーディネーターを「義務教育標準法」に位置付けた上で専任化を図るなど、発達障害児等への指導体制をより一層充実させ、一人ひとりに合った適切な対応を行う必要があります。
- 特別支援学校における普通教室等の使用について、児童生徒等の実態等を十分に検討した上、教育課程の実施に支障のない範囲で、工夫して対応しています。令和3(2021)年9月に国の設置基準が示されたことから、教室不足の解消を図るため、既に特別支援学校として使用している建物の改修も国庫補助の対象とするなど、一層の財政支援を要望します。
- 令和3(2021)年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行となり、学校設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有することが規定されたことから、看護師等の適切な配置に係る経費について、全額国が負担することを要望します。
- スクールバスの運行は、近年の燃料費や人件費の高騰などの影響により大きな負担になっています。特別支援教育学校に在籍する児童生徒が安心して通学できる環境を将来にわたり維持するため、国による財政支援の充実を要望します。

県所管部課：教育委員会事務局 特別支援教育課
義務教育課
高校教育課
学校安全課
施設課

【11】児童生徒の学びを支えるICT環境整備の推進について

所管省庁：文部科学省 初等中等教育局

GIGAスクール構想の推進に向け、児童生徒が1人1台端末をより継続的・効果的に活用できるよう、また、教育データを利活用し、児童生徒一人ひとりに最適化された教育がより実践できるよう、次世代校務DX環境の整備等に係る経費、ネットワーク環境の維持・充実を含めた端末の周辺機器やソフトウェア等に係る経費、ICTの活用を支援する外部人材の確保やヘルプデスク等の設置に係る経費について助成措置の継続や拡充を行うとともに、必要な財政措置を講じること。また、次期学習指導要領の実施に合わせて導入が検討されているデジタル教科書について、教育委員会・学校等が教科書の採択をするに当たって、導入の判断に資する指針を早急に示すなど、必要な措置を講ずること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 教育データを利活用し、児童生徒一人ひとりに最適化された教育がより実践できるよう、次世代校務DX環境の整備・更新・維持に係る経費について、財政措置を継続し、併せて補助率の拡大を行うこと。
- 2 GIGAスクール構想の推進に向け、児童生徒が1人1台端末をより継続的・効果的に活用できるよう、良好な通信環境の整備・維持、端末の周辺機器やソフトウェア等の整備・更新に係る経費について、助成措置の継続を行うとともに助成対象経費を拡大し、また、高等学校における経費も助成対象とするなど、助成措置の拡充を行うこと。
- 3 学校におけるICTを活用した教育の充実が引き続き求められていることから、ICT支援員等の外部人材確保などに係る経費について、助成措置を継続し、併せて補助率の拡大を行うこと。
- 4 次期学習指導要領が実施される2030年にデジタル教科書の導入が検討されているが、教科書採択において混乱が生じないよう、活用が期待される学年や教科、学習場面等に関する一定の指針を国において早急に示すこと。

【提案・要望の理由】

- 働き方改革を含めた教育の質の向上のためには、教育データを利活用した授業改善や業務改善の推進が必要不可欠であり、そのためには、次世代校務DX環境の整備等に係る経費の確保が課題となります。
- GIGAスクール構想に基づく補助事業により、市町立学校及び県立学校では、それぞれ1人1台端末の更新や本格的な活用が進んでいるところですが、財政負担が大きく、現状の補助内容では、学校のICT環境を充実・維持していくことが困難な状況にあります。
- また、ICTの活用を支援するICT支援員等の人材確保などに係る経費が、自治体にとって大きな負担となっています。

- そこで、教育の情報化における先進的・先端的取組を推進するための公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金等の継続と補助率の拡大に加え、助成措置の新設・拡充など必要な財政措置を要望します
- 今年度から国で開催されている「デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議」における「導入に向けた論点」に示されているとおり、教科特性や児童生徒の発達段階などを考慮する必要があります。

〔 県所管部課：教育委員会事務局 教育政策課
義務教育課
高校教育課 〕

【12】 成長産業の育成支援について

所管省庁：経済産業省 経済産業政策局
製造産業局
商務情報政策局
厚生労働省 人材開発統括官

地域経済の持続的な発展を図っていくため、成長産業の育成に対する支援等を継続・拡充すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 地域経済の持続的な発展を図っていくため、企業の成長分野への新規参入や新たな技術・製品の開発、リ・スキリング、新たな販路の開拓等の支援の継続のほか、企業の設備投資に対する優遇税制の拡充など、成長産業の育成に対する各種支援に取り組むこと。

【提案・要望の理由】

- デジタル化やカーボンニュートラルへの対応など時代の潮流に的確に対応し、地域経済の持続的な発展を図っていくためには、将来における市場規模等から今後の成長性や、県内企業の参入が期待される産業の振興を図っていくことが重要になっていることから、新たに策定した本県産業施策の基本指針「とちぎ産業成長戦略 2026-2030」では、半導体やロボット、宇宙などの本県の強みを踏まえた新たな成長産業の育成や集積等を掲げ、積極的に取組を推進しています。
- 一方、企業がこうした産業への新たな参入や事業拡大等を進めるに当たっては、自社で保有する技術・製品の高度化をはじめ、販路の開拓や専門的な知識を有する人材の育成・確保、新たな設備投資など、個々の企業の実情に応じた多様な支援が必要です。
- そこで、地域経済の発展に向けた成長産業の育成を図るため、企業の成長分野への新規参入や新たな技術・製品の開発、リ・スキリング、新たな販路の開拓等の支援の継続のほか、地域未来投資促進法に基づく企業の設備投資への優遇税制の拡充を要望します。

県所管部課：産業労働観光部 産業政策課
工業振興課

【13】 産業基盤の強靱化支援について

所管省庁：経済産業省 経済産業政策局
製造産業局
商務情報政策局

製造業における産業基盤の強靱化に向けた取組に対する支援等を拡充するとともに、米国による相互関税や中東情勢の影響等により県内企業に影響が生じないよう必要な対応・施策を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 製造業における産業基盤の強靱化を図るため、海外からの生産拠点の国内回帰や新たな調達先の確保、自社における製品の内製化、企業の設備投資に対する優遇税制等の支援を拡充すること。
- 2 米国による相互関税や中東情勢の影響等により、県内企業に影響が生じないよう必要な対応・施策を講じること。

【提案・要望の理由】

- 国際情勢の大きな変化等により、サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、国内における生産拠点等の整備を進め、製品や部品等の円滑な供給を確保する必要性が高まっており、サプライチェーンの強靱化に向けた取組を引き続き進める必要があります。
- また、国の経済安全保障政策により、半導体等の重要物資に関する国内投資の動きが加速し、中小企業等が参画するチャンス等の拡大や企業による新たな生産拠点等の整備が進められているところであり、企業の設備投資等に対する最大限の支援が必要です。
- 一方、輸入品に対する米国の相互関税や中東情勢の影響等に伴い、全国有数のものづくり県である本県では、県内企業の業績に大きな影響が生じることが懸念されているところです。
- そこで、これまで進めてきた産業基盤の強靱化の流れを止めることがないよう、海外からの生産拠点の国内回帰や新たな調達先の確保、製品の内製化等を進める製造業に対する支援のほか、地域未来投資促進法に基づく優遇税制等の拡充など、企業の設備投資に対する支援の拡充を図るとともに、米国の相互関税や中東情勢の影響等により、県内企業に影響が生じないよう必要な対応・施策を講じることを要望します。

県所管部課：産業労働観光部 産業政策課
工業振興課

【14】 原油価格・物価高騰下等における中小企業等支援について

所管省庁：経済産業省 イノベーション・環境局
資源エネルギー庁
中小企業庁

中東情勢の影響等による原油価格・物価の高騰や米国による関税措置等の影響を受けた中小企業等の資金繰りに支障を来さぬよう対策を講じること。
また、原油高騰による影響が特に大きいものづくり企業に対し、省エネ性能の優れた製造工程への転換に向けた取組への支援など、必要な対策を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 中東情勢の影響等による原油・原材料高騰等の長期化や、米国による関税措置等の影響により、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は厳しい状況にあることから、中小企業等の資金繰りに支障を来さないよう対策を講じること。
- 2 原油高騰による影響が特に大きいものづくり企業における、省エネ性能の優れた製造工程への転換に向けた取組に対し継続した支援を行うこと。

【提案・要望の理由】

- 中東情勢の影響等による原油・原材料高騰等の長期化や、米国による関税措置等の影響により、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は厳しい状況にあることから、セーフティネット保証等の状況に応じた速やかな発動や、政府系金融機関における融資制度の充実・強化による中小企業等の資金繰り支援を要望します。
- あわせて、エネルギーへの依存が大きいものづくり企業において、原油高騰に伴う経済的負担の影響を受けにくい生産体制に転換するとともに、サプライチェーン全体でのカーボンニュートラル化が求められる中で中小企業等の競争力を強化していくためにも、エネルギー効率の高い設備の導入等、省エネ性能の優れた製造工程への転換に向けた取組に対し、支援の継続を要望します。

〔 県所管部課：産業労働観光部 経営支援課 工業振興課 〕

【15】よろず支援拠点の継続設置について

所管省庁：経済産業省 中小企業庁

「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」による無料経営相談所として設置されているよろず支援拠点を継続して設置すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 よろず支援拠点は、中小企業・小規模事業者の様々な経営上の課題に向き合うワンストップ相談窓口として大きな役割を果たしていることから、令和9(2027)年度以降も継続して設置されるよう措置を講じること。

【提案・要望の理由】

- 平成26(2014)年度から各都道府県に設置されているよろず支援拠点は、相談先に悩む中小企業・小規模事業者の相談窓口として、広く相談に応じ総合的・先進的なアドバイスや他の支援機関との総合調整を行うなど、地域の経営相談支援体制の中心的役割を果たしています。
- 平成26(2014)年度の開設以来、本県の相談件数の累計は、約10万件となり、延べ相談者数も7万者以上となっており、地域の相談窓口として不可欠な存在となっています。
- 地域経済や雇用を支える極めて重要な存在である中小企業・小規模事業者の創業から成長、事業承継に至るまでを支援するよろず支援拠点について、令和9(2027)年度以降も継続して設置することを要望します。

〔県所管部課：産業労働観光部 経営支援課〕

【16】 商工会館の施設整備等への支援について

所管省庁：経済産業省 中小企業庁
総務省 自治財政局
国土交通省 都市局

商工会館の施設整備等に係る財政支援を充実させること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 地域の中小企業・小規模事業者の支援拠点である商工会館の老朽化対策及び機能強化が図られるよう、施設整備等に係る財政支援を充実させること。

【提案・要望の理由】

- 県内の商工団体（商工会及び商工会議所）が自己所有する商工会館は、耐用年数を超えた建物（築50年以上）及びまもなく耐用年数を迎える建物（築40～49年）が半数を超えており、団体側からは、「小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）（令和7年3月25日閣議決定）」に商工会館の施設整備費等の事業費への支援が都道府県の責務として明記されたことを契機に、建替や修繕等への支援が強く求められています。
- 商工会館は、経営支援の拠点としての機能のみならず、災害時には事業継続等への支援拠点としての機能を担っていますが、老朽化等により、十分に機能を発揮することが困難になってきています。
- 商工会館を地域における社会資本と位置づけ、災害のほか、まちづくり拠点、インキュベーション施設等の機能の強化が図られるよう、施設整備等に係る財政支援の充実を要望します。

[県所管部課：産業労働観光部 経営支援課]

【17】 持続的な賃上げと人手不足の解消について

所管省庁：厚生労働省 職業安定局
雇用環境・均等局
人材開発統括官
経済産業省 中小企業庁

中小・小規模事業者の持続的な賃上げと人手不足の解消に向けた支援策を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 成長分野への積極投資やリ・スキリングを通じた生産性向上の支援のほか、価格転嫁の促進による取引適正化を含め、地域の中小・小規模事業者の自発的な賃上げを可能とする環境整備を推進すること。
- 2 働き方改革の推進と人手不足の解消を求める中小・小規模事業者を支援する地方が活用しやすい仕組みの構築を検討すること。

【提案・要望の理由】

- 物価高騰等が続く中、根付き始めた賃上げの流れを継続したものにするためには、地域の中小・小規模事業者が自発的に賃上げを行える環境を整えることが必要です。
- 企業が収益を上げ、その成果が労働者に十分に配分できるよう、国においては、成長分野への積極投資や労働者に対するリ・スキリングを通じた生産性向上支援のほか、「パートナーシップ構築宣言」の普及等により価格転嫁を促進し、取引適正化の取組を一層強化し、地方においても構造的な賃上げの実現が図られるよう要望します。
- また、少子高齢化の進展や労働基準法による時間外労働の上限規制の適用等に伴い、企業における人手不足が顕在化しています。働き方改革の推進が人手不足の原因となることのないよう、働き方改革の推進と人手不足の解消を求める中小・小規模事業者を支援する地方が活用しやすい仕組みの構築を要望します。

〔 県所管部課：産業労働観光部 工業振興課
労働政策課 〕

【18】産業を支える人材の確保・育成について

所管省庁：厚生労働省 人材開発統括官

ものづくり分野に従事する若年技能者の確保・育成は喫緊の課題であることから、雇用情勢の変化やデジタル化にも対応できるよう、職業訓練の充実に向けた支援策の強化を図ること。

特に、人材育成に当たって公共職業訓練の果たす役割は大きいことから、公共職業能力開発施設の機能強化や高度化に向けた施設整備や指導員のスキルアップ等に対し十分な支援を行うこと。

また、2028年技能五輪国際大会の開催決定を契機とし、技能の振興や継承に向けた必要な施策の充実を図ること。

併せて、労働者や若年者の技能習得において重要な役割を担う技能検定について、今後も安定した実施が可能となるよう、技能検定手数料の適切な見直し及び十分な支援を行うこと。また見直しにあたっては技能検定を受検しやすい環境づくりが重要であることから、受検者の経済的負担を低減させるため、十分な支援措置を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 ものづくり産業を支える人材、デジタル化に対応し、生産性向上に資する人材を育成するため、公共職業訓練に対し、雇用情勢等の変化に応じた支援強化を行うこと。
- 2 公共職業能力開発施設の機能強化や高度化に向けた施設設備の整備や修繕工事、職業訓練指導員の能力向上等を行う地方公共団体に対し、必要かつ十分な財政措置を講ずること。
- 3 2028年技能五輪国際大会開催を好機と捉え、ものづくり産業を支える技能者のPRを含め、技能の振興や継承に向けた必要な施策の充実を図ること。
- 4 技能検定が今後も安定して実施できるよう、技能検定手数料について、物価高騰や人件費の増加に対応する適切な見直しを行うとともに、「技能向上対策費補助金」の予算の充実を図ること。また、技能検定手数料の見直しに当たっては、「若者技能検定受検料減免」について、補助対象者の年齢等の対象範囲の拡大等を行うこと。

【提案・要望の理由】

- ものづくり分野に従事する若年者の確保・育成は喫緊の課題であるとともに、短期間で解決できる課題ではないため、雇用情勢の変化やデジタル化に対応し、生産性向上に資する人材が育成できるよう、離職者向け職業訓練を含めた公共職業訓練を行う地方公共団体に対し、職業訓練の充実に向けた支援強化を要望します。

- 地域経済の発展を支える人材育成に当たって、公共職業訓練施設の果たす役割は大きく、ものづくり企業で進むデジタル化に対応できる先進技術やIT、IoT等の訓練環境を整備するなど、機能強化や高度化を進めていく必要があります。また、本県の職業能力開発校は、開設から20年以上が経過していることから、施設の修繕が必要であるとともに職業訓練指導員の資質向上も求められています。
- そのため、公共職業能力開発施設や訓練機器の整備、職業訓練指導員の能力向上等を行う地方公共団体に対する「職業能力開発校設備整備費等補助金(職業能力開発校設備整備費等事業費)」の十分な予算確保を引き続き行うことを要望します。また、公立高校においては「高等学校教育改革等推進事業債」が新設されたところであり、公共職業能力開発施設においても同様の地方財政措置を要望します。
- 2028年には技能五輪国際大会が日本・愛知において開催されることが決定し、国内外に日本のものづくり産業を支える技能をアピールする契機であることから、国際大会の開催にとどまらず、幅広い職種での技能尊重機運醸成に向けた周知・啓発を充実されるよう要望します。
- 技能検定は、労働者や若年者の技能習得、技能向上を図る上で重要な役割を担っていますが、物価高騰や人件費の増加による支出の増大や社会情勢の影響による不安定な収入が続く中で、中央協会から購入する試験問題費用負担も大きく、検定を実施する県職業能力開発協会の運営は逼迫した状態にあります。そのため、技能検定に係る収支の均衡を図り、今後も着実に実施できるよう、技能検定手数料の見直し及び技能向上対策費補助金の補助率の引き上げ等を行うよう要望します。
- なお、技能検定受検料の見直しに当たっては、経済的負担の増加によって受検者の技能検定受検意欲が低減することのないよう、技能検定を受検しやすい環境づくりも併せて進めることが重要であることから、「若年技能検定受検料減免」の対象範囲の拡大及び手数料見直しに合わせた減免額の拡充を行うとともに、十分な周知・準備期間が確保されるよう要望します。

[県所管部課：産業労働観光部 労働政策課]

【19】食料・農業・農村基本法を踏まえた食料安全保障の確保等の施策の展開について

所管省庁：農林水産省 大臣官房
消費・安全局
農産局

食料安全保障の確保等について、農業の持続的な発展に資する実効性のあるものとなるよう、担い手の確保・育成や生産力・販売力の強化、農村振興等に対する施策の充実・強化や十分な予算の確保を図ること。

また、食料システム法に基づく適正な価格形成に向けた制度の運用や、安定的な農業者の所得の確保に向けた対策を進めるとともに、理解促進や行動変容等に関する施策推進や消費拡大等の取組への支援の充実を図ること。

さらに、中東情勢の悪化等により、県内農業に悪影響が生じないよう必要な対策を講じるほか、農業経営の体質を強化し、農産物の競争力を高める施策を実施すること。

加えて、食品にかかる消費税減税等の制度変更を行う場合は、農業者に不利益が生じないよう、必要な措置を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 食料安全保障の確保等について、農業の構造転換を集中的に推し進めるとした食料・農業・農村基本計画に基づき、農業の持続的な発展に資する実効性のあるものとなるよう、担い手の確保・育成や生産力・販売力の強化、農村振興等に対する施策の充実・強化や十分な予算の確保を図ること。
- 2 食料システム法に基づき、持続可能で適正な取引が推進されるよう、現場の実情を踏まえ、生産・流通・消費の関係者全てが納得感の持てる制度の運用を図ること。特に、米や生乳については、農業者の所得が安定的に確保されるよう、速やかで効果的な対策を講じること。
また、適正価格に対する国民の理解促進や行動変容に関する施策推進に取り組むとともに、地方における消費拡大等の取組への支援の充実・強化を図ること。
- 3 中東情勢の悪化等により、県内農業に悪影響が生じないよう必要な対策を講じるほか、農業者が安心して農業経営を維持・発展できるよう、的確で迅速な情報提供や相談体制の確保、セーフティネットの充実を図るとともに、農業の体質を強化し、農産物の競争力を高める施策を実施すること。
- 4 現在国が検討している食品にかかる消費税のみを減税するなどの制度の変更を行う場合は、農業者に不利益が生じないよう、必要な措置を講じること。

こと。

【提案・要望の理由】

- 食料情勢の変化や気候変動リスクの高まりなど農業を取り巻く情勢の変化に対応するため、国では、改正食料・農業・農村基本法に基づき、新たな食料・農業・農村基本計画を策定し、初動5年間で「農業構造転換集中対策期間」として農地の大区画化や共同利用施設の再編集約・合理化、スマート技術の開発と生産方式の転換・実装、輸出産地の育成、食料安全保障の確保等を図るとしています。

本県においても、本年3月に策定した「栃木県農業振興計画」に基づき、新規就農者の確保・育成、米麦・園芸・畜産の生産力の強化、県産農産物のブランド化や輸出拡大、気候変動に適応するための新品種・新技術の開発、生産基盤の整備等を通じた優良農地の確保や適正利用の推進、農村の稼ぐ力の向上など、食料安全保障の確保につながる取組を進めていることから、国における施策の充実・強化や十分な予算の確保を要望します。

- そして、国が進める農産物の適正な価格形成については、食料システム法に基づき、4月に米のコスト指標が公表されたところであり、今後その他の品目におけるコスト指標の検討にあたっては、生産費を考慮した適正な価格形成を行う仕組みを構築するほか、この指標に基づき適正取引に向けた運用がなされるよう要望します。

特に、米については、農業者が安心して営農を継続していくため、再生産価格が確保されることが重要であり、農業者と消費者の双方が納得できる適正価格が実現されるよう、迅速かつ十分な対策が必要です。また牛乳・乳製品については長年の低価格傾向が社会に浸透しており、生乳価格の値上げが大きな消費減少につながることから、全国的な課題として国による積極的な対策を要望します。

また、本県では、食と農業の持続性を確保するため、生産から流通、消費に係る情報発信等により、相互理解と応援行動を促す県民参加型運動を展開するほか、地産地消の拡大や地域農産物のPR等に取り組むこととしており、こうした地方の取組に対する支援の充実・強化が必要です。

- 加えて、中東情勢の悪化により、農業県である本県では、県内の農業や農産物の流通に影響が生じることが懸念されます。そこで、悪影響が生じないよう必要な対策を講じるほか、農業者が安心して農業経営を維持・発展できるよう、的確で迅速な情報提供や相談体制の確保、セーフティネットの充実を図るとともに、農業の体質を強化し、農産物の競争力を高める施策を実施することを要望します。

- 併せて、食品にかかる消費税のみを減税するなどの変更を行う場合は、その運用によっては、免税事業者が多い農業分野において、農業者の売り上げや収益に影響を及ぼすことが懸念されることから、制度の運用にあたっては、農業者に不利益が生じないように、必要な措置を講じることを要望します。

県所管部課：農政部 農政課
農村振興課
経済流通課
経営技術課
生産振興課
畜産振興課
農地整備課

【20】 農業用資材価格高騰の長期化等に対する支援の充実・強化について

所管省庁：農林水産省 大臣官房
農産局
畜産局
経営局
水産庁

燃料、飼料、電気料金、農業用資材等の価格高騰により、経営が圧迫されている生産者の経営安定に向け、各種セーフティネット制度や緊急支援のほか、中長期的な視点から農業経営の体質強化を図る取組への支援について、充実・強化等を図ること。

また、農業者が安心して農業経営を維持・発展できるよう、収入保険制度等の必要な財源の確保や制度の充実・強化等を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 燃料・配合飼料のセーフティネットについて、必要となる財源の確保や、価格高騰の長期化に伴う基準価格の上昇により制度が発動しにくくなる等の課題の改善を図るほか、夏季の高温対策等により電気料金の高騰の影響を受けている花きや、価格が海外情勢に左右される粗飼料については、セーフティネット制度を構築すること。
- 2 中東情勢の緊迫化の影響等によるハウス用の鉄骨・パイプ・ビニール、出荷用の段ボール等の生産・出荷に係る資材価格の高騰等に対する緊急支援策を講じること。
- 3 中長期的な視点から農業経営の体質強化を図るため、スマート農業機器の普及拡大、耕種農家と畜産農家のマッチングによる耕畜連携の促進や、施設園芸における省エネルギー機器の導入への支援の充実・強化を図ること。
- 4 農業者が安心して農業経営を維持・発展できるよう、収入保険制度や野菜価格安定制度について、恒久化や必要な財源の確保を図るとともに、新規就農者や新たな品目の栽培に取り組む農業者のリスクを軽減するため、収入保険制度における加入資格について、青色申告の実施を前提としつつ、加入要件について特例を設けるなど、制度の充実・強化を図ること。

【提案・要望の理由】

- 不安定な国際情勢や為替相場の影響等による燃料、飼料等の農業用資材の価格の高騰に対して、国では、配合飼料のセーフティネットの要件緩和や、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下、臨時交付金という。）等による支援措置を講じ、本県としても、これらを活用した農業者への支援策や、農業団体等と連携した技術対策等の推進を図ってきたとこ

るです。

- しかしながら、農業用資材等の価格は、令和元(2019)年に対して燃油で1.7倍(令和8(2026)年6月)、配合飼料で1.4倍(令和8(2026)年3月)、肥料で1.4倍(令和8(2026)年4月)など現在も高止まりしており、農業経営を圧迫する状況が長期化しているため、農業の持続的な発展に向けては、セーフティネットの充実・強化や緊急支援策等が重要です。
- このため、イチゴやトマト等の施設園芸の加温に使われる燃料においては、生産者と国などが積み立てる施設園芸セーフティネット構築事業については、価格の高止まりに連動して交付基準も高くなることから制度が発動しにくくなる課題や、生産者の積立単価の上昇や加入時の必要経費の増加による生産者の負担増などの課題の改善が必要です。
- 特に、近年は夏季の猛暑が続いており、花きではヒートポンプ等による温度調節で生産管理しているものの、電気料金が高止まりして経営を圧迫しているため、新たにセーフティネット制度を構築することが必要です。
- また、配合飼料価格の高騰による畜産農家への影響を軽減する配合飼料価格安定制度については、価格の高止まりに連動して交付基準が高くなり制度が発動しにくくなる課題や、生産者の積立単価が上昇する等の課題の改善が必要です。また、配合飼料と同様に価格が海外情勢に左右される粗飼料においても、新たにセーフティネット制度を構築していくことが必要です。
- さらに、内水面漁業の振興では、漁業経営セーフティネット構築事業について、漁業用燃油の補填金と比べて負担の大きな養殖用配合飼料の負担割合の見直しや、育成後の販売を伴わない放流用種苗養殖を支援対象に加えることが求められています。
- 併せて、セーフティネット制度がない肥料を始め、農薬、ハウス用の鉄骨・パイプ・ビニール、出荷用段ボール等の資材価格高騰の影響緩和を図るためには、農産物価格への転嫁が進みにくく、自治体等の財源や人材も限られる状況にあって、臨時交付金などの必要な財源の確保や、事務負担の軽減を図った制度設計が必要です。
- そして、中長期的な視点から、生産コストの低減等により、持続性のある農業構造へと転換していくことが重要なため、スマート農業機器の普及拡大や、自給飼料の増産と化学肥料の低減に繋がる耕畜連携の推進、施設園芸におけるヒートポンプや循環扇、多重被覆資材の導入等に対する国庫支援などが必要です。
- 加えて、このような厳しい状況が続く中、新規就農者の確保・育成や、収益力の向上のための露地野菜の導入の推進に当たっては、収入保険制度や野菜価格安定制度によるセーフティネットの充実・強化が有効なため、安定的な財源の確保が必要です。特に、収入保険制度における加入資格については、青色申告の実施を前提としつつも、特例制度を設けるなど加入要件の緩和を図るほか、新規就農1年目の農業者に対しては、加入申込み時点から保険期間が開始されるような制度設計の見直し等を要望します。

県所管部課：農政部 農政課
農村振興課
経済流通課
経営技術課
生産振興課
畜産振興課

【21】 農業の生産性向上や農業用水の安定確保、増大する災害リスク対応に必要な農業農村整備の推進に向けた安定的な財源確保と制度拡充等について

所管省庁：農林水産省 農村振興局
農産局
畜産局

生産性向上等に向けた生産基盤の強化にあたり、スマート農業機械や大型機械に対応した基盤整備や農地の大区画化を集中的に進めるために必要な財源措置を講じること。

また、農業用水の安定供給にあたり、国営造成施設の計画的な更新や、突発事故復旧時における早急な事業活用が可能となるような財政協議の簡略化、水土里ビジョンの策定促進につながる対策、農業用施設の盗難対策の支援制度を講じること。

さらに、増大する災害リスクに対応するため、防災重点農業用ため池整備や流域治水などの農村地域の防災減災対策を集中的かつ計画的に実施するために必要な財源を確保すること。

農業の生産性向上や農業用水の安定確保、増大する災害リスクへの対応を図るためには、農業農村整備事業の着実な実施が不可欠であることから、当初予算での財源措置を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 生産性向上等に向けた生産基盤の強化について、スマート農業機械や大型機械に対応した基盤整備や農地の大区画化を集中的に進めるため、必要な財源を確保すること。
- 2 農業用水の安定供給について、老朽化している国営造成施設の突発事故は農業者に与える影響が大きいため、計画的に更新整備を進めること。
また、国営造成施設土地改良施設突発事故復旧・防止事業（直轄）における財務省協議を簡略化し、早急に事業活用ができるよう制度の改善を図ること。
さらに、水土里ビジョンの策定にあたり、国営事業地区の地域協議会への参加やビジョン策定につながる支援策を講じること。特に、重要施設（ビジョン策定地区等）の機能診断については、必要な財源の確保を図ること。
加えて、農業用施設の盗難被害に対する復旧や防犯対策への支援制度を設けること。
- 3 災害リスクに対応するため、防災重点農業用ため池整備や河川流域の関係者が協働して行う「流域治水」などの農村地域の防災・減災対策を集中的かつ計画的に実施するために必要な財源を確保すること。
- 4 農業の成長産業化や農業用水の安定供給、農村地域の防災・減災力の強化に不可欠な農業農村整備事業の計画的な推進に向けて、国の当初予算段

階における安定的な財源を確保すること。

【提案・要望の理由】

- 農業従事者の減少・高齢化に伴う生産力の低下や、主食用米の需給動向や価格の変動、自然災害の頻発化、など、農業・農村を取り巻く情勢が大きく変化する中、本県においては、『とちぎ農業未来共創プラン』に基づき、地域農業を支える担い手の確保・育成や生産力の強化、持続的な農業の確立、農村地域の防災力・減災力の強化などの各種施策を展開しております。
- まず、担い手の育成や生産性の向上にあたっては、農地バンクと連携した担い手への農地集積・集約化や、露地野菜・麦・大豆・飼料作物の生産拡大を図るとともに、自動走行農機等の性能を最大限に生かせる農地の大区画化やICTを活用した自動給水栓等のスマート農業に対応した基盤整備を着実に推進する必要があることから、農地整備事業や施策効果の即効性がある畦畔除去等による農地の大区画化の予算確保を要望します。
- 次に、農業用水の安定供給にあたっては、老朽化の進む国営造成施設は農業者への影響が大きく、継続的な機能の確保が必要なことから、施設の計画的な更新整備の実施を要望します。
- また、国営造成施設の突発事故が発生した際に、迅速かつ機動的な復旧により、被害の拡大を防ぎ、早期に営農が再開できるよう、土地改良施設突発事故復旧・防止事業（直轄）における財務省協議を簡略化し、早急に事業の活用が可能となるよう制度の改善を要望します。
- さらに、国営事業地区での水土里ビジョンの策定では広域的かつ多様な意見の集約等が必要なことから、地域協議会への参加や機能保全計画の策定支援等を要望します。並びに、ビジョン策定地区や省力化に取り組む重点施設の機能診断を計画的に進めていく必要があることから、十分な予算確保を要望します。
- 加えて、農業用施設の銅製ケーブルの盗難が多発する状況において、復旧にかかる労力や費用の軽減、施設の防犯対策を講じる必要があることから、支援の充実を要望します。
- 最後に、頻発化・激甚化する異常気象に対応するには防災重点農業用ため池などの農業水利施設の防災工事等を集中的かつ計画的に実施することや、湛水被害の未然防止や軽減を図るために河川流域の関係者が協働して行う「流域治水」の対策を計画的に実施することが重要であることから、安定的な財源確保を要望します。
- しかしながら、農業農村整備事業に係る国の予算は、平成22(2010)年度に大幅に削減されて以降、徐々に回復しているものの、令和8(2026)年度当初予算においては、削減前の8割程度と依然として厳しい状況であることから、農業農村整備事業の計画的な推進のため、国の当初予算段階における安定的な財源確保を要望します。

〔 県所管部課：農政部 農村振興課
生産振興課
畜産振興課
農地整備課 〕

【22】 需要に応じた水田農業の推進について

所管省庁：農林水産省 農産局
経営局

米は本県農業を支える基幹作物であり、需要に応じた米づくりを着実に推進するため、人口減少や令和6年夏からの価格高騰など喫緊の課題を踏まえ、より実態に即した需給見通しを提示するとともに、農業者が将来にわたり安心して営農を継続できるよう、農業者と消費者の双方が納得できる価格形成の実現に向け、あらゆる方策を講じること。

また、令和9(2027)年度以降の水田政策の見直しについては、生産現場の実態や課題に配慮し、具体的な内容を農業者や関係機関等に丁寧に説明するとともに、各種施策の拡充と十分な予算の確保を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 米の安定供給に向け、需要に応じた米生産を着実に進めていくため、需給に係るこれまでの取組を検証し、見直しの検討を進めながら、中長期的な展望に立ち、社会経済情勢の変化を的確に捉えるなど、より実態に即した需給見通しを提示するとともに、農業者が安心して営農を継続できる再生産価格を確保でき、生産・消費双方が納得できる米の価格形成の実現に向け、あらゆる方策を講じること。
- 2 令和9(2027)年度以降の水田政策の見直しについては、生産現場の実態や課題に配慮し、具体的な内容を農業者や関係機関等に丁寧に説明するとともに、農業者の所得を確保するため、麦・大豆・飼料用米等の生産体制の強化に向けた支援、経営所得安定対策の推進を担う地域農業再生協議会関連予算の確保など、地域の取組状況を踏まえた制度設計とすること。
- 3 飼料用米・米粉用米の戦略作物助成について、農業経営の安定化を図るため、収入保険の対象収入に含めること。
- 4 食生活の多様化やライフスタイルの変化等に伴う主食用米の需要量の減少への対応については、需給環境の改善に向け、食料自給率向上にもつながる、米粉を活用した商品や簡便調理商品など新たなニーズに着目した商品の開発・販売支援、消費拡大など実効性のある対策を講じること。

【提案・要望の理由】

- 国において、食料安全保障の強化に向けた体制づくりが進められる中、米を安定的に生産・供給するためには、農地の8割を水田が占める本県の強みを活かすなど、米主産県が地域の優位性を活かし、米づくりを推進していくことが必要であると考えます。
- また、米づくりは本県農業の要であり、米の需給動向を的確に把握し、県産米を安定的に供給できるよう、需要に応じた生産を推進するとともに、農業者が減少する中で持続可能な農業を実現するためには、米農家が安心して営農を継続できる再生産価格が確保されることが重要です。
- このため、国においては、需給に係るこれまでの取組を検証し、見直しの検討

を進めながら、人口減少等に伴う長期的な需要減少を踏まえた、より実態に即した需給見通しを提示するとともに、農業者と消費者の双方が納得できる米の価格形成の実現に向け、必要な対策を十分に講じるよう求めます。

- 国の新たな食料・農業・農村基本計画では、担い手の確保育成や農地の集積・集約化による農業生産基盤の強化、経営所得安定対策等の着実な推進等による農業経営の安定化とともに、令和9(2027)年度以降の水田政策の方向性を示し、水田、畑に関わらない作物毎の生産性向上等の支援への転換などが盛り込まれていることから、国においては、現場の状況に十分に配慮し、課題の把握に努めるとともに、農業者が令和9年産に向けしっかり準備できるよう、見直しの具体的な内容を農業者・関係機関等に丁寧に説明するとともに、各種施策の充実と十分な予算の確保を図ることを求めます。
- また、農業者の所得確保に向け、麦・大豆等の主要作物や地域の特色ある作物毎の支援の充実に必要な予算の確保と、国産飼料の確保の観点から飼料用米に対する支援を充実させることを求めます。
- さらに、飼料用米・米粉用米の戦略作物助成については、収入保険の対象収入に含まれないことから、生産者の作付転換が円滑に進み、自然災害等が発生した際においても農業経営の安定が図られるよう、同助成を対象収入として含めることを求めます。
- 加えて、食生活の多様化やライフスタイルの変化等に伴い主食用米の需要量の減少が見込まれることから、輸入小麦からの代替が期待でき、アレルギーが少なく、食料自給率向上にもつながる、米粉を活用したパンや麺などの商品や調理が簡便なインスタント食品など、新たなニーズに着目した商品の開発・販売支援や消費拡大等、実効性のある対策を求めます。

〔 県所管部課：農政部 経済流通課
生産振興課 〕

【23】新規就農者の確保・定着に向けた支援の拡充等について

所管省庁：農林水産省 経営局

農業に意欲ある新規就農者を確保・定着させるため、「経営発展支援事業」を全額国費化するとともに希望する全ての新規就農者に支援できるよう、必要な予算の確保や、支援額の引き上げを行うこと。また、事務の簡素化を図ること。

さらに、新規就農者の定着に向けては、研修農場（トレーニングファーム）の果たす役割が重要であることから、その整備に関する事業の予算の拡充を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 「新規就農者育成総合対策事業」のうち「経営発展支援事業」の実施については、事業費の1/4を都道府県が負担することとなっているが、これを、全て国費により措置するとともに、希望する新規就農者全員が支援を受けられるよう、十分な予算を確保するほか、支援額の引き上げを行うこと。また、申請における添付書類が多く事務が複雑なことから、書類の簡素化を図ること。
- 2 「新規就農者育成総合対策事業」のうち「農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業」については、研修農場（トレーニングファーム）の設置・運営に関する予算の拡充を図ること。

【提案・要望の理由】

- 農業従事者が減少する中、持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組を総合的に講じていく必要があります。
- これまでの「農業次世代人材投資事業」では、国が全額を負担し、地方が新規就農者の定着に向けた技術・経営指導等の役割を担うことで、国と地方がそれぞれの役割に応じ、資金面・技術面の両面から支援を行い新規就農者の確保・定着を図ってきたところです。
- こうした中、令和4(2022)年度に創設された「新規就農者育成総合対策事業」のうち「就農準備資金」及び「経営開始資金」については、これまでの「農業次世代人材投資事業」と同様に、全額を国費により措置されているものの、「経営発展支援事業」については、事業費の1/4を都道府県が負担することとなっています。しかし、都道府県の財政力によっては、支援対象者数や支援額等に地域格差が生じることにつながりかねないことから、全額を国費により措置するとともに、ポイント制を廃止するよう要望します。また、近年の資材価格の高騰等により経営開始時の施設・機械等の投資額が増加していることから、令和8(2026)年度予算から交付額が

増額となった「就農準備資金」及び「経営開始資金」と同様に、経営発展支援事業においても補助上限額や補助率の引き上げを要望します。さらに、申請書類の添付資料が多く、交付主体における事務が繁雑であることから、添付書類の精査による事務の簡素化を要望します。

- また、新規就農者の着実な定着のためには、研修農場（トレーニングファーム）における、より実践的な農業技術等の習得が有効な手段であるが、その設置・運営には費用がかかることから、「新規就農者育成総合対策事業」のうち「農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業」について、研修用農地や指導員の確保等、設置・運営に向けた予算の拡充を要望します。

〔県所管部課：農政部 経営技術課〕

【24】 確保すべき農用地の都道府県面積目標の管理手法について

所管省庁：農林水産省 農村振興局

農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）における農地の総量確保に係る都道府県面積目標を都道府県の裁量で主体的に管理するため、影響緩和措置の実施方法等について国が定めた農業振興地域制度に関するガイドラインを改正すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 農振法における農地の総量確保に係る都道府県面積目標を都道府県の裁量で主体的に管理するため、影響緩和措置の実施方法等について国が定めた農業振興地域制度に関するガイドライン（平成12年4月1日付け12構改C第261号）（以下「ガイドライン」という。）を改正すること。

【提案・要望の理由】

- 農振法第13条第5項の規定により、除外目的変更に係る農振除外が都道府県面積目標に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、都道府県知事は、除外しようとする市町村に対し、当該影響を緩和するために市町村が講じようとする措置（以下「影響緩和措置」という。）等を記載した書面の提出を求めるとされています。
- 国のガイドラインでは、当該影響緩和措置の要否の判断に必要となる一般転用年間許容量を都道府県単位で一つ設定することとし、市町村に分配して管理することは適当ではないとされており、この取扱いによると、除外目的変更に係る農振除外による農地減少が一般転用年間許容量を超えた場合、一般転用年間許容量の超過に影響を与えた市町村に関係なく、翌年度の除外市町村がその超過した割合に応じた影響緩和措置を講じることとなるため、市町村間の不公平感を生じさせるおそれがあります。
- 農用地区域内において確保すべき農用地は市町村が農業振興地域整備計画を定めて指定し、その編入・除外についても市町村単位で実施していることから、一般転用年間許容量を市町村単位で分配して管理することで、市町村は自らが行う除外の状況に応じ、影響緩和措置の要否やその分量を判断することができ、都道府県面積目標の達成に向けた取組を自律的・主体的に行うことが可能となるとともに、都道府県は市町村の除外面積に応じた影響緩和措置を求めるとなり、市町村間の公平感も保たれやすくなることから、ガイドラインの改正を要望します。

〔県所管部課：農政部 農政課〕

【25】農業経営基盤強化促進法等の改正への対応及び農地集積・集約化等に係る予算の確保等について

所管省庁：農林水産省 経営局
農産局

農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴い、市町村や農地中間管理機構などにおける農地集積・集約化に係る事務量が增大するため、市町村等の負担軽減及び必要な予算確保等の措置を講じること。

また、農地集積・集約化による規模拡大に資する補助事業や制度資金の利子助成について、十分な財源を確保すること。なお、補助事業等の目標年度については、国際情勢の影響等を踏まえ、必要に応じ延伸等の措置を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 市町村が令和6(2024)年度末までに策定・公表した「地域計画」について、策定後も市町村が実施する地域協議の運営や計画実行の支援及び定期的な地域計画の変更等に係る必要な予算の確保を図ること。
- 2 法改正により、農地の貸し借りは農地中間管理機構を利用した方法が原則的な手段となったことから、機構の業務量の増大に対する事務負担の軽減及び必要な予算の確保を図ること。
- 3 強い農業づくり総合支援交付金等の補助事業や農業近代化資金の利子助成等は、担い手の農地集積・集約化による規模拡大など、所得向上に必要な不可欠な事業であるため、十分な財源を確保すること。
- 4 上記補助事業では、事業実施年度の翌々年度までに目標を達成することとされているが、国際情勢の変化等により経営に大きな影響を受けた農業者も多く、期限までの目標達成が困難となる可能性があることから、必要に応じて目標年度を延伸すること。

【提案・要望の理由】

- 地域計画策定後において、市町村は関係機関と連携し、地域協議の運営と地域における計画実行を支援するとともに、定期的な地域計画の変更等を行うことから、事務負担の軽減及び関連予算の充実・確保を要望します。
- また、地域計画（目標地図）の実現に向けて、農地中間管理機構を活用した農地の集約化等を進めることとなり、農用地の賃借権の設定を行うため、機構の業務量が增大することから、事務負担の軽減及び農地中間管理事業など関連予算の充実・確保を要望します。
- また、農地利用効率化等支援交付金、強い農業づくり総合支援交付金及び産地生産基盤パワーアップ事業、並びに農業近代化資金の利子助成等は、農業者の農地集積・集約化による規模拡大や産地の収益力向上に必要な不可欠な支援策であることから、十分な財源確保を要望します。

- 一方、これらの補助事業については、事業実施翌々年度の目標達成が要件となっておりますが、国際情勢に伴う農産物の需要の減少や変化、生産資材の高騰等により、依然として経営環境が不安定であり、目標達成にあたっては厳しい情勢も想定されることから、個々の状況に応じて、目標年度の延伸等の措置を講じるよう要望します。

〔 県所管部課：農政部 経済流通課
経営技術課
生産振興課 〕

【26】 特定家畜伝染病対策の推進について

所管省庁：農林水産省 消費・安全局
畜産局

豚熱（CSF）や高病原性鳥インフルエンザ等、特定家畜伝染病のまん延防止を図るため、野生動物対策に加え、農場における防疫体制の強化など、必要な対策を講じること。

また、発生後の防疫措置や、地域の畜産業に与える影響を軽減する取組に対し、国の機関による人的支援の充実及び必要な財政支援措置の拡充などを進めるとともに、豚熱の選択的殺処分の適切な運用に向けた必要な措置を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 豚熱ワクチン接種には多大な経費と人員を要することから、国の財政的支援措置の引き上げを行うこと。
- 2 野生イノシシの豚熱まん延防止を図るため、捕獲や経口ワクチン散布並びに抗体付与状況調査などの対策を全国的に強化するとともに、必要な予算を確保すること。
- 3 高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の発生農場における疫学調査の結果等を踏まえ、発生要因の解明を進めるとともに、農場へのウイルス侵入防止技術の開発など、防疫体制を強化する手法の確立に努めること。
- 4 大規模農場での特定家畜伝染病の発生では、防疫措置に莫大な資材、費用が必要であるため、発生の規模に応じて国の財政支援措置を引き上げるなど、支援策の充実を図ること。また、複数の農場を所有する大規模農場の本社が発生都道府県外であった場合、本社への対応は国が主体となること。
- 5 防疫措置に係る人員については、県職員以外にも市町村や関係団体の協力を得るとともに、人材派遣等を積極的に活用して確保に努めているが、迅速な防疫措置のため、都道府県を挙げた動員体制の中に、各都道府県に立地する農林水産省機関等からの動員を事前を含めることができる協力体制を整備すること。また、家畜防疫員が防疫措置を行う場合においても、農場の従業員等が県の指示に従い防疫措置に参加すべき義務があることを特定家畜伝染病防疫指針に明記すること。
- 6 農場の分割管理の導入は、生産者の人的、経済的負担の増加を伴うことから、それらの軽減に向けた支援を継続すること。
- 7 豚熱の選択的殺処分の運用にあたり、都道府県が殺処分範囲を適切に判断できるよう、判りやすい基準を示すとともに、現場での支障や過度な負担が生じた場合は、柔軟に運用の見直しを図ること。また、流通関係者が制度の趣旨を十分に理解し、殺処分の対象外となった豚の流通によって風評被害等が生じないように、国主導で広く理解促進を図ること。
- 8 豚熱等の発生に伴い、県内の食肉センターへの豚の出荷頭数が大幅に減少し、食肉センター等の経営に影響を及ぼすことから、関連事業者等への

支援措置を講じること。

【提案・要望の理由】

- 豚熱の発生予防に当たっては、切れ目なく円滑にワクチンを接種する必要がある、多大な経費や労力を要するため、ワクチン接種に対する支援単価の引き上げを要望します。
- 本県でも野生イノシシの感染が継続して確認され、養豚場における豚熱発生リスクは依然高い状況にあることから、広域的かつ継続的に野生イノシシへの経口ワクチン散布等を実施する必要があります。このため、野生イノシシの豚熱まん延防止対策について、必要な財源の確保を要望します。
- 近年、高病原性鳥インフルエンザが大流行し、予防的ワクチン接種を行っている豚熱においても断続的に発生が確認されていることから、疫学調査の結果等を踏まえ、ウイルスの侵入経路及び発生要因を解明するとともに、発生予防のための技術開発など、新たに防疫体制の強化を図る取組の推進を要望します。
- 大規模農場における特定家畜伝染病の発生は、その防疫措置に莫大な経費や資材が必要となるため、激甚災害のように、国の財政支援措置のかさ上げを行うなど、支援策の充実を図るとともに、複数の都道府県にまたがる大規模農場で発生し、本社が県外にある場合については、発生農場所在都道府県のみでは対応が困難な場合があることから、本社に対する指導については、国が主体となって行うよう要望します。
- また、防疫措置に係る人員については、県職員のほか、市町村や関係団体からの協力を得るとともに、人材派遣等を積極的に活用し、都道府県を挙げた確保に努めていますが、迅速な防疫措置を進めるためには、県内に立地する国機関等からの人員派遣をあらかじめ動員計画に位置付ける必要があります。そのためには、事前に動物衛生課と協議する必要があり、協議に係る調整に時間を要することから、当該協議なしで動員計画に県内に立地する国機関等を動員計画に含めることができる協力体制の整備を要望します。加えて、家畜防疫員が自ら防疫措置を実施する場合においても、迅速に行うためには、農場を熟知した農場の従業員等の協力が必要不可欠であることから、県の指示により農場も防疫措置に取り組むことを義務化するよう要望します。
- 農場を分割して管理するためには、新たな施設整備に多くの経費が必要となることや、休暇のローテーションや作業応援等による従業員の農場往来等の人的な課題があり、新たな従業員の確保等多くの労力、経費が必要になることから、これらの経費に対する継続的な支援を要望します。
- 豚熱の選択的殺処分の導入は、生産者および自治体の負担軽減に大きく寄与する制度改正ですが、本制度を現場で適切に運用するには、殺処分範囲の決定に際し、公平性と一貫性のある判断が不可欠であることから、判りやすい判断基準を示すとともに、生産者や家畜保健衛生所等が制度を運用していく中で、支障や過度の負担が生じた場合は、現場の実情に沿った柔軟な運用方法の見直し等を図るよう要望します。

また、従来の全頭殺処分では殺処分されていた豚やその精液が、選択的殺処分の導入により流通可能となる一方で、風評による流通への影響が懸念されることから、流通関係者等が選択的殺処分の趣旨を十分に理解し、

制度の導入に対する不安が生じないよう、国主導で広く周知を行い、制度に対する理解促進を図ることを要望します。

- 養豚場において豚熱等が発生すると、県内の食肉センターへの豚の出荷頭数が大幅に減少し、経営影響を及ぼします。食肉センターの経営及び県内食肉流通への影響を軽減するため、集荷や衛生対策の強化を図る支援措置を講じるよう要望します。

〔 県所管部課：環境森林部 自然環境課
農政部 畜産振興課 〕

【27】 原木しいたけ等の復興への支援について

所管省庁：農林水産省 林野庁

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響により、出荷が制限されている原木しいたけ等の復興に不可欠となる生産資材の導入及び原木林の再生に向けた支援策を継続・拡充すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 安全なしいたけ原木等の生産資材導入を図るため、原木林が放射性物質に汚染されている間は、「特用林産施設体制整備復興事業」による生産者への支援を継続すること。
- 2 原木林の再生を図るには長期間を要することから、「放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業」については、より実証期間を延長するなど事業内容を拡充すること。

【提案・要望の理由】

- 本県における原木しいたけの出荷制限については、国の支援や生産者の努力により、現在、133名の解除が進みましたが、出荷制限解除を受けた生産者が生産を継続するためには、安全なしいたけ原木を安定的に調達していくことが不可欠となっています。
- このため、県では「特用林産施設体制整備復興事業」を活用して、しいたけ原木等の生産資材の導入を支援しているところですが、原木しいたけの生産者は事故前の2割、生産量は1割に留まっているほか、原木林の再生による県内産原木の利用拡大についても見通しが立っていない状況であるため、安全・安心なしいたけ生産体制が確保できるまで国による支援策の継続を要望します。
- また、県内の原木林における放射性セシウム濃度については、依然として指標値を超過する地域が広範囲にわたるため、県では、国の「放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業」により、伐採・更新後の原木林再生に向け、放射性物質の低減効果等実証を進めているところです。
- しかしながら、その実証期間は伐採後5年間となっており、5年目の実証結果でも放射性セシウム濃度の高い原木林が存在するため、原木林として再生するまでの長期にわたって実証を継続する必要があることから、実証期間の延長を要望します。

〔県所管部課：環境森林部 林業木材産業課〕

【28】 林業・木材産業の成長産業化に向けた生産基盤強化と木材利用拡大の推進について

所管省庁：農林水産省 林野庁
国土交通省 住宅局

林業・木材産業の成長産業化を持続的に推進するため、木材需要拡大策に連動した森林整備・素材生産基盤の強化に向け、崩れにくい安全な森林作業道の作設に必要な支援及び林業人材育成拠点の安定的運営に係る財政措置を講じること。

また、「都市（まち）の木造化推進法」の改正施行を踏まえ、物価高騰などの影響にも対応しつつ、住宅、小規模非住宅及び中大規模建築物における木造・木質化の推進につながる制度の創設や財政支援を検討すること。

さらに、森林の皆伐再造林の推進により生産増大が見込まれる大径材の需要創出の強化について、引き続き国が率先して取り組むこと。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 森林作業道については、崩れにくい安全な道づくりの推進を図るとともに、高性能林業機械の大型化等の現状を踏まえた規格等や人件費、物価高騰による作設経費の負担増に対し、財政支援を検討すること。
- 2 林業人材の安定的確保及び定着を図るため、都道府県が設置・運営する林業大学校等を全国的な林業人材の育成基盤として明確に位置付け、施設の整備、管理、さらには運営費への継続的な財政支援を検討すること。
- 3 急激に生じた物価高騰などの影響により悪化した地域工務店等の実情を踏まえ、木造住宅建設促進に必要な支援の強化を図ること。
- 4 小規模非住宅や中大規模建築物においては、商業施設やマンション等幅広い民間建築物の木造・木質化の推進につながる制度の創出や財政支援を検討すること。
- 5 森林の皆伐再造林を推進する中で、生産増大が見込まれる大径材について、引き続き国が率先して需要創出の強化に取り組むこと。

【提案・要望の理由】

- 木造・木質化の推進による木材需要の拡大が進む一方で、その需要を安定的に支える森林整備や素材生産体制の確保が追いつかなければ、林業・木材産業の成長産業化は持続しません。
- 現在、県内のスギやヒノキの利用適期の人工林面積が増加傾向にある中で、林業経営体では労働力の低減や作業性の効率化を図るため、森林施業の集約化を図りながら積極的に大型の高性能林業機械等を導入し、低コスト作業システムの構築に取り組んでいるところであります。
- しかしながら、森林施業の基盤となる森林作業道は国の作設指針に基づき幅員2.5～3.0mで設計・作設されているところであり、大型の高性能林業機械で安全な伐採等作業を行うには、既定の幅員では狭いため、それ以上となる高規格な幅員が求められております。
- また、森林作業道の作設に要する費用は、近年の人件費や物価の高騰、

崩れにくい安全な道づくりを受け年々増加傾向にあり、国の要領で示している森林作業道の作設にかかる上限建設費（直接支援 3,000 円/m、非公共 2,000 円/m）では、今後、必要な設計単価による支援ができなくなることが懸念されます。

- さらに、林業人材の確保に関し、都道府県では林業大学校等を中心に人材育成に取り組んでいるところですが、今後も林業技能検定の資格取得を通じた林業技能の再教育の促進など様々な支援を講じていく必要があり、育成環境の質を保つための費用は年々増加していくことが懸念されます。
- このため、川上の生産基盤及び人材育成を支える施策について、継続的かつ安定的な支援の仕組みを国において構築することが必要です。
- また、2050 年のカーボンニュートラル実現に向け、「都市（まち）の木造化推進法」が改正施行され、公共・民間を含めた全ての建築物において木材利用を促進していくことが求められています。
- 加えて、林業・木材産業の成長産業化を加速するためには、住宅分野における外材から国産材への転換や、小規模非住宅及び中大規模建築物における非木造から木造への転換を進めることにより、木材の新たな需要創出を加速化する必要があります。
- このような中、国際情勢に起因した物価やエネルギー価格高騰等の影響により、地域工務店等では新築住宅の受注状況の悪化も見られることから、木造住宅建設促進のために必要な支援の強化を求めます。
- また、中大規模建築物では、関係法令の改正、木質耐火部材やCLT等の技術革新により、木造建築の可能性は大きく広がっていますが、まだまだ鉄骨造・鉄筋コンクリート造からの転換が進んでいないのが現状です。
- このため、商業施設やマンション等幅広い民間建築物の木造・木質化の推進につながる制度の創出や財政支援について要望します。
- さらに、皆伐再生林を推進する中で生産増大が見込まれる大径材に対応した木材加工設備の導入支援の強化など大径材の需要創出に向けて、引き続き国が率先して取り組むことを要望します。

〔県所管部課：環境森林部 林業木材産業課〕

【29】地籍調査の推進について

所管省庁：国土交通省 不動産・建設経済局

第7次国土調査事業十箇年計画（令和2（2020）年度開始）における地籍調査を着実に推進するため、十分な財源を確保すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 災害からの復旧・復興や農地等の有効活用、さらには森林施業の集約化による森林整備を計画的に実施するためには、これらの基盤となる地籍調査を迅速かつ着実に推進する必要があるため、計画面積に見合った財源措置を講じること。

【提案・要望の理由】

- 本県の地籍調査は、防災対策の推進や社会資本整備、農地等の効率的利用などを目的に必要性・緊急性の高い地域において推進しておりますが、その進捗状況は、令和6（2024）年度末時点で25%と全国平均の53%を下回っている状況です。
- このため県では、積極的に地籍調査を進めているところですが、国の地籍調査費負担金が市町村からの要望額を満たしておらず、本県における第7次国土調査十箇年計画の進捗率は、令和6（2024）年度末時点で27%に留まっており、地籍調査の計画的な推進に支障を来しています。
- さらに、山村地域は過疎化や高齢化により林地の筆界に関する人証・物証が失われつつあり、早期に筆界未定森林の地籍を確定させ、計画的な森林整備につなげていくことが大きな課題となっています。
- また、近年、頻発する自然災害の備えとして、災害復旧にも有効な地籍整備を着実に進めていく必要があります。
- こうした中、令和7（2025）年度補正予算においては、「強い経済」を実現する総合経済対策（R7.11.21閣議決定）の実施、とりわけ「第1次国土強靱化実施中期計画」（R7.6.6閣議決定）の確実な実施のために予算措置されたところですが、地籍調査事業を円滑かつ継続的に推進するためには、十分な財源の確保が必要と考えます。
- このため、第7次国土調査十箇年計画の実施に当たり、市町村等の要望を踏まえた地籍調査費負担金等の十分な財政措置を要望します。

〔 県所管部課：環境森林部 森林整備課
農政部 農村振興課 〕

【30】 品種登録の促進及び知的財産権保護の強化について

所管省庁：農林水産省 輸出・国際局
農 産 局

優良な品種の利用により、生産者の所得や生産性の向上、地域農業の活性化を図るため、品種登録の促進につながる措置を講じること。

また、現場における種苗の盗難被害の増加や、フリマサイトでの登録品種の種苗流通、農産物の商標を模した疑義品の流通など、権利侵害の様態が多様化していることから、盗難防止対策等に必要な財源の確保や国における監視体制の強化を図ること。

なお、大麻草の栽培の規制に関する法律の施行に伴う麻の種苗需要増加への対応については、国が責任を持って安定した増殖・供給体制を整備すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 優れた品種の育成は、農業の発展に大きく寄与できることから、品種登録を促進させるため、申請手続を簡略化するとともに手数料の負担軽減を図ること。
- 2 種苗法の一部を改正する法律案の施行に向けては、強化された内容等に関し、事務手続きの煩雑化や登録料等の負担増加とならないように配慮すること。
- 3 現場における種苗や農産物等の盗難、フリマサイト等での登録（出願）品種苗の無断出品など、権利侵害の様態が多様化していることから、盗難などの侵害行為の監視や盗難防止対策などに対応できる財源を確保するとともに、国における監視体制の強化などの対策を講じること。
- 4 海外における県産農産物の商標を模倣した疑義品の流通を防ぐため、政府間による申入れや監視等、権利保護に資する制度を整備すること。
- 5 令和7年3月に施行された「大麻草の栽培の規制に関する法律」により、飲食料品類や化粧品などへの産業利用が可能となり、低毒性品種の大麻種子の需要が高まっていることから、国が主体となって需要に応じた安定供給のための体制を整備すること。

【提案・要望の理由】

- 優れた品種の育成・保護は、生産者の所得や生産性の向上、育成品種を軸とした産地づくりによる地域農業の活性化等農業発展に大きく寄与することから、品種登録の促進を図るため、手続の簡略化や手数料低減が必要です。
- 種苗法の一部を改正する法律案について、知的財産権の保護が強化されることは重要であるが、その施行に向けては、育成者権の存続期間の延長による登録料の増加が農業者の負担増につながる懸念もあることから、登

録料の設定に十分に配慮するとともに、知財保護強化に向けた事務手続きが煩雑とならないよう要望します。

- また、夜間など生産者が不在となる時間帯に種苗や農産物等が盗まれる事例が増加しているほか、フリマサイト等における種苗の権利侵害など、侵害の様態が多様化しています。財源や人材も限られる自治体等のみでは、盗難などの権利侵害対応の徹底が難しい現状にあることから、侵害行為の監視や盗難防止対策に必要な財源の確保、国における監視体制の強化などの対策の実施を要望します。
- 県産農産物の輸出先等の海外においては、商標の類似性に係る具体的な判断基準を定めていない場合があります。県産農産物の商標を模倣した疑義品が流通した場合、権利侵害の有無を県において判断し、訴訟まで見据えた対抗策を講じることは、手続面、費用面における負担が極めて大きいため、政府間での申入れや監視等、権利保護に資する制度の整備を要望します。
- さらに、大麻草の栽培の規制に関する法律の施行に伴う麻の需要増加への対応については、本県が低毒性の品種を有しているものの、原々種の提供以降については、国が主体となって品種特性の維持や種苗の増殖・供給体制整備を図ることを要望します。

〔 県所管部課：農政部 経済流通課
経営技術課
生産振興課 〕

【31】 気候変動への適応に向けた農業生産の安定化を図るための取組の強化について

所管省庁：農林水産省 農産局
農林水産技術会議
環境省 地球環境局

気候変動に適応した持続的な農業の実現に向け、地域毎の気象の将来予測など、きめ細かな情報提供を行うとともに、気候変動に適応した安定生産を可能とする新品種や新技術の開発・普及に必要な財源を確保すること。

また、気候変動に伴い増加しているカメムシ等や高温による収量・品質の低下などについて、効果的な対策が展開されるよう、必要な支援を行うこと。

さらに、地方の実態に沿った研究開発を加速化するため、国による幅広い視点からのコーディネートを実施すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 農業者が、将来にわたり持続的な農業生産を行えるよう、地域毎の将来の気温、雨量、風速、積雪深などの気象予測や、気候変動による農作物への影響予測について、きめ細かに情報提供すること。
- 2 気候変動に適応した安定生産を図るための新品種や新技術の開発や、低コストで耐候性の高い園芸施設の開発等の加速化を図ること。
- 3 新品種や新技術の速やかな開発と普及拡大が図られるよう、必要な財源を確保すること。
- 4 気候変動に伴い増加しているカメムシ等の病虫害や高温による農作物の収量・品質の低下などについて、効果的な対策が展開されるよう必要な支援を行うこと。
- 5 気候変動への適応に向けて、地方の実態に沿った研究開発を加速化するため、国による幅広い視点からのコーディネートを実施すること。

【提案・要望の理由】

- 農業者が、営農の継続や後継者の就農などを見据えて、気候変動に適応した持続的な生産活動を行うためには、高温耐性の高い品種の導入や、強風や積雪に対する園芸施設の強靱化などを計画的に進めていく必要があることから、集落などの詳細な単位で、将来の気温、雨量、風速、積雪深などの気象予測をきめ細かに提供することや、国や関係機関等が取り組む気候変動による農作物への影響予測の情報提供が求められています。
- また、暖冬による梨の開花前進に伴う凍霜害や、夏季の高温による米の白未熟粒の発生、台風の風速増大による園芸施設の倒壊など、既に地球温暖化の影響による被害が顕在化してきており、将来を見据えて、気候変動にも適応した安定生産を行うための品種や技術の開発が急務となっていま

す。

- このため、気象予測や農作物への影響予測などのきめ細かな情報提供を要望するとともに、気候変動に対応できる品種や技術の開発と速やかな生産現場への普及拡大に向け、必要な財源確保を要望します。
- 加えて、本県では、米や果樹等におけるカメムシ類による被害を防止するため、「カメムシ防除作戦」を展開し、発生予察から防除までの総合的な対策を推進していますが、気候変動に伴い、今後もこれまで経験の無いような病害虫の発生や農作物の収量・品質の低下が懸念されることから、効果的な対策が講じられるよう、国における技術的な支援の強化や必要となる財源の確保などを要望します。
- 併せて、本県など地方自治体が、地域の気候や農産物の生産状況等に沿った研究開発を効果的・効率的に実施していくためには、各都道府県や民間企業、大学など全国における優良事例等の知見を活用した総合調整が図られることが有効であり、国がコーディネーターとしての役割を果たすよう要望します。

〔 県所管部課：農政部 農政課
経営技術課
生産振興課 〕

【32】日光国立公園の魅力アップについて

所管省庁：環境省 自然環境局
国土交通省 観光庁
道路局
物流・自動車局

国立公園満喫プロジェクトの更なる推進のため、誘客促進に資する自然公園施設の整備と管理に対し必要かつ十分な財政措置を講じること。

また、国内外からデスティネーションとして選ばれるため、国立公園のブランド力向上を図り、一層の誘客につながるよう国内外に向けた積極的な観光誘客プロモーションの展開等を図るとともに、閑散期誘客や長期滞在を促進する取組及び交通ネットワーク強化への取組を支援すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 訪日外国人をはじめとする誘客促進に向け、自然公園施設の老朽化対策や国際化対応に必要な財政措置を講じること。
- 2 自然公園等整備事業の交付金事業（自然環境整備交付金（国立・国定）、環境保全施設整備交付金）について、複数年度に及ぶ工事全体を交付対象とし、国庫債務負担行為の設定を可能とするか、Q&A（令和8年5月）の適切な解釈又は修正等により2年度目以降の交付を可能とすること。
- 3 2025年の訪日外国人旅行者数が過去最高を記録し、今後も高水準が期待できることから、国立公園への一層の誘客につながるよう国内外に向けた積極的な観光誘客プロモーションの展開を図ること。
- 4 外国語対応ガイド等人材育成や案内機能の強化、国内外からの閑散期誘客や長期滞在を促すための観光メニューの磨き上げに加え、景観改善など観光地の魅力向上に向けた取組等についても必要な財政支援を行うこと。
- 5 観光地における周遊性やアクセス性を高めるため、交通ネットワーク強化への取組を支援すること。
- 6 奥日光地域における、新たな公共交通システムの構築など、国立公園の保護と利用のあり方を踏まえた持続可能な地域づくりに向けた取組を支援すること。

【提案・要望の理由】

- 2025年の訪日外国人旅行者数が過去最高を記録する中、国立公園においてもブランド力を高め国内外に向けた積極的なプロモーションを展開するとともに、滞在型、高付加価値観光の推進など、一層の取組が求められています。
- こうした中、国は「国立公園満喫プロジェクトの2026年以降の取組方針」において、国立公園制度創設100周年を迎える2031年に向け、地方への人

の流れを力強く促し、国立公園を地域の誇りとなる世界水準のdestinationとすることを目指すとしており、本県でも、ステップアッププログラム 2030 に基づき、インバウンド需要の増加を見据え、引き続き県管理の自然公園施設の老朽化対策や案内標識及び看板の多言語化、トイレの洋式化等を進めております。

- しかし近年、建設費用の高騰や労働力不足により当初想定通りに発注ができず、満喫プロジェクト推進への影響が懸念される状況となっております。建築工事や橋梁工事など、年度毎に工事を分割して発注することが困難な施設については、十分な工期の確保や諸経費等の削減につながることから、複数年度に及ぶ工事全体を交付対象とし、国庫債務負担行為の設定を可能とするかQ&A（令和8年5月）の適切な解釈又は修正等により2年度目以降も交付対象とするよう要望します。
- また、国立公園へ受け入れたインバウンド旅行者の満足度を高めるためには、観光地の施設整備や景観改善など魅力向上に向けた取組への支援や、外国語対応ガイド等の人材育成及びインフォメーション機能施設の充実なども課題となっております。
- さらに、観光地における道路の渋滞対策や公共交通機関の利便性向上に向けた二次交通の充実など、交通ネットワークの強化も必要となっております。
- 特に、奥日光地域については、国立公園の保護と利用のあり方を踏まえた持続可能な地域としていくため、令和8（2026）年3月に開催した「第4回奥日光地域における持続可能な地域づくり検討会」にて、奥日光地域全体の交通の将来像や、今後の取組の方向性を定める「（仮称）奥日光交通ビジョン」を策定することとしたところです。
- このため、自然公園施設の整備と管理に対する財政措置及びインバウンド旅行者の満足度向上に資する各種施策のほか、国内外からの閑散期誘客や長期滞在を促進する取組並びに交通ネットワーク強化への取組に対する支援を要望します。

{	県所管部課：環境森林部	自然環境課
	産業労働観光部	観光交流課
	県土整備部	交通政策課

【33】 国際観光旅客税の地方への配分について

所管省庁：国土交通省 観光庁

国際観光旅客税について、地方の観光振興に資するよう、自由度が高く創意工夫が発揮できる交付金等により地方に配分すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 インバウンド促進に向けた魅力ある観光地づくりを推進するため、「国際観光旅客税」を活用し、地方が行う多言語表示の観光案内板等の基盤整備や、宿泊施設及び国立公園の質の向上、オーバーツーリズムの未然防止等の受入環境整備に加え、公衆無線LAN（Wi-Fi）等の管理運営など、地方の創意工夫を促しながらハード・ソフト事業の両方に活用できる自由度の高い交付金制度等を創設すること。

【提案・要望の理由】

- 国においては、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための財源確保を目的として、平成31（2019）年1月に「国際観光旅客税」を創設し、出入国手続きの高度化等に充当されております。
- 2025年の訪日外国人旅行者数が過去最高を記録する中、地方においては、インバウンド促進に向けた魅力ある観光地づくりを推進するための環境整備に加え、オーバーツーリズムの問題にも対応する必要が生じています。
- 本県においても、訪日外国人観光客の受入環境整備に向けて、多言語表示の観光案内板や公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備等に加え、オーバーツーリズムの未然防止対策についても支援しているほか、市町村等と連携し、観光資源の磨き上げや観光地における二次交通の向上にも取り組み、訪日外国人観光客が快適に過ごせる観光地づくりを進めておりますが、その整備費に加え、管理運営費の負担等も課題となっておりますことから、「国際観光旅客税」を地方の観光振興に資するよう、地方の創意工夫を活かし、ハード・ソフト事業の両方に活用できるような交付金制度等の創設を要望します。

〔県所管部課：産業労働観光部 観光交流課〕

【34】農産物及び加工食品に関する輸出環境の整備について

所管省庁：農林水産省 消費・安全局
輸出・国際局
農 産 局
畜 産 局

農産物及び加工食品の輸入規制がある国・地域、又は農産物の検疫条件が未設定の国・地域に対し、放射性物質に係る規制の早期解除、残留農薬基準値の緩和及び検疫条件の設定等に向け、迅速な政府間交渉等を行い、輸出環境を整備すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 本県等一部の都県の農産物や加工食品に対して、輸入停止や放射性物質検査報告書及び産地証明書の添付の義務付け、水際検査等の輸入規制を行っている国・地域に対し、輸入規制の早期解除の交渉を行うとともに、安全性に関する正確な情報発信など、風評被害の払拭に向けて積極的に取り組むこと。
- 2 農産物輸入時の残留農薬基準が、国際基準と比較して低く、また、その検査方法が国際的な慣行法と異なる台湾に対し、基準の緩和や方法の見直しを迅速に申し入れること。
- 3 農産物の検疫について、経済成長の著しいベトナム社会主義共和国への日本産いちごの輸出を可能にすることをはじめ、条件が未設定の品目や、既に検疫条件が設定されているものの厳しい条件が課されている品目がある国・地域に対し、条件の設定や緩和に向け、迅速に政府間交渉を行うこと。
- 4 国産農林水産物・食品の輸出目標額 5 兆円の達成に向け、都道府県別の輸出実績を定期的に把握する仕組みを創設すること。
- 5 農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）によるオールジャパンでの輸出拡大に向けた取組を強化すること。
- 6 米国の関税措置等により、県内で農産物や加工食品の輸出に力を入れている産地や事業者の成長が妨げられることのないよう、必要な対策を講じること。

【提案・要望の理由】

- 平成 23(2011)年 3 月の福島第一原子力発電所の事故により、本県産農産物や加工食品に対し、輸出先となっていた多くの国で輸入規制措置が取られ、輸出が停止しました。
- 令和 7(2025)年 11 月 21 日、台湾において、福島、茨城、栃木、群馬及び千葉県放射性物質に係る輸入規制が撤廃され、放射性物質報告書及び産地証明書の添付が不要になりました。しかし、一部の国・地域においては、全て又は一部の食品の輸入停止措置が依然として継続しており、食品

の輸出拡大の障壁となっていることから、規制緩和や輸入規制の早期解除の交渉を行うとともに、安全性に関する正確かつ積極的な情報発信による風評被害の早急な払拭が必要です。

- また、台湾においては、放射性物質に係る輸入規制が撤廃されたものの、依然として、輸入時の残留農薬基準値が国際基準より厳しく、適合していない場合は、台湾当局により産地名の公表等の措置が講じられている状況です。当該検査は、慣行法と異なる方法(例：いちごにおいて可食部ではないヘタを含め検査対象とする)で行われ、品目によって基準値を超過しやすい場合があり、輸入規制への対応を一層困難にすることから、基準値の緩和や検査方法の見直しに向け、迅速に交渉することを要望します。
- 農産物の検疫については、近年、経済成長の著しいベトナム社会主義共和国は、日本での就労者や留学生の数が他の国・地域と比較して多く、その親和性の高さから日本産食品の購買が期待できる有望な市場ですが、アジア圏を中心に輸出額の伸びが著しい「いちご」については、同国において検疫条件が未設定であるため輸出に係る障壁となっています。そのため、同国をはじめ、検疫条件が未設定の品目や、既に設定されているものの厳しい条件が課されている品目がある国・地域に対し、検疫条件の設定や緩和に向け政府間交渉を迅速に行うなど輸出環境を整備することを要望します。
- 加えて、食料・農業・農村基本計画において掲げる令和12(2030)年の輸出目標額5兆円の達成に向け、PDCAサイクルをうまく回すため、都道府県別の輸出実績を定期的に把握する仕組みを創設することを要望します。
- 令和4(2022)年に改正された農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)に基づき、輸出重点品目ごとに輸出促進を図る法人が「認定農林水産物・食品輸出促進団体(品目団体)」として認定され、輸出先国の調査や見本市等へのオールジャパンでの出展などが行われていますが、依然として輸出しやすい一部の国・地域で同時期に同じ農産物が集中し産地間競争が発生するなどの課題が生じています。このことから品目団体におけるオールジャパン体制での年間を通じた売り場の確保やプロモーション活動、海外における日本国産品間の過度な競争の抑制、海外産地との競争力強化などの取組強化とこれらに対する一層の支援を要望します。
- また、令和8(2026)年2月、トランプ政権は、米最高裁の相互関税の違憲判決を踏まえ、代替手段として、日本からの一部の輸入品に対し、トランプ政権発足前の税率に10%を上乗せする通商法第122条に基づく緊急関税措置を発動しました。米国は本県農産物の主要な輸出先国であり、米国による関税措置等により大きな影響が出ることが懸念されます。県内で農産物や加工食品の輸出に力を入れている産地や事業者の成長を妨げることがないように、必要な対策を講じることを要望します。

〔 県所管部課：産業労働観光部 国際経済課
農 政 部 経済流通課 〕

【35】介護人材の確保対策等について

所管省庁：厚生労働省 社会・援護局
老 健 局

介護保険法等が改正されたが、安定的な介護人材の確保と介護職員が安心して働くことができる職場環境を整備するため、介護人材確保対策事業の充実・強化を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 改正介護保険法等が成立したが、その運用に当たっては、事業者や自治体に過度な負担が生じないように、十分に配慮すること。
- 2 介護人材の安定的な確保を図るため、全産業との賃金格差及び物価高騰を踏まえた適切な介護報酬の設定などによる、更なる処遇改善に取り組むとともに、介護職に対する正しい理解とイメージアップを図ること。
- 3 介護人材の定着を図るため、介護現場の生産性向上や職員の負担軽減を積極的に行い、働きやすい職場づくりを推進するとともに、財政的支援を継続的に講じること。
- 4 介護人材を育成するため、従来どおり「介護福祉士等修学資金貸付制度」の貸付原資を確保すること。
- 5 外国人介護人材が長期にわたり従事できるよう、事業所の受入体制の整備など、支援の充実を図ること。

【提案・要望の理由】

- 改正介護保険法等においては、介護支援専門員の資格制度の見直しや、一定の要件に該当する有料老人ホームに係る登録制度の導入等が盛り込まれており、これらに係る施行令及び施行規則等の改正に当たっては、事業者及び地方自治体に過度な事務負担が生じることをないように、十分な配慮を講じることを求めます。
- 介護人材の確保を図るためには、介護報酬の改定を通じた賃金水準の改善等、処遇改善の取組を継続する必要があります。
- 介護職は超高齢社会を支える重要な職業であるにも関わらず、「重労働で低賃金」との印象が根強いとため、全国的な啓発活動や教育の場で介護に対するイメージの刷新を図り、多様な人材の参入を推進する取組が必要です。
- 介護テクノロジー等を活用した介護現場の生産性向上や職員の負担軽減を通じ、介護人材の定着及び経験豊かな介護人材が長く活躍できる職場づくりを推進する必要があります。

- 介護福祉士等修学資金貸付制度は、経済面から介護人材の育成を支援する重要な取組であるため、貸付原資の継続的な確保と国から都道府県への速やかな交付を求めます。
- 外国人介護人材の受入体制の整備や日本語教育の充実等により、経験を積んだ外国人が介護現場で長期にわたり活躍できるよう、国の責任において総合的な対策を講じるよう要望します。

〔県所管部課：保健福祉部 高齢対策課〕

【36】 新型コロナワクチンの円滑な接種について

所管省庁：厚生労働省 健康・生活衛生局

新型コロナワクチンについて、接種対象者の自己負担及び自治体の費用負担が軽減されるよう、確実に財政措置を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

定期接種化となった新型コロナワクチンについて、各自治体がワクチン接種を安定的に実施することができるよう、接種対象者の自己負担及び自治体の費用負担の軽減に資する財政措置を確実に講じること。

【提案・要望の理由】

- 新型コロナワクチン接種については、令和6(2024)年度から定期接種化され、接種対象者の自己負担や、自治体及び医療機関における接種体制整備に係る費用負担が生じることとなりました。
- 標準的な接種費用とするため自治体に交付される助成金については、令和6(2024)年度限りで終了しましたが、接種対象者の自己負担額及び自治体の費用負担を軽減させるためにも、当該助成金を復活させるなど、確実に財政措置を講じていただく必要があります。

〔県所管部課：保健福祉部 感染症・疾病対策課〕

【37】 新興感染症対策への支援について

所管省庁：厚生労働省 医政局

新興感染症の対応を行う協定締結医療機関等に対する財政的な支援等を継続的かつ十分に行うとともに、医療人材の確保及び質の向上に資する取組を強化すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 医療機関における平時からの感染症対応力強化のため、医療措置協定を締結した医療機関等における施設・設備の整備等に必要な財政的支援を継続的かつ十分に講じること。
- 2 「予防計画」や「新型インフルエンザ等対策行動計画」の実効性を高めるため、国において、地方自治体とも連携の上、感染症専門医を含めた医療人材の確保及び質の向上に資する取組をさらに強化すること。

【提案・要望の理由】

- 感染症法の改正により、今後の感染症発生・まん延時において、迅速に必要な体制を確保するため、あらかじめ医療機関等との協定を締結しておりますが、当該協定締結医療機関に対しては、平時から、感染流行時に必要な施設・設備の整備や人材・物資の確保が求められており、新たに生じる負担に対し、財政的支援を十分に行う必要があります。
- また、「予防計画」や「新型インフルエンザ等対策行動計画」の実効性を高めるためには、感染症専門医を含めた医療人材の更なる確保が必要であることから、国において、地方自治体とも連携の上、医療人材の確保及び質の向上に資する取組をさらに強化していただく必要があります。

〔県所管部課：保健福祉部 感染症・疾病対策課〕

【38】 地域医療確保対策について

所管省庁：厚生労働省 医 政 局
文部科学省 高等教育局

県民の日常生活に欠かせない地域医療を確保するため、地域の医療機関等に対する財政支援の充実を図るとともに、抜本的な医師偏在対策を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 エネルギー価格や物価等の高騰に伴い、厳しい経営状況にある医療機関等への財政支援を行うとともに、物価高騰等の診療報酬点数への反映等を適時適切に行うこと。
- 2 救急医療体制・周産期医療体制の維持・確保を図るため、医療提供体制推進事業費補助金に係る予算の増額並びに補助基準額及び国庫補助率の引上げを図ること。
- 3 更なる医師確保を図るため、医学部臨時定員地域枠の創設・増員を積極的に認めるなど実効性のある支援の充実を図ること。

【提案・要望の理由】

- 昨今の人件費の上昇やエネルギー価格、物価等の高騰により、医療機関等の経営は厳しい状況に置かれているものの、医療機関等の収入については診療報酬等の公的価格で決まっているため、高騰分を価格に転嫁することができず、経営状況の一層の悪化が懸念されております。

こうした状況を踏まえ、国は、令和7年度補正予算で物価高や賃上げに対する医療機関等への支援策を示すとともに、令和8年度診療報酬改定により物価高騰の負担軽減や従業者の処遇改善に向けた支援を実施することとしております。

しかし、現下の物価高騰の先行きは依然として不透明であり、地域医療への更なる影響も懸念されることから、県民へ質の高い医療を安定的に提供できるよう、国において適正な規模での財政支援措置を講じるとともに、物価・賃金上昇の診療報酬点数への反映を適時適切に行うことを求めます。

- 重症患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターやハイリスク妊娠や高度な新生児医療を提供し、母体や新生児の搬送を受け入れる総合周産期母子医療センターについては、専門的な知識や技術を持った医師等を多く配置するとともに、高度な医療機器等を整備するなど不採算事業となりやすく、病院経営の圧迫につながるおそれがあります。

このため、その運営に対して補助金等の財政支援措置が行われていますが、実態に対して十分とは言えない状況にあることから、救急・周産期医

療機関の長期的な経営の安定化を図り、将来にわたりそれらの医療提供体制を維持・確保していくため、医療提供体制推進事業費補助金に係る予算の増額並びに補助基準額及び国庫補助率の引上げを求めます。

- 本県では、医師確保計画に基づき地域枠制度等の各種施策を展開しているところではありますが、令和6年医師・歯科医師・薬剤師統計において本県の医師数が減少しており、医師偏在指標においても再び医師少数県に位置付けられたことから、更なる医師確保を図る必要があります。

また、厚生労働省における議論を踏まえ、医師少数区域で勤務する医師に対する一定のインセンティブが設けられていますが、依然として医師が都市部に集中する傾向は強く、医師多数区域から医師少数区域への流れを促進するためには、現行制度のあり方についての更なる見直し等の検討が必要です。

そこで、厚生労働省での議論を踏まえ、都道府県が策定した医師確保計画が実効性を伴うものとなるよう、全国における医師の地域偏在是正に向けた制度の設計及び運用を求めます。

〔県所管部課：保健福祉部 医療政策課〕

【39】 障害者への支援の充実について

所管省庁：厚生労働省 社会・援護局
保 険 局

障害者が必要な支援を受けながら、地域において健やかに安心して暮らすことができる環境づくりに対し、十分な支援措置を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 重度心身障害者の自立と社会参加が促進されるよう、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止すること。

【提案・要望の理由】

- 重度心身障害者を対象とした医療費助成事業については、市町村が重度心身障害者の健康の保持・増進等を図る観点から実施する助成事業に対し、都道府県が助成を行っているところです。
- 国は「こども未来戦略」等を踏まえ、令和6(2024)年度から、こども医療費助成について、国民健康保険の減額調整措置を廃止しましたが、こども以外を対象とする現物給付については依然として国民健康保険の減額調整措置を講じています。
- 一方、国においてはマイナンバーカードを活用した医療費助成の現物給付化を推進しており、国民健康保険の減額調整措置と齟齬をきたしている状況にあります。
- 現物給付方式は、傷病の早期発見や迅速な対応につながり、重度心身障害者の自立と社会参加を促進するものであることから、国は地方と一体となって拡充強化を図っていくべきであり、自治体の財政の安定化を図り、基礎疾患を有する割合の高い障害者への医療提供体制を維持するため、自治体が行う重度心身障害者医療費助成に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止するよう要望します。

〔 県所管部課：保健福祉部 障害福祉課
健康長寿推進課 〕

【40】 民生委員・児童委員の処遇改善について

所管省庁：厚生労働省 社会・援護局

民生委員・児童委員の職責および負担の増大等に鑑み、必要な活動費を支給できるよう財政支援を拡充すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 民生委員・児童委員の職責及び負担に見合った活動費を支給できるよう財政支援を拡充すること。

【提案・要望の理由】

- 民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）は、地域住民の身近な相談役として、地域生活課題を抱える住民を適切な支援やサービスに繋ぐなど地域福祉の増進のために重要な役割を担っており、災害時においても被災者の見守りや相談支援などの役割が期待されています。
- しかし、人口減少や少子高齢化の進行等の地域社会の変容に伴い、住民の抱える課題が複雑化・複合化し、支援範囲が拡大するなど職務に関する負担が増大するとともに、定年延長制度の導入等に伴い、従来の民生委員の担い手である企業等の退職者の確保が難しい等、担い手確保が課題となっています。
- そのため、支援活動の継続化、担い手確保の観点から、民生委員の職責及び負担に見合った活動費を支給できるよう、財政支援の拡充を要望します。

〔県所管部課：保健福祉部 地域福祉課〕

【41】 外国人材の受入れと多文化共生施策について

所管省庁：法 務 省 出入国在留管理庁
総 務 省 自 治 行 政 局
文部科学省 総合教育政策局
文部科学省 初等中等教育局

全ての外国人が安全・安心に暮らすための環境整備を行うとともに、外国人児童生徒に対する指導・支援体制の整備を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 外国人との秩序ある共生社会の実現に向けて国が進める総合的対応策の具体化にあたっては、地方自治体の的確な対応が不可欠であることから、取組の方向性や制度設計の考え方、想定される実施時期等について、検討段階から継続的に情報共有するとともに、地方の実情等に応じた施策の実現に努めること。
- 2 外国人材を受け入れる企業や関係機関等の実情を把握した上で、育成就労制度の円滑な施行に向けた体制整備や、全ての外国人が安全・安心に暮らすための環境整備を、国が主体となって行うとともに、地方自治体が行う施策に対して十分な財政措置を行うこと。
- 3 全ての外国人に、生活する上で必要な日本語の学習等の機会を提供できるよう、財政措置の拡充を含め、国主導により取り組むこと。
- 4 公立学校における日本語指導の充実を図るため、日本語指導を行う教員に係る基礎定数を算定するための基準を引き下げるとともに、日本語指導ができる、又は児童生徒の母語が分かる支援員の配置に係る事業に対して十分な財政措置を行うこと。

【提案・要望の理由】

- 本県では海外展開を目指す企業等の人材確保支援のため、海外の大学と連携した現地での日本語教育や県内企業での就業体験等のほか、外国人留学生等のグローバル人材を対象とした合同企業説明会を実施しています。一方、製造業や農業など人手不足に悩む分野において、外国人材の受入が進んでおり、令和8(2026)年1月には、政府において、特定技能及び育成就労に係る受入れ見込み数や対象分野の追加を内容とする分野別運用方針が閣議決定されるなど、今後ますます外国人労働者が増加することが想定されます。
- 外国人材の活躍は、地域経済の持続的発展のためには意義を持つものがありますが、一方で外国人が地域社会において日本人と共に生活していくためには、多文化共生の社会づくりへの取組が重要です。
- このため本県では、企業や業種ごとの団体を構成員とする「とちぎ外国

人材活躍促進協議会」において、外国人材の適切な受入れについて関係者が協議し、情報共有を図っています。

- 自治体における多文化共生の取組の指針については、令和2(2020)年9月に総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を改訂しましたが、全ての外国人が安全・安心に働いて生活するためには、外国人材を受け入れる企業や関係機関等の実情を把握した上で多言語による行政、生活、防災、医療、保健、福祉などの情報やサービスの提供が必要となるため、これら環境整備を国が責任を持って行うとともに、自治体が行う施策に対する財政措置の更なる充実を求めるものです。
- 全ての外国人が自立し安心して暮らしていくためには、生活する上で必要な日本語能力の習得や日本社会の習慣に対する理解の促進が重要です。本県でも、令和4(2022)年3月に「栃木県における地域日本語教育の推進に関する基本的な方針」を策定し、各種取組を進めているところですが、引き続き、国主導により、財政措置の拡充を含め、日本語学習等の機会の提供を強力に推し進める必要があります。
- 本県の公立小・中学校では、日本語指導を要する外国人児童生徒のうち、「特別の教育課程」による日本語指導を受けていない外国人児童生徒の割合が約22%となっており、日本語指導を要する外国人児童生徒の人数に応じた教員数の確保や、教員と連携して日本語指導等を行う母語が分かる支援員の配置拡充など、外国人児童生徒に対する指導・支援体制の充実を図ることが必要不可欠となっています。

県所管部課：生活文化スポーツ部 県民協働推進課
産業労働観光部 国際経済課
教育委員会事務局 義務教育課

【42】大規模災害対策の推進について

所管省庁：内閣府 政策統括官（防災担当）
総務省 自治行政局
自治財政局

近年の大規模災害を踏まえ、被災者の負担軽減のための各種支援制度の改善及び災害時の広域応援・受援を円滑に行う体制の構築を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

1 被災地の災害復旧に有効な仕組みである「応急対策職員派遣制度」については、被災自治体、応援自治体双方に財政負担が生じないよう十分な財政措置を行うこと。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化に向け、業務のデジタル化について自治体に財政負担が生じないよう継続的かつ十分な財政措置を行うこと。

さらに、被災者の一日も早い生活再建につなげるため、より速やかに罹災証明書を交付できるよう、その前提となる住家被害認定の判定方法を簡略化すること。

2 被災者生活再建支援法の適用範囲について、被災者が存在するにもかかわらず適用対象外となる市町村がないよう、全ての被災市町村を支援の対象として、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう見直すこと。

3 被災者支援制度の強化として、応援した自治体が救助に要する費用を支弁した場合の国への直接請求を制度化すること。

また、救助に係る事務の実態に応じて十分な措置がなされるよう、災害救助法第2条第2項における救助事務費の算定方法の見直しを検討すること。

4 南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランに基づく重点受援県と即時応援道県等間で、実効性を確保するために実施すべき取組について、関係道県等間の対応に差が生じないよう支援するとともに、該当道県等の財政負担を軽減するための財政措置を行うこと。

また、各自治体が個別に締結している災害時相互応援協定等に基づき、応援編成計画とは異なる自治体への応援が多数行われた場合、被災都道府県の間で応援体制に著しい偏りが生じるおそれがあることから、原則、アクションプランに基づく応援を優先するなど、即時応援が円滑に行えるよう、アクションプランを見直すこと。

【提案・要望の理由】

○ 令和元年東日本台風災害においては、本県で初めて「応急対策職員派遣

制度」を活用し、発災直後から、複数の自治体から罹災証明書の発行業務及びその根拠となる住家被害認定調査業務等に係る応援を受け、復旧業務を迅速かつ着実に進めることができましたが、被災自治体として、応援自治体に対する多額の費用負担が生じました。

応急対策職員派遣制度を活用しやすくし、災害に対し注力するためにも被災自治体、応援自治体双方に財政負担が生じないよう十分な財政措置が必要です。

- また、災害時には、被災自治体において住家被害認定調査や罹災証明書の発行等、膨大な業務が発生します。これらの業務を迅速かつ効率的に実施するためにはデジタル化が必要ですが、導入及び運用に係る財政負担が課題となり、システムの導入が進まない状況にあります。

そのため、導入費用に加え、平時における運用費用についても、自治体に財政負担が生じないよう継続的かつ十分な財政措置が必要です。

さらに、住家被害認定においては、損害程度の判定方法が複雑であるため、迅速な判定が困難な状況にあります。被災者に対し速やかに罹災証明書を交付するため、その前提となる住家被害認定の判定方法を簡略化することが必要です。

- 被災者生活再建支援制度については、同一災害の場合に被災者が公平に支援を受けられるよう市町村ごととされている適用要件を見直す必要があります。
- 被災者支援制度の強化として、大規模災害時における被災自治体の事務的な負担を軽減し、復旧・復興を促進するため、応援経費についての国への直接請求の制度化が必要です。

また、大規模災害時に多くの避難所を開設した場合、対応する職員も増え、災害救助事務費が膨らむことから、全額、災害救助費負担金の対象とすることが必要です。

- 令和7(2025)年4月1日から運用が開始された南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランの実効性を確保するため、重点受援県と即時応援道県等間で実施することとされている研修や訓練、現地視察等の各種取組について、関係道県等間における差異や格差等が生じないように、国におけるガイドラインの策定や、国及び関係道県等で情報共有や対策の検討を行う場の構築が必要です。また、これらの取組に係る費用について、該当道県等の財政負担を軽減するための財政措置が必要です。

さらに、各自治体が個別に締結している災害時相互応援協定等に基づき、応援編成計画とは異なる自治体への応援が多数行われた場合、被災都道府県の間で応援体制に著しい偏りが生じるおそれがあることから、原則、アクションプランに基づく応援を優先するなど、即時応援が円滑に行えるよう、アクションプランを見直す必要があります。

[県所管部課：危機管理防災局 危機管理課]

【43】 消防力の充実・強化について

所管省庁：総務省 消防庁
自治財政局

消防の広域化に向け、広域化実現後の消防の円滑な運営確保のための財政支援制度を新設し、国による一層の支援の充実を図ること。

また、地域防災の中核となる消防団の充実強化のため、消防団員の確保・育成や消防団活動に必要な設備の整備に対する財政支援の充実を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 消防の広域化については、広域化後の消防の円滑な運営を確保するため、広域化実現後における消防本部の person 費、施設・設備等の更新・維持管理経費の負担を軽減する財政支援を行うこと。
- 2 消防団員の確保・育成に向けた財政支援を強化するとともに、消防団活動に必要な設備の整備に対する財政支援の充実を図ること。

【提案・要望の理由】

- 高齢化の進展に伴う救急需要の高まり、災害の頻発・激甚化、感染症の拡大等の社会環境の変化に的確に対応するためには、消防救急の広域化の推進が必要です。
- 消防の広域化については、広域化後の構成市町村間の給与格差を是正するための person 費の負担増や、施設・設備等の更新・維持管理経費の負担増への懸念等が広域化を妨げていることから、person 費及び施設・設備等の維持管理費に対する負担を軽減する財政支援措置が必要です。
- また、近年、災害が頻発・激甚化する中、地域防災の中核を担う消防団にはますますの期待が寄せられています。
- しかし、全国的に消防団員は条例定数に満たない状況にあり、本県においても団員数の減少や高齢化が進んでおります。
- 令和7(2025)年1月、消防庁において「消防団員の確保に向けたマニュアル」が作成され、県や市町村ではそのマニュアルを活用しながら、消防団員の確保・育成に取り組んでいるところですが、取組を推進して行くためには消防団の力向上モデル事業をはじめ財政支援の充実・強化が必要です。
- 国では、救助用資機材等を搭載した消防団車両の無償貸付を行っていますが、無償貸付については配分枠があり、市町村からの要望に対し十分対

応できていないことから、配分枠の拡充が必要です。

〔県所管部課：危機管理防災局 消防防災課〕

【44】安全・安心な県民生活を支える社会資本の整備・保全について

所管省庁：内閣官房 国土強靱化推進室
総務省 自治財政局
財務省 大臣官房
主計局
国土交通省 大臣官房
総合政策局
都市局
水管理・国土保全局
道路局
住宅局

安全・安心な県民生活を確保していくため、地方が真に必要としている社会資本の整備・保全等が着実に推進できるよう、十分な財源確保を行うなど、支援の充実を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 直轄事業から市町村事業に至るまで、近年の資材及び人件費の高騰や中東情勢など国際情勢の影響が及ぶ中でも地方が真に必要としている社会資本の整備・保全が着実に推進できるよう、十分な予算・財源を確保すること。
- 2 国土強靱化実施中期計画に基づき、中長期的な見通しのもと、継続的・安定的に防災・減災、国土強靱化の取組を推進できるよう、必要となる予算・財源を計画的かつ安定的に通常予算とは別枠で確保すること。
- 3 老朽化する社会資本の維持管理・更新を計画的に行うため、国庫補助・交付金事業の財源確保や国土強靱化対策において重点的に取り組む対策の拡充など、財政支援の充実を図ること。
- 4 老朽化対策や通学路の安全対策に要する予算などを拡充する中においても、地方の道路整備など、社会資本の整備が遅れることがないように、十分な整備予算を確保すること。
- 5 2024年問題に対応し、建設業における担い手を確保するため、余裕期間を設定した工事や週休2日制工事などの働き方改革の取組を推進するとともに、担い手の不足を補うために現場の省力化・効率化につながるICT活用工事などインフラ分野のDX化を生産性向上の取組として実施しているところであるが、これらの取組を一層推進するための財政的・技術的支援を行うこと。併せて、建設分野の人材育成・確保を促進する観点から、事業者が行う人材育成に対する金銭的支援の継続・拡充を図るとともに、建設業への就業希望者を対象とした新たな支援制度を構築すること。

- 6 上下水道の耐災害性の強化に向け、上下水道施設の更新・耐震化、災害対策の加速化や、給排水優先度が高い医療機関や避難拠点等と接続する管路の耐震化の促進など、基盤強化に必要な財政措置を拡充すること。

【提案・要望の理由】

- 今後急速に進行する人口減少に対応した地方創生への取組や、近年、頻発・激甚化している大規模災害に備える防災・減災対策、高齢者や園児等の移動経路も含めた交通安全の確保など、直轄事業から市町村事業に至るまで、社会資本の整備・保全の重要性が増しているところであり、近年の資材費や人件費の高騰に加え、中東情勢など国際情勢の影響にも対応しながら、その推進に必要な十分な財源を確保することが必要です。
- 国においては、令和2(2020)年度まで実施した「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の更なる取組の加速化・深化を図るため、令和3(2021)年度から「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を決定し、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度まで補正予算において予算措置を行いました。
- 本県においても、令和元年東日本台風による甚大な被害の早期復旧及び再度災害の防止を図るとともに、頻発・激甚化する自然災害から県民の生命・財産を守るため、さらなる県土強靱化、防災・減災対策を計画的に進めていく必要があることから、国において策定された国土強靱化実施中期計画に基づき、中長期的見通しのもと、引き続き、必要な予算・財源を当初予算において通常予算とは別枠で計画的かつ安定的に確保することが必要です。
- 老朽化が進行する舗装、橋梁、トンネル、上下水道等の社会資本の維持管理・更新については、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全への転換が重要であるため、修繕が必要な箇所について計画的かつ集中的に実施する必要があります。このため、国庫補助事業等の財源確保など、地方への財源支援の充実が不可欠です。
- 老朽化が進行する県営住宅についても、予防保全型インフラメンテナンスへの転換を推進するため、国土強靱化対策で重点的に取り組んでいる公営住宅の建替と同様に、改良住宅の建替についても対策が必要です。
- 道路メンテナンス事業補助制度や交通安全対策補助制度の創設などにより、道路施設の老朽化対策や通学路の安全対策予算が拡充されましたが、渋滞対策や道路ネットワークの機能強化など、地方の道路整備の推進に必要な予算の安定的な確保も必要です。
- 社会資本整備や維持保全、災害対応等、地域の守り手として重要な役割を担う建設業において、2024年問題への対応も踏まえ、働き方改革や生産性向上を推進するためには、週休2日制の取組に伴い必要となる事業費の増加に対する予算の確保、ICT搭載建設機械導入のための財政的支援及びICT活用工事に関する研修や現場見学会などの充実が必要です。併せて、将来にわたり安定的に人材を育成・確保していくため、既存の「人材開発支援助成金」など、事業者による人材育成に対する金銭的支援につい

ては、継続・拡充を図ることが必要です。また、農林分野においては、就農希望者に対し、農林水産省や林野庁による金銭的支援が制度化されていることを踏まえ、建設分野においても、就業希望者を対象とした人材確保に向けた新たな支援制度の構築が必要です。

- 地震などの自然災害においても、基幹的な上下水道施設の安全性の確保や重要施設等への給水・排水の確保が必要です。

令和6年能登半島地震及び埼玉県八潮市の道路陥没事故での大きな被害を踏まえ、改めて上下水道施設の強靱化・老朽化対策の重要性が認識されたことから、基盤強化に必要な財政支援を求めるものです。

〔県所管部：県土整備部〕

【45】河川・砂防事業の推進について

所管省庁：国土交通省 大臣官房
水管理・国土保全局

強靱な県土づくりを推進するため、流域治水の根幹である直轄河川・砂防事業を着実に推進するとともに、地方の取組についても積極的に支援すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 気候変動の影響により将来予測される降雨量の増加に対応するため、引き続き各直轄河川における治水計画の見直しを進めること。
- 2 鬼怒川、渡良瀬川、那珂川等における直轄河川事業や、県管理河川における整備事業等を着実に推進できるよう、十分な財源を確保すること。
- 3 流域治水の更なる推進を図るため、特定都市河川の指定に向けた技術的支援を図ること。
- 4 日光地域における直轄砂防事業の更なる推進を図るとともに、那須岳及び日光白根山の火山噴火に伴う災害の発生に備え、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく対策の推進に向け支援すること。
- 5 土砂災害の発生に備えた砂防関係施設の整備や、住民の円滑・確実な避難を可能とするソフト対策を推進できるよう、十分な財源を確保すること。
- 6 頻発化する大規模自然災害の脅威・危機への対応には、地方自治体だけでは限界があることから、地方整備局等の支援体制の充実・強化を図ること。

【提案・要望の理由】

- 今後の気候変動の影響を考慮すると、現在の整備計画の完了時点では、実質的な安全度が確保できない恐れがあることから、将来の降雨量の増大を考慮した治水計画へと速やかに転換することが必要です。
- 流域全体の治水安全度を高め、県民の安全・安心を確保するためには、国土保全上特に重要な直轄管理区間はもとより、上流域の県管理区間も含めた、河川整備等のハード対策を着実に推進することが必要です。本県では、令和元年東日本台風により甚大な浸水被害を受けており、激甚化・頻発化する水災害に対応できるよう、県土の強靱化を引き続き進めることが必要です。
- 本県においても、初の特定期都市河川の指定に向けた取り組みを始めたところであり、法指定や流域水害対策計画の立案にあたっては豊富な知見を有する国の技術的支援が必要です。
- 日光地域の男体山等を中心とした山岳地域では、依然として荒廃が著し

く、大雨等により発生する土砂の流出は下流域へ甚大な被害を及ぼすことが想定されることから、これまで以上に直轄砂防事業による砂防施設の整備が必要です。また、那須岳及び日光白根山で火山噴火が発生した場合、その被害は広域的かつ甚大となることから、緊急対策を迅速かつ効果的に実施し、被害をできる限り軽減することが重要であり、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく対策の着実な実施に向け、国の支援が必要です。

- 本県の砂防事業においても、災害時に甚大な被害が生じる可能性の高い箇所が数多く残されていることから、砂防堰堤等の整備を着実に推進することが必要です。また、住民の円滑かつ確実な避難を可能とするため、土砂災害警戒情報の的確な運用や土砂災害警戒区域の周知など、警戒避難体制の強化を図るソフト対策も速やかに推進することが必要です。
- 近年、気候変動の影響により、自然災害は激甚化・頻発化しており、大規模自然災害の発災時には地方自治体だけでの対応には限界があることから、地方整備局の TEC - FORCE 等による支援体制の充実・強化が必要です。

〔 県所管部課：県土整備部 河川課
砂防水資源課 〕

【46】ダム事業の着実な推進について

所管省庁：国土交通省 大臣官房
水管理・国土保全局

思川開発事業について、一日も早く事業効果を発現できるよう、遅滞なく完成させること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 思川開発事業については、一日も早く事業効果を発現できるよう遅滞なく完成させること。

【提案・要望の理由】

- 本事業は、下流地域の洪水被害を軽減させるとともに、地下水依存度の高い県南地域における安全な水道水の安定供給を確保する上で、重要な事業です。
- 令和元年東日本台風では、南摩ダム下流域においても甚大な被害が発生したことから、1日も早い効果の発現に向けて遅滞なく事業を推進する必要があります。

〔県所管部課：県土整備部 砂防水資源課〕

【47】 広域道路ネットワークの機能強化について

所管省庁：国土交通省 大臣官房
道 路 局

国の新広域道路交通計画に位置付けられた県内の広域道路ネットワークの機能強化を図るため、高速道路における渋滞対策やスマート IC 設置などの機能強化、直轄国道の着実な整備推進、更にはその多くの路線が重要物流道路に指定されている高規格道路等の整備と持続可能な維持・管理のための支援を行うこと。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 高速道路は我が国の社会経済活動の根幹を担い、災害時には緊急輸送道路としての役割を果たすなど、多様な機能を有していることから、高速道路の更なる有効活用を図るため、東北自動車道及び北関東自動車道における渋滞対策やスマート IC の設置等の機能強化を推進すること。
 - (1) 東北自動車道宇都宮 IC 以北における 6 車線化整備計画の策定、及び矢板北 PA 付近における渋滞対策の早期実施
 - (2) 新たなスマート IC の整備推進に向けた支援、及びアクセス道路の整備推進に向けた予算の確保
 - ・事業中：（仮称）大谷スマート IC（宇都宮市）、（仮称）下野スマート IC（下野市）、（仮称）足利スマート IC（足利市）、（仮称）壬生 PA スマート IC（壬生町）
 - (3) 北関東自動車道における休憩施設の早期整備
 - ・壬生 PA における駐車場の拡張
 - ・壬生 PA と笠間 PA 間における休憩施設の新設

- 2 直轄国道である国道 4 号、新 4 号国道及び国道 50 号は、高速道路とともに国土幹線道路ネットワークを構成し、本県道路網の主軸となる道路であることから、渋滞緩和や交通安全確保に向けて着実な整備を推進すること。
 - (1) 国道 4 号
 - ・西那須野道路、交通安全対策事業の早期完成
 - ・矢板拡幅、矢板大田原バイパスの整備推進
 - ・那須地域北部（黒磯バイパスから白河まで）における 4 車線化
 - ・那須塩原市内（西那須野道路から黒磯バイパスまで）における 4 車線化
 - (2) 新 4 号国道
 - ・平面交差部の計画的な立体化等の機能強化
 - ・圏央道五霞 IC までの 6 車線化推進

(3) 国道 50 号

- ・足利市内の混雑交差点立体化等による渋滞対策の推進

3 高規格道路を始めとする広域道路は、広域的な連携・交流の促進はもとより、地域経済の発展や観光振興、国土強靱化等の観点から重要であり、その多くの路線が重要物流道路に指定されていることから、早期の整備と持続可能な維持・管理を行うために必要となる財政的・技術的支援を行うこと。

(1) 常総・宇都宮東部連絡道路等

- ・国道 408 号真岡宇都宮バイパス、宇都宮高根沢バイパス、国道 294 号二宮拡幅、主要地方道宇都宮向田線平出板戸Ⅱ期工区の整備支援及び国道 121 号桑島大橋の新規事業化

(2) 日光宇都宮道路（有料道路）

- ・長期にわたる計画的な修繕実施や更新、機能強化に向けた支援

(3) 栃木西部・会津南道路や栃木西部都市連絡道路など、本県の高規格道路空白地域やミッシングリンクを解消する広域道路ネットワーク路線の整備支援

4 新広域道路交通計画の構想路線は、高規格道路としての役割が期待されており、早期の具現化が必要であることから、高規格道路への位置付けに要するプロセスを明確に示すとともに、必要な調査・検討に対する財政支援の強化を図ること。

- ・構想路線：（仮称）つくば・八溝縦貫・白河道路
（仮称）北関東北部横断道路

【提案・要望の理由】

■高速道路の機能強化

- 東北自動車道の上河内 SA(上り線)や矢板北 PA(下り線)付近においては慢性的な混雑が発生しており、速達性と定時性確保のため新たな車線の付加等による拡幅整備が必要です。
- スマート IC の整備は、高速道路の利活用の促進や一般道路の渋滞緩和など地域経済の活性化に寄与するとともに、緊急輸送道路ネットワークを強化する上でも極めて有効です。また、スマート IC の整備効果を高めるためには、アクセス道路との一体的な整備が不可欠です。
- 北関東自動車道の壬生 PA から笠間 PA に至る区間は、約 50km あるにもかかわらず休憩施設がなく、また壬生、笠間両 PA においては日常的に混雑しているため、壬生 PA における駐車場の拡張及び新たな休憩施設の整備が必要です。

■直轄国道の整備推進

- 国道 4 号については、ポストコロナにおけるインバウンド増加への対応及び観光振興を図るため、県北部地域における平常時の交通の円滑化

や、災害に強い国土幹線道路ネットワークを構築するため、西那須野道路、矢板拡幅、矢板大田原バイパスの整備、西那須野道路から黒磯バイパスまでの那須塩原市内における4車線化及び、特に降雪時の予防的通行止め区間である黒磯バイパスから白河までの那須地域北部における4車線化が必要です。また、安全・安心な歩行空間を確保するため、栗宮等で事業中の歩道整備の早期完成と、円滑な交通を確保するため、那須町以北線形改良の早期完成が必要です。

- 新4号国道については、本県と東京圏を直結する極めて重要な路線であり、首都直下地震が発生した際の広域的なバックアップ体制確保の観点からも、圏央道五霞 IC までの区間について早期の6車線化整備を進めるとともに、慢性的な渋滞が発生している平面交差点部については計画的な立体化による更なる機能強化が必要です。
- 国道50号の足利市街地(問屋町付近)は慢性的な混雑が発生しており、立体化などの対策が必要です。

■高規格道路の整備等に対する支援

- 常総・宇都宮東部連絡道路を構成する、国道408号(真岡宇都宮バイパス、宇都宮高根沢バイパス)は、鬼怒川左岸に集積する栃木県の産業を牽引する工業団地群を連絡する重要な路線であり、北関東自動車道真岡 IC へのアクセス強化や常磐自動車道及び圏央道との連携強化を図るため、重点的な整備が必要です。また、接続する国道294号二宮拡幅、主要地方道宇都宮向田線平出板戸Ⅱ期工区及び国道121号桑島大橋についても一体的な整備が必要です。
- 日光宇都宮道路は、供用開始以来約50年が経過し、橋梁やトンネル等の老朽化が著しいため、料金徴収期間を延伸し、修繕工事を実施しているところです。しかしながら、設備更新や機能強化に加え、将来にわたるサービスレベルの確保に向けた維持管理に係る費用の確保が課題となっていることから、料金徴収の継続を可能とする制度の導入等も含めた持続可能な維持管理のための支援が必要です。
- 高規格道路の空白地域やミッシングリンクの解消を図り、平常時・災害時を問わない安定的な人流・物流を確保するとともに、経済・生活圏を相互に連絡し地域間の交流・連携を促進するため、栃木西部・会津南道路(直轄権限代行事業 国道121号日光川治防災)や栃木西部都市連絡道路などの整備を推進することが必要です。

■構想路線の調査・検討に対する支援

- 新広域道路交通計画の構想路線である(仮称)つくば・八溝縦貫・白河道路と(仮称)北関東北部横断道路は、広域的な交流・連携を支えるとともに防災・減災、国土強靱化に不可欠な高規格道路として大きな役割を担う路線であり、本県では具現化に向けた調査に着手したところがありますが、構想路線から高規格道路に格上げ・位置付けするプロセスが明確に示されておりません。また、広域的な視点から様々な調査・検討

を進めていくためには、技術的支援に加え、長期的に安定した財政支援が必要です。

〔 県所管部課：県土整備部 交通政策課
道路整備課 〕

【48】直轄権限代行事業等による道路の機能強化について

所管省庁：国土交通省 大臣官房
道路局

県境を跨ぐ広域的な道路ネットワークを構成し、機能強化にあたり技術的難易度の高い道路については、国による直轄権限代行事業等により積極的な支援を行うこと。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 国道 121 号の機能強化に向けて、直轄権限代行により事業中の日光川治防災について本体工事の整備推進を図るとともに、将来的には、国が管理を行う直轄管理区間として指定すること。
- 2 国道 120 号の通年通行化に向けて、技術的難易度の高い金精道路について、直轄権限代行事業により支援を行うこと。

【提案・要望の理由】

- 国道 121 号は、山形・福島・栃木を結ぶ重要な広域幹線道路であり、国の新広域道路交通計画では、本県区間の「栃木西部・会津南道路」及び福島県区間の「会津縦貫道」が、それぞれ高規格道路に位置付けられ、令和 4 (2022) 年 4 月には重要物流道路の候補路線に指定されたところです。一方、日光地域においては平成 27 年 9 月関東・東北豪雨の際に大規模な路肩崩落等が発生し、防災拠点である道の駅や観光拠点である川治温泉等が一時孤立したことから、防災・減災や国土強靱化を推進するため、日光川治防災について、本体工事の着実な整備を図ることが必要です。

また、東日本大震災の際には、被災した東北自動車道や常磐自動車道、国道 4 号、国道 6 号に代わる輸送路として役割を果たしており、高規格道路とのダブルネットワークを形成する重要な道路であることから、高い管理水準の確保に向け、将来的には直轄管理区間の指定が必要です。

- 国道 120 号は、群馬と栃木を結ぶ重要な広域幹線道路です。しかしながら、県境の金精道路は標高 1,800m を超え、雪崩や地吹雪により除雪が困難なため、約 4 ヶ月にわたり冬季通行止め（約 17km 区間）を余儀なくされています。通年通行は両地域の長年の悲願であり、防災・減災や国土強靱化の観点からも、冬季においても通行可能な道路の整備が必要です。

県境を跨ぐ広域的な道路ネットワーク確保の観点と、整備には高い技術力を要することを踏まえ、直轄権限代行による整備の検討を要望します。

〔県所管部課：県土整備部 交通政策課〕

【49】住宅・建築物の耐震化の推進について

所管省庁：国土交通省 大臣官房
住宅局

首都直下地震等の発生が切迫する中、住宅・建築物の耐震化を促進するとともに、未耐震住宅・建築物の倒壊等の被害から生命を保護するため、住宅・建築物の耐震化等に係る補助制度の拡充と十分な財源の確保を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の目的に基づき、県民の生命や身体を保護するため、民間住宅・建築物の耐震化を着実に促進するとともに、民間住宅・建築物の倒壊による被害の軽減のため、国庫補助限度額の更なる引上げなど、補助制度の拡充及び十分な財源の確保を図ること。

【提案・要望の理由】

- 本県では、民間住宅の耐震化率を令和12(2030)年度までに96%とすることを目標として、補助限度額の引き上げなど、国の取組に呼応しながら住宅・建築物の耐震化に積極的に取り組んでいます。
- 現時点で耐震化を要する民間住宅の多くは、老朽化に伴う建替が実施されている一方で、所有者の高齢化や費用負担が大きいこと等から、耐震化の実施に至らない事例も多く見受けられます。
- 首都直下地震等の発生が切迫する中、県民の生命や身体を保護するため、着実に、国・市町村と連携して民間住宅・建築物の耐震改修工事等の促進を図るとともに、個々の事情によりやむを得ず耐震化に至っていない民間住宅・建築物の倒壊等の被害を軽減することが重要です。
- そのため、国庫補助限度額の更なる引上げなど、補助制度の拡充を図るとともに、十分な財源を確保することが必要です。

〔県所管部課：県土整備部 建築指導課〕

【50】空き家対策の更なる推進について

所管省庁：国土交通省 住宅局

防災や防犯・景観等の生活環境の向上を図るためには、増え続ける空き家対策の更なる推進が不可欠であることから、必要な財源を安定的・継続的に確保するとともに、空き家対策総合支援事業の更なる拡充を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 増加し続ける空き家に対応するためには、計画的かつ継続的に対策を進めていく必要があるため、十分な財源を確保するとともに、国が示す事業期間終了年次である令和 12(2030)年度以降も補助制度を継続すること。
- 2 社会情勢や地域の実情等を踏まえ、補助率や上限額を上げるほか、補助対象の拡大を図るなど補助制度の更なる拡充を図ること。

【提案・要望の理由】

- 人口減少や少子高齢化等に伴う空き家の増加は、全国的な社会問題となっており、防災や防犯・景観等の生活環境の向上を図る観点から、地域の実情に応じた空き家対策の実施が急務となっています。
- 国が令和 5(2023)年度に実施した住宅・土地統計調査によると、本県における住宅の空き家率は 16.9%と全国で 14 番目に高い状況にあり、これら問題の解決を図るために、平成 28(2016)年度から県内各市町村が空家等対策計画を策定し、空き家対策総合支援事業を活用しながら、空き家の利活用や危険な空き家の除却等に取り組んできました。しかし、今後も空き家は増加が見込まれており、国が示す事業期間終了年次である令和 12(2030)年度以降も継続的な対策が必要な状況にあります。
- また、除却等が必要となる工場や店舗等の住宅以外の空き家が増加していることに加え、昨今の物価高騰に伴い、これまで以上に除却等に多額の費用を要することから、補助率や上限額の引上げが必要です。
- さらに、他自治体への移住に限らず空き家を活用して住まいにする需要の高まりや、今般の法改正で位置づけられた放置すれば周囲に著しい悪影響を及ぼす空き家（管理不全空家等）への対応を踏まえた補助対象の拡大が必要です。
- このような状況を踏まえ、地域の喫緊の課題である空き家対策について、市町村が取り組む対策が円滑に実施できるように、必要な財源を安定的かつ継続的に確保するとともに、補助制度の更なる拡充を図ることを要望します。

〔県所管部課：県土整備部 住宅課〕

【51】 地方消費者行政の安定的な推進について

所管省庁：内閣府 消費者庁

地方自治体が安定的かつ継続的に消費生活の相談機能を維持し、消費者被害の未然防止に向けた取組を強化するため、地方自治体の実情に即した事業が実施できるよう交付金制度の改善を図るとともに、交付金措置を継続すること。

また、消費生活相談員の担い手確保・育成の取組を強化すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 効果的な消費者教育や消費生活相談体制の充実、消費者被害の未然防止に向けた取組の強化など、地方自治体が地域の実情に即して交付金を活用しやすくなるよう、補助率の引き上げや中長期的な課題にも対応できる実施メニューの拡充等、制度の改善を図るとともに、交付金事務の円滑化に努めること。
- 2 地方消費者行政を推進するための事業を安定的かつ継続的に行えるよう、地方消費者行政機能維持事業（相談機能維持・未然防止強化型）の補助上限額に係る逡減の見直しをするとともに、令和12年度以降も交付金措置を継続すること。
- 3 相談員の役割や働きがいについて国民へ十分な広報を行うとともに、潜在的な有資格者の掘り起こしや就職・復職支援施策など、担い手確保・育成の効果的な取組を強化すること。

【提案・要望の理由】

- 高齢化の進行やデジタル化の進展等により、消費者を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、県民の消費生活の安定と向上を図るためには、県と市町がより緊密に連携・協力し、県全域において持続可能な消費者施策の推進を図ることが重要となります。
- そのため、県が総合的・広域的な対策を積極的に展開し、市町に対するきめ細かな支援を継続的に実施できるよう、活用しやすい交付金制度への改善と、地方消費者行政機能維持事業（相談機能維持・未然防止強化型）の補助上限額が逡減されることなく、令和12年度以降も継続した財源措置を求めます。
- 加えて、本県では、消費生活相談員の高齢化が全国を上回るペースで進行しており、将来的な担い手不足が懸念されることから、国におかれましても、相談員の役割や働きがいについて国民へ十分な広報を行うとともに、潜在的な有資格者の掘り起こしや就職・復職支援施策など、次世代を担う人材確保・育成の取組の継続・強化を要望します。

〔県所管部課：生活文化スポーツ部 くらし安全安心課〕

【52】有機フッ素化合物対策の推進について

所管省庁：環境省 大臣官房
水・大気環境局
農林水産省 消費・安全局
国土交通省 水管理・国土保全局

有機フッ素化合物（P F A S）対策を推進するため、地方公共団体の意見を聴取し、各対策に反映させるとともに、科学的知見の集約及び知見に基づく各評価指標や排出源特定調査、濃度低減措置方法を確立する等、対策の充実・強化を図ること。

また、公共用水域及び地下水の調査や汚染井戸周辺地区調査、水道水に含まれるP F A Sの低減対策等、地方公共団体や水道事業者が行う取組に対し、必要な財政支援等を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 実行性のあるP F A S対策を推進するため、具体的な対応を行う地方公共団体から意見を聴取する場を設置する等により、各対策に地方公共団体の意見を十分に反映させること。
- 2 国民のP F A Sに関する健康影響への不安を払拭するため、国内外の健康影響に関する知見の集約に努めるとともに、新たな知見について、速やかに情報提供すること。
- 3 公共用水域及び地下水（以下「地下水等」という。）における「P F O S及びP F O A（以下「P F O S等」という。）」の水質測定等について、全国で統一化を図るため、地下水等の調査結果及び健康影響に関する知見等に応じた地下水等の水質汚濁に係る評価指標を早急に確立すること。
- 4 風評被害や健康影響等が懸念されるため、P F A Sの農畜水産物への移行・蓄積及びそれを介した健康影響を早急に解明し、農業用水や農地土壌、肥料に係るP F O S等の評価方法の確立及び必要な対策を講じること。
- 5 P F O S等の土壌汚染の評価及び特性を踏まえた浄化等の対策を講ずるため、土壌中の測定方法、土壌に係る評価指標及び汚染対策（未然防止及び浄化）を確立すること。
- 6 地下水等でP F O S等が指針値を超えて検出された際に、飲用ばく露防止の取組を確実に実施するため、科学的知見等に基づく汚染井戸周辺地区調査、排出源特定調査及び濃度低減措置（地下水等の浄化対策等）の具体的な方法を早急に示すこと。

また、工場・事業場の設置者や土地所有者等（以下「事業場設置者等」という。）が、地方公共団体による排出源特定調査（P F O S等含有製品の使用状況の聞き取り調査等）に協力する制度や排出源が特定された場合に事業場設置者等が濃度低減措置を講ずる制度を構築すること。

- 7 地下水等におけるP F O S等の存在状況の把握及び飲用ばく露防止の取

組を推進するため、地下水等の調査や汚染井戸周辺地区調査等、地方公共団体の取組に対し、十分な財政支援や技術的支援を講ずること。

- 8 P F O S等の環境中への流出を防止するため、国が主体となって、より積極的にP F O S等含有泡消火薬剤の漏出事故防止等の取組を進めるとともに、交換に要する費用支援制度を創設する等の施策を講ずること。
- 9 水道水から水質基準を超えるP F O S等が検出された際に水道事業者が行う、新たな水源井戸・浄化施設・緊急連絡管の整備にかかる補助制度の更なる拡充及び十分な財政支援を行うこと。
- 10 健康被害が発生した場合に備え、予め被害者への応急対応や拡大防止のための対策を定めるとともに、地方公共団体への支援体制を確立すること。

【提案・要望の理由】

- P F A Sの一部であるP F O S等については、全国各地の地下水等で指針値を超える値で検出されており、その影響に関する不安が高まっており、全国的な問題となっています。

また、県内においても、下野市など5市町の地下水で指針値の超過が確認され、下野市においては、水道水の水質基準値超過も確認されたことから、多くの県民が不安を感じている状況です。

このようなことから、国によるP F A S対策の更なる推進が必要です。

- 1 国は、令和5(2023)年7月に「P F A Sに関する今後の対応の方向性」を取りまとめる等、P F A Sに対する総合的対応を進めていますが、地下水等の水質測定やP F O S等が指針値を超えて検出された場合の対応は地方公共団体が実施することとされています。しかし、各対策への地方公共団体の意見反映が十分とは言えないため、地方公共団体から意見を聴取する場を設置する等により、より実行性のある対策とする必要があります。
- 2 また、P F A Sに係る健康影響に関する科学的知見や存在状況、分析方法及び対策技術の情報等は未だ十分とはいえないことから、国民の健康影響への不安を払拭するには至っていません。

このため、国内外の健康影響に関する知見の集約及び新たな知見の速やかな情報提供を行うとともに、令和6(2024)年8月に更新された「P F O S、P F O Aに関するQ & A集」に、P F O S等が指針値を超えて検出された地下水等の飲用以外の利用に係る事項を追加する等、国民からの地方公共団体への相談の状況を踏まえ、内容を拡充することにより、丁寧なリスクコミュニケーションを更に促進することが必要です。

- 3 P F O S等の地下水等の水質汚濁に係る評価指標の位置づけは「要監視項目」であり、地下水等の水質測定については、地方公共団体が地域の実情に応じ実施することとされていますが、環境モニタリングの強化を図るため、水道水及び地下水等に係る調査結果並びに健康影響に関する知見等に応じ、評価指標を確立することが必要です。

また、P F O S等の「環境基準項目」への位置づけに係る検討状況を明らかにするとともに、引き続き「要監視項目」の位置づけとする場合も、測定地点の選定に係る具体的な指針が必要です。

- 4 農畜水産物への影響に関する科学的な知見が乏しく、風評被害も含めた生産・流通等への影響が懸念されるため、P F O S等の農畜水産物への移行・蓄積及びそれを介した人への影響について早急に解明した上で、農業用水や農地土壌、肥料に係るP F O S等に関する指標の作成など評価方法等の確立や、それらに基づく必要な対策を講じることが重要です。
- 5 土壌中のP F O S等については、環境基準等の評価指標がなく、土壌汚染の適正な評価ができない状況であり、また、その特性を踏まえた浄化等の対策が不明なため、土壌に係る評価指標及び汚染対策の確立が必要です。
また、令和5(2023)年7月に「土壌中のP F O S、P F O A及びP F H x Sの暫定測定方法について」において示された測定方法について、精度の検証を引き続き行った上で、確立する必要があります。
- 6 地下水等でP F O S等が指針値を超えて検出された場合の対応として、令和6(2024)年11月に示された「P F O S及びP F O Aに関する対応の手引き(第2版)(以下「手引き」という。)」において、汚染井戸周辺地区調査、排出源特定調査及び濃度低減措置を検討することが規定されていますが、効果的に調査等を実施するため、水環境・土壌中のP F O S等の挙動等の科学的知見に基づく具体的な方法を提示することを要望します。
また、手引きに基づく排出源特定調査は、法的に位置づけられているものではないことから、事業場設置者等が同調査に協力する制度を構築し、調査の実効性を担保するとともに、事業場設置者等が排出源であった場合に濃度低減措置を行う制度の構築も必要です。
- 7 地下水等のP F O S等の水質測定や汚染井戸周辺地区調査等、地方公共団体が、国の技術的助言や手引きに基づく取組を確実に実行できるようにするため、十分な財政的・技術的支援を求めます。
- 8 P F O S等含有泡消火薬剤については、化学物質の審査及び規制に関する法律に基づく取扱上の技術基準や水質汚濁防止法に基づく事故時の措置等の義務が規定されていますが、交換を推進し、環境中への流出を防ぐため、国が主体で取組を進めるとともに、交換費用の支援制度等が必要です。
- 9 既存の国の補助事業は、採択基準が厳しいうえに補助率が低く、水道事業者によっては十分な対策を取れない可能性があります。
そのため、補助制度の更なる拡充及び十分な財政支援を求めるものです。
- 10 予期せぬ健康被害が発生した場合に備え、地域住民の生命・健康を確保したり、被害を最小限にとどめたりするための対策を予め決定しておくとともに、現場で対応を行う地方公共団体を確実にサポートする体制を確立しておくことを求めます。

県所管部課：保健福祉部 感染症・疾病対策課 環境森林部 環境保全課 農政部 農政課 県土整備部 上下水道課
--

【53】 国会等移転の促進等について

所管省庁：国土交通省 国土政策局
内閣府 大臣官房
国会等移転審議会事務局
内閣官房 防災庁設置準備室

今後想定される首都直下地震をはじめとした大規模な自然災害や感染症のパンデミック等に対する国の対応力強化及び東京一極集中是正の観点から、国会等移転の早期実現に向けて、国会において具体的な議論が進展するよう働きかけるとともに、国民の合意形成に向けた取組を強化すること。

また、国会等移転のワンステップとして、大規模災害時等における危機管理機能などを有する「キャンプ那須(仮称)」の整備を検討すること。

さらに、「分散型社会」の構築に向けて、「地方創生に関する総合戦略」で掲げる「政府関係機関の地方移転」や「産業の地方移転・産業立地促進」等の施策を着実に推進し、中央省庁や研究機関・研修機関等の更なる地方移転を実現するとともに、企業の本社機能や大学等の地方移転に対する支援を充実・強化すること。

加えて、防災庁について、防災局及び防災大学校を含めた詳細な情報を速やかに明らかにするとともに、大規模災害時のバックアップ拠点としてふさわしい本県に設置すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 東日本大震災後も我が国は様々な災害に見舞われており、今後想定される首都直下地震をはじめとした大規模な自然災害や感染症のパンデミック等に対する国家中枢機能の災害対応力の強化及び東京一極集中の是正の必要性が再認識されているため、国会において国会等移転の早期実現に向けた具体的な議論が進められるよう、強く働きかけるとともに、国会等移転の意義・必要性について国民に具体的に説明するなど、その合意形成に向けた取組を強化すること。
- 2 国会等移転のワンステップとして、次のような多様な機能を持った「キャンプ那須(仮称)」の整備について検討すること。
 - ・大規模地震等に備える危機管理機能を有する施設
 - ・外国からの要人を迎え、政府首脳と会談を行う迎賓施設
 - ・首相をはじめ政府首脳が静養も行える施設
- 3 東京圏に集中した社会機能を地方に分散させた「分散型社会」の構築に向けて、「地方創生に関する総合戦略」で掲げる「政府関係機関の地方移転」や「産業の地方移転・産業立地促進」等の施策を着実に推進し、中央省庁や研究機関・研修機関等の更なる地方移転を実現するとともに、企業の本社機能や研究所、大学等、様々な社会機能の地方移転に対する国の支援を充実・強化すること。
- 4 防災庁について、地方機関である「防災局」及び文教研修施設である「防

【54】文化財の保存活用への支援について

所管省庁：文化庁

文化財を適切に保存し後世に確実に継承するとともに、その活用を推進するための財政支援の充実や補助対象の拡充を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 栃木の自然や人々の生活などの風土と歴史の中で育まれてきた貴重な文化財を生かすとともに、適切に保存し後世に確実に引き継いでいくため、文化財の保存活用について必要な予算を確保し支援の充実を図ること。
- 2 国宝・重要文化財の修理等に限られている補助率加算制度を重要無形民俗文化財にも適用すること。
- 3 さらに、重要無形民俗文化財において象徴的・中心的役割を果たし、その本質に深く係わる用具については国庫補助の対象とすること。

【提案・要望の理由】

- 本県においては、文化財保護法に基づき、文化財の保存と活用の基本的方向性を定める「栃木県文化財保存活用大綱」を令和2(2020)年度に策定しており、県内市町においては「文化財保存活用地域計画」を策定し、その保存と活用に向けた検討が進められているところです。
- これら大綱及び地域計画に掲げた施策を確実に実施するための予算の確保に努めていますが、近年、国庫補助事業において補助額が削減されており、貴重な文化財の計画的な保護に影響が生じています。
- このため、栃木の自然や人々の生活などの風土と歴史の中で育まれてきた貴重な文化財を、適切かつ計画的に保存し、より一層の活用を図ることができるよう、必要な予算を確保し支援するよう要望します。
- また、重要無形民俗文化財である伝統行事・民俗芸能については、過疎化、少子高齢化等により存続が危ぶまれるとともに、継承に必要な費用の負担が増大していることから、国宝・重要文化財の修理等に限られている補助率加算制度を適用するよう要望します。
- さらに、重要無形民俗文化財において象徴的・中心的役割を果たし、当該文化財の本質に深く係わる用具については、それが消耗品であっても国庫補助の対象とするよう要望します。

〔県所管部課：生活文化スポーツ部 文化振興課〕

【55】 地域活性化に資する社会教育施設の整備に係る支援について

所管省庁：内閣府 地方創生推進室

地域未来交付金を活用して地域活性化に資する社会教育施設を整備する場合、資材価格の高騰や工期の長期化等の実態に即した事業の実施や、P F I方式による長期的な整備運営を推進できるよう、制度の見直しを行うこと

【提案・要望の具体的内容】

- 1 地域未来交付金を活用して地域活性化に資する社会教育施設を整備する場合、資材価格や人件費高騰に加え、工期の長期化が進んでいることを踏まえ、交付上限額の引き上げや事業期間の更なる延長など、実態に即した制度の見直しを行うこと。
- 2 とりわけ施設整備をP F I方式で実施する場合、設計・建設・運営等を長期一括で契約することから、事業期間の起算点を事業契約時ではなく工事着手時点とするなど、同方式による事業実施を踏まえた見直しを行うこと。

【提案・要望の理由】

- 地域の社会教育施設は、貴重な財産である歴史や文化等の保存・継承、優れた美術作品等の発表・鑑賞、学習機会の提供等、県民の学びや創造を支える重要な役割を担ってきました。近年ではこれらの機能にとどまらず、地域人材の育成、官民連携、関係人口創出など地域活性化の中核的な拠点へと役割が拡大しています。
 - 県では美術館、図書館及び文書館について、本県の文化振興の中核として、再整備を行うこととし、とちぎの「文化と知」の継承や、新たな「文化と知」の創造等を通じた地域を支える人づくりに寄与し、地域活性化にもつながる拠点となるよう、具体的な検討を進めています。
 - こうした施設整備を行う際、昨今では、建築単価の高騰、資材価格・人件費の上昇に加え、人材不足や週休2日制の本格導入等により工期の長期化が進んでおり、また、P F I方式で実施する場合、P F I特有の事業プロセスを考慮すると、更なる長期化が想定され、現行の交付上限額や事業期間等の要件では、実態に即した柔軟な事業実施が困難となっています。
 - このため、令和8年1月27日付、内閣府地方創生推進室発出の「地域未来推進型の取扱いについて」に記載されている以下の点について見直すことを要望します。
 - ①「1事業当たり15億円」とされている交付上限額の引上げを行うこと。
 - ②「最長5か年度」とされている事業期間について、更なる延長を可能とすること。
 - ③事業期間の起算点は契約締結時とされているが、設計・建設・運営等を長期一括で契約するP F I事業においては、工事着手時点とすること。
- 〔県所管部課：生活文化スポーツ部 文化と知の創造拠点整備室〕

【56】 地方大学への支援の充実について

所管省庁：内閣官房 地域未来戦略本部事務局
文部科学省 高等教育局

地方大学が、地方創生やイノベーション創出に引き続き取り組めるよう、財源の拡充やデジタル人材の育成並びに特色ある取組や大学の施設等整備に対する支援の充実を図ること。

また、学生の地方定着等に向けた各種支援策を講じるとともに、高等教育の「規模」の適正化や「アクセス」確保については、丁寧に検討すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 地方大学が、地方創生やイノベーション創出を担う人材育成に引き続き取り組んでいけるよう、運営費交付金等の更なる拡充や、デジタル人材育成のための定員増及び教育人材の確保を図るとともに、産学官金の連携・協働による特色ある取組やDX等に対応した大学の施設等整備に対する支援の充実を図ること。
- 2 地元の地方大学に入学しようとする学生に対し授業料減免等のインセンティブを与える制度や、学生の地域内での就職率等の実績に応じた地方大学に対する優遇措置の創設、地方定着等に向けた地方大学や地方自治体の取組に対する支援の充実を図るとともに、高等教育の「規模」の適正化や「アクセス」確保については、地方大学が地方創生に果たす役割の重要性に十分配慮し、丁寧に検討すること。

【提案・要望の理由】

- 地方大学は、地域における「知と人材の集積拠点」として、地域の将来を支える人材の育成・定着や地域産業の発展に貢献するなど、地方創生にとって重要な役割を担っています。また、人口減少問題の克服やDXの加速化、2050年カーボンニュートラル実現、頻発・激甚化する自然災害への対応など、困難かつ社会的な影響の大きい課題に的確に対応していくためにも、地域社会において地方大学が果たす役割はますます大きくなっています。
- 本県においても、県内の高等教育機関で構成する「大学コンソーシアムとちぎ」において、それぞれが得意分野を持ち寄り、教育・研究はもとより、多方面にわたり地域の団体や地元の企業との連携に取り組んでいます。
- 今後も、地方大学が、地方創生や地域におけるイノベーション創出を担う人材育成に恒常的に取り組んでいくためには、基盤となる運営費交付金等の更なる拡充や、デジタル人材育成のための定員増及び教育人材の確保、地方大学が地方自治体や地方の産業界と連携・協働して実施する特色ある取組に対する支援の充実が必要です。

- 併せて、産学官金の連携の拠点となる大学施設について、老朽化に対応した施設改修はもとより、DXなど新たな課題への対応に必要な施設設備の機能強化を図っていく必要があります。
- また、地方大学は、魅力ある地域づくりの一翼を担うとともに、地元進学率や地域内での就職率を向上させ、若者の東京圏への流出に歯止めをかけるべく取り組んでいます。学生が生まれ育った地域の将来を担えるよう、地元の地方大学に入学しようとする学生に対し授業料減免など、インセンティブを与える制度や、地域内における就職者等の実績に応じた地方大学に対する運営費交付金等の増額等の優遇措置の創設、地域内での進学や就職を促す地方大学や地方自治体の取組に対する支援の充実が必要です。
- さらに、昨年2月、中央教育審議会より今後の高等教育の在り方について答申がありました。その中では、「規模」の適正化や「アクセス」の確保など方向性が示されていますが、今後、この答申を踏まえた具体的な施策を進める上では、地方大学が地方創生に果たす役割の重要性に十分配慮し、丁寧に検討を行う必要があります。

〔県所管部課：総合政策部 総合政策課〕

【57】 部活動改革の推進について

所管省庁：文部科学省 文化庁
スポーツ庁

部活動指導員の配置や部活動の地域展開に係る地域クラブ活動の体制整備、指導者となる人材の確保など、部活動改革の推進に向けた取組の充実・強化及び財政的支援の継続を図るとともに、平日の部活動の地域展開に係る国のビジョンを示すこと。また、中体連や高体連主催等の大会運営のあり方に係る国の考え方を示すとともに、大会運営の転換に必要な財政的支援を行うこと。さらに、部活動の遠征等における移動手段に必要な経費について、財政的支援を行うこと。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 適切な部活動環境を整備するため、部活動指導員の配置に必要な経費について、今後も継続した財政的支援を行うこと。
- 2 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の体制整備や指導者となる人材の確保など、部活動の地域展開の推進に向けた取組の充実・強化及び財政的支援の継続を図ること。
- 3 生徒の活動機会に地域格差が生じることのないよう、平日の部活動の地域展開に係る明確な国のビジョンを示すこと。
- 4 中体連や高体連主催等の大会運営のあり方に係る国の考え方を示すとともに、大会運営の転換に必要な経費の財政的支援を行うこと。
- 5 部活動の遠征等における移動手段について、生徒の安全確保とともに、保護者の経済的負担の軽減を図るための財政的支援を行うこと。

【提案・要望の理由】

- これまで部活動は教員による献身的な勤務の下で成り立っており、休日を含め長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教員にとって多大な負担であることから、教員に代わり部活動指導を行う者を配置しない限り、部活動の縮小や廃止により生徒が望ましい指導を受けられない場合が生じかねません。
- また、本県は、平成 28(2016)年度に那須雪崩事故という悲惨な事故を経験しており、指導力の高い人材の配置は、安心安全な部活動を実施するためにも必須であります。
- そこで、持続可能な部活動環境を整備するため、部活動指導員の配置に必要な経費について、今後も継続した財政的支援を行うことを要望します。
- また、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の一つの方策として、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインにおいて令和 8(2026)年度から令和 13(2031)年度までを改革実行期間とし、休日においては改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指していますが、地域展開を推進するためには、地域クラブ活動の運営団体・

実施主体の体制整備や指導者となる人材の確保などに取り組むとともに、休日の部活動の地域展開により保護者の費用負担が過大とならないよう、長期的な支援方策を検討する必要があります。

- このため、部活動改革の推進に向けたこれらの取組の充実・強化及び財政的支援の継続を要望します。
- さらに、平日の部活動の地域展開に関しては、明確な国のビジョンが示されていないため、各地方自治体が独自の判断において地域展開等の取組を実施する必要があり、その結果、自治体間で取組の進捗や体制に差異が生じ、生徒が享受できる活動機会にも地域格差が生まれることが懸念されます。ついては、生徒の活動機会に地域格差が生じることのないよう、平日の部活動の地域展開に係る明確な国のビジョンの提示を要望します。
- 加えて、学校部活動に関連し、中体連や高体連主催等の大会の運営については、大会役員や事務局としての任務、顧問としての引率など、教員が過大な業務を担っており、学校全体に様々な支障が生じていることから、教員中心の大会運営から民間事業者等との役割分担による運営への転換を図る必要があります。また、昨今の猛暑下における大会については、子どもたちの安全や健康を第一に、大会日程の見直しやクーリングタイム導入など、更なる熱中症対策を講じる必要があります。
- そこで、中体連や高体連主催等の大会運営のあり方に係る国の考え方を示すとともに、大会運営の転換に必要な経費の財政的支援を要望します。
- さらに、先般の磐越道におけるバス事故を受け、生徒の安全確保が何より重要であることから、事故防止等に対する万全の措置を講じる必要があります。このため、生徒の安全確保と保護者の経済的負担の軽減を図るため、部活動の遠征等における借上バスや緊急時のタクシー使用に対する補助など、国からの財政的支援を要望します。

{	県所管部課：教育委員会事務局	義務教育課
		高校教育課
		生涯学習課
		健康体育課

【58】公共交通サービスの確保・充実について

所管省庁：国土交通省 大臣官房
総合政策局
都市局
道路局
鉄道局
物流・自動車局
観光庁

県民の日常生活における移動手段を確保するため、公共交通サービスの確保及び充実に対する支援制度の更なる拡充を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 県民の日常生活を支えるバス等の生活交通の確保・充実に対する支援制度の拡充や地方財源への支援を強化するとともに、十分な財源を確保すること。
- 2 第三セクター鉄道の経営安定のための運営費補助等の創設や地方負担に係る地方財政措置の拡充を講じるとともに、鉄道安全輸送設備の維持改善のための十分な財源を確保すること。
- 3 地域の公共交通利用者移動の利便性向上を図るため、キャッシュレス決済の導入や、ノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシーの導入等によるバリアフリー化に向けた必要な財源を確保すること。
- 4 地域が抱える諸課題の解決等に資する地域交通DXを推進するため、ノウハウ面での支援とともに引き続き十分な財源を確保すること。
- 5 地域住民の生活や観光地における移動手段の確保のため、無人自動運転移動サービスの導入に向けた地方の取組に対し、地域の実情を考慮の上、財政支援を拡充するとともに、関係法令に基づく諸手続が円滑に進むよう、関係府省庁による総合的かつ横断的な支援体制を整備すること。

【提案・要望の理由】

- 超高齢社会や環境問題への対応、地域間の連携・交流の促進等の観点から、これまで以上にバス、鉄軌道等の公共交通ネットワークの確保・充実に向けた取組を推進していく必要があります。
- 交通事業者は、国において措置される各種補助制度を活用しながら、企業経営の改善に努めているところですが、事業継続のための経営努力は限界を迎えており、新たな取組を行う余力はありません。持続可能な公共交通の実現に向けては、既存の運行費補助の対象拡大のほか十分な財源確保や補助率の引上げなど、更なる支援が必要です。

■バス・タクシー等

- バス・タクシー等の生活交通については、地域の特性やニーズに応じて、その改善・充実に取り組んでおりますが、一方で、公費負担の増大や担い手不足が持続可能な公共交通の確保・充実を図る上での大きな課題となっています。
- バスの地域間幹線系統に対する運行費補助（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）については、地域キロ当たり標準経常費用が本県の実態に見合っていないことなどにより、現実には実際の欠損額が補助額を上回り、県と市町村でその差額を補填している状況にあります。
- バスの地域内フィーダー系統に対する運行費補助（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）にあつては、必要な補助額が措置されない事例もあり、生活交通を支える市町村及びバス事業者の負担は更に増大しています。
- そのため、バスの運行費補助については、算定方法や補助額上限規定の見直しなど、支援制度の拡充及び地方財源への支援の強化とともに、十分な財源の確保が必要です。

■第三セクター鉄道

- 本県内の第三セクター鉄道である野岩鉄道、真岡鐵道、わたらせ溪谷鐵道は、地域振興、住民生活の基盤として必要不可欠な公共交通であります。自治体が支援してもなお、厳しい経営状況が続いています。ついでには、将来にわたる安定した経営基盤の強化、運転士不足への対応等により地域の移動手段を確保していくため運営費補助等の財政支援制度の創設を図るとともに、地方負担に係る地方財政措置の拡充を講じることが必要です。
- また、鉄道輸送設備の安全性向上に加え、開業から40年程の老朽化した設備の適切な管理が喫緊の課題となっており、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業等への要望が高まっていることから、引き続き十分な財源の確保が必要です。

■公共交通の利便性向上

- 高齢者をはじめ、誰もが安心して快適に暮らし、社会活動が営めるよう、地域の実情に応じた持続可能な公共交通サービスの確保・充実に取り組むため、大手の交通事業者では運行情報等のデジタル化への対応や路線バス等へのキャッシュレス決済の導入、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの導入、鉄道駅のバリアフリー化などの取組が進められています。一方、中小の事業者や市町村にこれらの投資をする余力はなく、その有用性等を認識しながらも検討にとどまっているのが現状です。
- これらの取組は、地域の公共交通利用者の利便性向上に資するほか、訪日外国人や地域に不慣れな旅行者等の移動円滑化にもつながり、地域の公共交通の活性化、ひいては地域の活力向上も期待できることから、支援制度の更なる充実とともに、引き続き十分な財源確保が必要です。

■地域交通DXの推進

- 国において地域交通の持続可能性、利便性、生産性向上を実現する地域交通DX推進プロジェクト「Maas2.0」が進められる中、本県においても公共交通分野におけるデジタル活用に向けた取組を進めているところです。
- 地域交通DXの推進に当たっては、各種公共交通情報のデータベース化及びリアルタイム情報との連携、公共交通機関におけるキャッシュレス決済への対応など、多額な費用を伴うICTの活用が不可欠であり、さらには地域の実情に応じて、データを一体的に取得・分析・活用するためのスキルの習得も必要となることから、ユースケースの異なる地域へのノウハウ面での支援とともに引き続き十分な財源確保が必要です。

■無人自動運転移動サービス

- バス運転手等の高齢化により、公共交通の担い手不足が深刻化する中、運転免許証を返納する高齢者や訪日外国人の増加等により、地域住民の生活や観光地等における移動を支える公共交通の確保・充実はますます重要な課題となっています。
- このため、誰もが自由に移動できる公共交通手段として、無人自動運転移動サービスの社会実装に向けた取組を促進することは、これら社会課題の解決につながることから、引き続き十分な財源確保が必要です。
- 更に本県では、レベル4による自動運転バスの本格運行を目指しておりますが、今後、県内各地にこの取組を普及・拡大させていくためには、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）の返還については地域の実情に応じて判断するとともに、本格運行後の経費増大等に対する財政支援の拡充が必要です。
- また、実際の運行にあたっては、道路法や道路交通法、道路運送法等、関係法令に基づく許可及び協議が必要となることから、それらが円滑に進むよう、関係府省庁による総合的かつ横断的な支援体制の整備が必要です。

〔県所管部課：県土整備部 交通政策課〕

【59】 デジタル・トランスフォーメーションの推進等について

所管省庁：内閣官房 地域未来戦略本部事務局
内閣府 規制改革推進室
デジタル庁
総務省 自治行政局
総合通信基盤局
農林水産省 林 野 庁

行政手続のオンライン化やデジタル・ガバメントの推進に向けて、国が旗振り役となって必要な対策を講じること。

また、デジタル活用の拡大を図るため、山間地を含め、地方における5Gの特定基地局の整備促進に取り組むこと。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 行政手続のオンライン化を推進するため、所管省庁に対し、好事例の周知を要請すること。
- 2 標準準拠システムへの円滑な移行を支援する「デジタル基盤改革支援補助金」については、更なる財政負担が生じる懸念があることから、必要額を確実に措置するとともに、標準準拠システムへの移行によるランニングコストの増加分に対しても十分な財政措置を講ずること。
- 3 マイナンバー制度への理解促進に向けた取組を継続し、信頼の維持・構築に務めること。
- 4 サブ6基地局を含む5Gの特定基地局について、デジタルの力を活用した地方創生2.0の実現のため、速やかに整備されるよう、通信事業者に強く働きかけること。
- 5 森林・林業の分野において、効率的かつ安全・安心な労働環境を創出するため、山間地においても5Gの特定基地局を整備すること。

【提案・要望の理由】

- 生産年齢人口の減少や高齢化の進展等により人材不足の一層の深刻化が予想される中、官民の業務効率化及び労働生産性の向上のためには、デジタル化を前提とした社会の変革が求められており、地方行政においてもそれに合わせた環境整備が喫緊の課題となっています。
- ユーザー目線に立った行政手続のオンライン化の推進のためには、住民、職員双方にとって最適なシステム環境を構築することが不可欠であり、システム開発等の好事例の共有は、成功への近道となると考えます。
- デジタル基盤改革支援補助金については、令和6年8月に実施された移行経費調査結果を精査の上、令和7年6月に補助上限額が提示されました。同年7月には改めて移行経費調査が実施され、11月に令和7年度末までの

執行予定額を考慮した配分額が措置されたところですが、令和8年度以降の移行経費が補助上限額を上回る自治体が一定数存在し、このままでは自治体の負担が発生するおそれがあることから、デジタル基盤改革支援補助金において、必要となる移行経費全額について確実に財政措置をしていただく必要があります。

- また、地方財政措置を講じることとされているシステム運用経費についても経費削減のための必要な対策を講じるとともに、地方の負担増とならないよう国の責任において、地方交付税の交付されていない自治体を含め、全ての自治体に対し、確実な財政支援をしていただく必要があります。
- マイナンバー制度はデジタル社会の基盤となるものであり、行政の効率化や国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現に大きく寄与するものであることから、依然として残るマイナンバー制度への不安の払拭のために継続的に取り組み、信頼の維持・構築に努める必要があります。
- また、DXの推進に当たっては、高速大容量・多数同時接続・超低遅延である5Gは必須のインフラであり、特に、伝送情報量の大きいサブ6基地局の本県における展開率については、全国に比べ著しく低い状況であり、多くの県民が高速通信の恩恵を受けられない状況であることから、早急な整備が必要です。
- 森林・林業の作業現場では、携帯電話の電波が届かず、インターネットに接続できないなど、オフラインの通信環境にあります。担い手の高齢化やなり手不足への対応及び労働災害の発生防止に向け、業務・作業のICT化や情報基盤の整備が喫緊の課題になっています。
- 5Gを活用することが可能であれば、遠隔操作により機械で伐採することで省力化や危険回避につながり、また事故が発生した場合に自動で管理者に位置及び状況のデータを送信することで救助の遅延防止にも資するなど、効率的かつ安全・安心な労働環境の創出が期待できることから、山間地においても通信環境の整備が必要です。

県所管部課：総合政策部 デジタル戦略課
経営管理部 行政改革ICT推進課
環境森林部 環境森林政策課

【60】グリーン社会の実現に向けた取組の推進について

所管省庁：環境省 地球環境局
水・大気環境局
経済産業省 大臣官房
イノベーション・環境局
商務情報政策局
資源エネルギー庁
農林水産省 大臣官房

地域の実情に応じた気候変動対策を推進できるよう、温室効果ガス排出削減対策やエネルギーの地域循環、企業の競争力強化、農業の環境負荷低減及びイノベーションの促進など、グリーン社会の実現に向けた支援の更なる充実を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、中小企業等が脱炭素化を自分事として捉え、取組を進めるよう促す仕組みを構築すること。さらに、中小企業等における省エネ設備等導入及び温室効果ガス排出削減のための燃料転換を図る設備更新に対する支援制度の拡充を図ること。
- 2 工場間一体省エネルギー事業において、地域の省エネ・省CO₂化を一層推進するため、エネルギーの有効活用を図れるよう制度の柔軟な運用を認めること。
- 3 ガソリン・軽油自動車等から電動車への転換を促進するため、EV急速充電器等のインフラ整備を早期に進めること。
また、燃料電池自動車の普及拡大に向けて、商用水素ステーションの運営費に対する支援策の拡充を図ること。
- 4 メタネーションによる脱炭素化も期待できる都市ガスの普及を促進するため、技術開発や導管などインフラ整備等への支援策を講じること。
- 5 地域の企業、産業支援機関、大学における革新的技術の創出を進めるため、地域の特性に応じた産業振興に資する研究開発の取組等を支援する制度を創設、拡充すること。
また、みどりの食料システム戦略の実現に向けた地域の取組に対する支援制度を拡充すること。特に、現在見直しが進められている「環境保全型農業直接支払交付金」においては、現場のニーズを踏まえた恒久的な支援とすること。
- 6 温室効果ガス排出量の削減に向けた県民一人ひとりの行動変容を促進するための普及啓発を一層拡充するため、地球温暖化防止活動推進センターに対する更なる財政的支援を行うこと。

【提案・要望の理由】

- 本県では、令和4(2022)年3月に「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」を策定し、経済と環境の好循環による、持続可能で力強い経済社会の構築を目指し、2030年度の温室効果ガス排出量に

ついて、国を上回る 50%削減という目標を掲げ、産業、交通、家庭など分野ごとの削減目標と取組の方向性を示しております。

- 本県におけるエネルギー由来の排出量のうち、産業及び交通分野が全体の 63%を占めており、両分野での排出量削減が急務となっています。

そのため、産業分野におけるエネルギー消費の抑制や化石燃料使用設備から環境負荷の低いエネルギーを使用する設備転換を促進する必要があります。

- 加えて、エネルギー使用の合理化や排出量の報告等を求められる大企業に比べ、中小企業等については、脱炭素経営を行う動機付けが少ないことから、中小企業等における自主的な取組を促す仕組みの構築が重要です。

- また、「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」は、省エネルギー化を推進するため、エネルギーの相互融通により複数事業者が一体となって行う工場間一体省エネ事業を支援しておりますが、本補助金を活用した場合、補助事業者以外へのエネルギー供給が認められていないため、省エネ性能に優れたエネルギーが十分に活用できず、課題となっております。

- 交通分野においては、ガソリン車等から電動車への転換を図るため、普及活動における乗り換え促進と併せ、民間企業参入のハードルが高いEV急速充電器等のインフラ整備を促進し、利便性を高め、乗り換えへの環境整備を図る必要があります。

また、水素充填インフラについては、現在、日本水素ステーションネットワーク合同会社(JHyM)から事業者に対しての運営費の補助制度がありますが、2027年度末でJHyMの補助がなくなることを踏まえ、運営費補助の拡充を図る必要があります。

- エネルギーの安定供給と脱炭素化を両立させるため、比較的CO2排出量が少ない、メタネーションによる脱炭素化も期待できる都市ガスの普及も重要であることから、技術開発や導管などインフラ整備等への支援策を講じる必要があります。

- また、カーボンニュートラルの実現に向けた「グリーン成長戦略」に呼応し、本県の産業分野における取組の基本姿勢や方向性を示す「とちぎグリーン成長産業振興指針」を令和4(2022)年3月に策定し、脱炭素化を契機とした本県経済の力強い成長に向け積極的に取り組んでおります。

農業分野においては、農業の生産力向上と持続性の両立に向けた「みどりの食料システム戦略」に則し、県が推進する指針として「とちぎグリーン農業推進方針」を策定し、一層の環境負荷軽減に取り組むこととしています。

両戦略の推進のためには、地方における民間企業や農業者の前向きな挑戦・研究開発を支援する環境づくりが不可欠であることから、これに資する制度の創設等も必要です。

特に、有機農業やたい肥を活用した土づくり、総合的防除など、農業における環境負荷軽減に取り組む農業者の継続的な取組が重要であることから、現在見直しが進められている「環境保全型農業直接支払交付金」においては、支援期間に期限を設けないことに加え、さらなる予算確保や事務手続きの簡素化が必要です。

- 温室効果ガス排出量の削減目標を達成するためには、これまでの普及啓発にとどまらず、県民一人ひとりの行動変容を促進するための取組の強化が必要です。

一方で、県と連携して普及啓発の役割を担う地球温暖化防止活動推進センターへの財政的支援が十分ではなく、取組の強化に必要な人的体制の確保が課題となっております。

{	県所管部課：環 境 森 林 部	環境森林政策課
		気候変動対策課
	産業労働観光部	産業政策課
		工業振興課
	農 政 部	経営技術課
}		

【61】再生可能エネルギーの導入促進について

所管省庁：環境省 大臣官房
地球環境局
経済産業省 資源エネルギー庁

再生可能エネルギーの創出を加速させるため、地方自治体の取組に対し十分な財政措置を講じるとともに、脱炭素先行地域等の先行事例の横展開に向けて、十分な技術的・財政的支援を行うこと。

また、大規模太陽光発電事業に関する対策パッケージで示された施策を速やかに実施すること。

さらに、ペロブスカイト太陽電池にかかる支援の拡充、量産体制の構築及び需要の創出を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 温室効果ガス排出量の早期削減とエネルギーの地域内循環を実現し、地域の脱炭素化と災害等へのレジリエンス強化を同時に実現する再生可能エネルギーの創出を加速させるため、地方自治体の主体的な取組に対し、十分な財政措置を講じること。
- 2 脱炭素先行地域等の先行事例を踏まえて、地域脱炭素の取組を拡大していくため、十分な技術的・財政的支援を行うこと。
- 3 大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージで示された施策を速やかに実施すること。
- 4 次世代型太陽電池であるペロブスカイト太陽電池について、研究開発・実証・社会実装の取組支援の拡充や量産体制の構築を図るとともに、補助制度の対象となる施設の要件を緩和するなどの需要の創出を図ること。

【提案・要望の理由】

- 地域資源である再生可能エネルギーを有効利用することは、脱炭素化はもとより、エネルギー代金の流出防止や災害時へのレジリエンス強化につながるなど、地域にとって有効な取組であり、地方自治体自身の率直的な取組や、地方自治体による導入支援が重要であります。
- このため、地方自治体が計画した事業が確実に実施できるよう、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の予算の確保や、脱炭素化推進事業債をはじめとする地方財政措置の充実が必要です。
- また、脱炭素ドミノの実現には、脱炭素先行地域等の先進事例の横展開を図るための技術的・財政的支援が必要です。さらに、支援に当たっては、先進性・モデル性に偏重することなく、取組の容易さや実現可能性、採算性も考慮することが重要です。
- 加えて、再生可能エネルギー施設等については、景観への配慮や操業中の安全管理、事業終了後の施設設備の確実な撤去などについて、地域社会での懸念が生じており、その懸念を払拭し、地域との調和を図りながら再

再生可能エネルギーの導入拡大を図っていく必要があります。

- 特に、太陽光発電については、導入が急速に拡大した一方で、様々な懸念が発生しており、国がとりまとめた大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージで示された施策の速やかな実施が必要です。
- さらに、再生可能エネルギーの更なる導入拡大を図る上では、ペロブスカイトなどの次世代型太陽電池の研究開発・実証・社会実装の取組支援の拡充や量産体制の構築など供給面への支援に加え、補助制度の対象とされる施設の要件緩和などの需要面への支援も必要です。

〔県所管部課：環境森林部 気候変動対策課〕

【62】 気候変動適応策の推進について

所管省庁：環境省 大臣官房
地球環境局

気候変動適応法（以下「法」という。）改正により追加された熱中症対策については、都道府県・市町村が着実に実行できるよう、財政措置を含めた必要な支援策を講じること。

また、地域気候変動適応センターに対する技術的支援及び人的支援を一層強化するとともに、体制整備及び運営に対する更なる財政措置を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 令和5（2023）年4月の法改正により追加された熱中症対策については、国が責任を持って制度内容及び効果的な熱中症対策を国民へ周知するとともに、都道府県・市町村が熱中症対策を着実に実行できるよう、財政措置を含めた必要な支援策を講じること。
- 2 法第13条に基づく地域気候変動適応センターが、地域における適応策を推進する拠点としての役割を果たせるよう、技術的支援及び人的支援を一層強化するとともに、体制整備及び運営に対する更なる財政措置を講じること。

【提案・要望の理由】

- 法改正により熱中症特別警戒情報の周知や指定暑熱避難施設の設置など、地方公共団体の役割が追加され、それに伴う人的及び維持管理を含む費用負担が増加しています。
- また、地域毎に異なる自然的状況や社会経済状況を踏まえ、地域の実情に応じた適応策を推進するためには、国立環境研究所と地域気候変動適応センターの連携はもとより、膨大かつ多岐にわたる気候変動情報を地域毎に分析して同センターに提供するなど、国による技術的支援の一層の強化が必要となるほか、同センターの技術力向上のための専門人材の派遣等の人的支援が必要です。
- さらに、地域気候変動適応センターの活動に当たり、地方交付税措置として標準団体あたり職員1名分が措置されているものの十分とは言えないことから、同センターの体制整備や運営に対する一層の財政支援が必要です。

〔県所管部課：環境森林部 気候変動対策課〕

【63】安定型最終処分場の許可基準について

所管省庁：環境省 環境再生・資源循環局

安定型最終処分場が過度に集中する地域における立地規制の導入を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 廃棄物処理法において、安定型最終処分場が過度に集中する地域に対し、処分場の総量を規制するなど、新たな安定型最終処分場の立地を規制する基準を設けるとともに、処分場の設置許可に地域の実情を反映させるため、地方の裁量を認める規定を盛り込むこと。

【提案・要望の理由】

- 本県の北部地域は、平地林が広がり、地下水の水位が低い上に交通の利便性が良いなどの条件から、これまで200を超える最終処分場が設置されてきました。
- そのような中で、過去に大規模な安定型最終処分場の設置計画が浮上したことを契機として、地元住民を中心に地下水汚染等を心配する声が強まり、自治体や各種団体からも生活環境への影響を懸念する声が高まるなど、最終処分場の集中は県北地域において広域的な問題となっています。
- このような県北地域の状況に対し、本県では、最終処分場の過度の集中を防止する目的で、稼働中の最終処分場から1 km以内への新たな最終処分場の設置を規制する基準を指導要綱において独自に設け、事業者の指導に当たってきたところです。
- しかしながら、指導要綱による対応には限界があること、また、令和7(2025)年3月に国から許可基準の解釈に係る通知が発出されたが、法定受託事務である設置許可申請にあたっての地方の裁量は実質的に広く認められないため、根本的な対応として、廃棄物処理法において、安定型最終処分場が過度に集中する地域について、安定型最終処分場の総量を規制するなどの基準を創設するとともに、処分場の設置許可に地域の実情を反映させるため、地方の裁量を認める規定を法令に盛り込むよう要望します。

〔県所管部課：環境森林部 資源循環推進課〕

【64】放射性物質に汚染された廃棄物の処分及び除染対策の推進について

所管省庁：環境省 環境再生・資源循環局
農林水産省 農産局
畜産局

(1) 放射性物質に汚染された廃棄物

国の責任において指定廃棄物を速やかに処分するとともに、指定廃棄物以外の放射性物質に汚染された廃棄物についても、処理先の確保等に関する具体的な支援、住民理解促進のための情報提供、知識の普及啓発を行うこと。

また、賠償が円滑に行われるよう東京電力ホールディングス(株)を指導すること。

(2) 除染対策等

東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害から一刻も早く復旧・復興を成し遂げ、県民生活の安全・安心を確保するため、国の責任において地域の実情を踏まえた除染対策を推進すること。

また、農産物の放射性物質吸収抑制対策について、対象作物から放射性セシウムが検出される場合は、支援を継続すること。

【提案・要望の具体的内容】

(1) 放射性物質に汚染された廃棄物

- 1 指定廃棄物については、国の責任において速やかに処分すること。
- 2 指定解除制度の運用に当たっては、指定廃棄物の処理責任は国にあることを基本に、地方公共団体の意見を踏まえ対応すること。
- 3 指定解除後の廃棄物も含め、8,000Bq/kg以下の廃棄物についても、処理先の確保等に関する具体的な支援を行うこと。
- 4 一時保管が長期化している農家等の負担軽減策を講ずること。
- 5 放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全性に関する住民理解を促進するため、正確かつ分かりやすい情報提供や知識の普及啓発を行うこと。
- 6 地方公共団体及び民間事業者が行う廃棄物の収集・運搬、保管、処分及びモニタリングに係る必要な経費の賠償が円滑に行われるよう、東京電力ホールディングス(株)を指導すること。

(2) 除染対策等

- 1 除染に伴い生じた除去土壌等については、保管場所における自然災害からの被災防止対策や除去土壌の処分を推進していくための市町村等への技術的な支援など、国の責任において安全な保管及び処分に係る措置を講

ずること。

- 2 農産物の放射性物質吸収抑制対策については、放射性セシウムが検出されている間は、技術対策等の支援を行うこと。
- 3 除染等に要した経費については、国及び東京電力ホールディングス(株)の責任において万全の措置を講ずること。

【提案・要望の理由】

(1) 放射性物質に汚染された廃棄物

- 本県の指定廃棄物は福島県に次いで多く、県内約 20 箇所にて一時保管されている状況であり、農家・事業者の負担や、自然災害による飛散・流出のリスクを考えると、一日も早く安全に処理する必要があります。
- 指定廃棄物の処理は、地元の理解を得ながら進めて行くことが重要であるため、今後も国が責任をもって、処理の必要性や安全性などについて、丁寧に説明をしていく必要があります。
- また、指定解除制度の運用に当たっては、市町村等に責任を押し付けることのないよう対応する必要があります。
- そこで、国においては、指定廃棄物や指定解除後の廃棄物を含め、放射性物質に汚染された廃棄物の適切かつ迅速な処理に向け早急に対応するよう要望します。
- 一方で、農家・事業者による指定廃棄物の一時保管が長期化する中、特に個人で保管する農家の負担軽減は優先的な課題であることから、市町村単位の暫定集約の実現に向け、関係市町村との個別協議が実施された結果、複数の市町村で暫定集約に着手し、完了した市町村もある反面、様々な課題により思うように進んでいない市町村もあります。
- そのため、個別協議では市町村の意向や地域の実情に配慮した丁寧な対応を行うとともに、暫定集約作業を安全に進めるよう併せて要望します。
- また、原発事故に起因して廃棄物の保管・処分等に要した経費については、東京電力ホールディングス(株)に求償していますが、処理先が確保できず、やむを得ず保管を継続するために要する経費についても、予防保全的な経費を含め支払いが円滑に行われるよう、指導を求めます。

(2) 除染対策等

- 除去土壌については、令和 7 (2025) 年 3 月に除去土壌の埋立処分基準が策定され、市町村等による処分が可能となったところですが、剪定枝や落葉などの除染廃棄物を含めて、地域の理解を得ながら処分を進めることが重要であり、国の責任において、処分基準の円滑な運用を図るとともに、理解促進のための方策を講ずることが必要です。
- さらに、大雨により保管場所から除去土壌及び除染廃棄物が流出するなどの事案が発生していることから、今後の自然災害から再び被災しないよう適切な防止対策が必要です。
- また、現在でも一部地域においては、牧草等から暫定許容値未満である

ものの放射性セシウムが検出されているため、風評被害の防止や農家の不安解消の観点から、放射性物質吸収抑制対策について、令和7(2025)年度まで、放射性セシウムが検出される地域・作物を対象に、吸収抑制対策の取組に対する助成措置が講じられてきたが、対象作物から放射性セシウムが検出されている間は、技術対策等の支援が必要です。

- そこで、除染対策等を推進し、残された課題に取り組むため、国による迅速かつ責任ある対応を要望します。
- また、市町村等が除去土壌等の処分等を行う場合には、福島県内での知見なども踏まえた積極的な技術的支援を行うほか、当該処分等の助成に係る予算の確実な措置を求めます。

〔 県所管部課：環境森林部 資源循環推進課
農政部 経営技術課
畜産振興課 〕

【65】野生鳥獣被害防止対策への支援及び新技術研究・開発の強化について

所管省庁：農林水産省 農村振興局
環境省 自然環境局

野生鳥獣被害防止対策を推進するため、捕獲や侵入防止柵設置に係る財源を確保するとともに、新技術の研究・開発の強化等を図ること。

また、クマやイノシシ等が平野部や市街地に出没し被害を拡大させている状況に対し、効果的な侵入防止対策の確立と必要な支援を行うこと。

特にクマに関しては、個体数管理が必要な状況となっていることから、迅速な県ごとの捕獲目標の明確化や効果的な対策の確立に向け、技術的・財政的支援を行うこと。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 県の「特定鳥獣管理計画」や市町村の「鳥獣被害防止計画」に基づく捕獲や侵入防止柵の設置は、被害防止を図っていく上で必要不可欠であることから、このような鳥獣被害防止のための施策に対する十分な財政措置を講ずること。
- 2 引き続き、国が主体となって、鳥獣被害防止対策を省力的かつ効果的に行うためのICTやドローン等の活用技術を研究・開発し、これらを組み合わせた総合的な技術体系の構築を図ること。
- 3 イノシシやクマ等の野生獣が中山間地域から平野部にまで侵入し、市街地やその近郊での農業被害や人身被害を拡大させている状況に対し、国が主体となって効果的な侵入防止対策を確立するとともに、被害防止対策及び人材の確保・育成、体制整備に必要な支援を行うこと。
- 4 特にクマに関しては、生息数が増加し、適正な個体数管理が必要な状況となっていることから、迅速に県ごとの捕獲目標を明確化することや、クマを捕獲する効果的な対策の確立に向け、技術的・財政的支援を行うこと。

【提案・要望の理由】

- 本県における野生鳥獣による被害が農業被害額で約2億5千6百万円、林業被害額で約1億2千万円と依然として高い水準で推移している中、被害防止を図っていく上で大きな役割を果たす捕獲や侵入防止柵に係る指定管理鳥獣対策事業や鳥獣被害防止総合対策交付金の当初予算の配分は、県の要望額を下回る状況が続いており、年間を通しての計画的な事業執行に支障が生じています。
- このため、捕獲経費の支援や侵入防止柵の整備について、国の当初予算における財源の確保を要望します。
特に、シカ・イノシシについては、管理計画に掲げる捕獲目標の達成に

向けて取り組んでいるところですが、豚熱（CSF）対策としての野生イノシシの捕獲強化が喫緊の課題であるとともに、ニホンジカの生息数は依然として高い水準にあることから、捕獲強化の継続を希望します。

- また、地域の過疎化、狩猟者の高齢化等により、被害防止対策は農業従事者や狩猟者にとって大きな負担となっていることから、引き続き、ICTやドローン等を活用した獣害対策の省力化や新技術の開発を進めることなどが不可欠となっています。
- さらに、野生鳥獣の出没や被害の発生は、これまで中山間地域が中心でしたが、平野部にまで生息域を拡大してきており、市街地やその近郊で農業被害を発生させているほか、イノシシについては豚熱（CSF）ウイルスの伝搬経路となるおそれもあります。また、クマについては個体数が増加傾向にある中、観光地や住宅地での目撃、人身被害の発生など、地域住民に大きな不安を与えています。

しかしながら、こうした状況に対し、全国的にも効果的な侵入防止対策が確立されているとは言えないことに加え、捕獲や防護を担う人材の不足、専門的知識・技能を有する人材の確保・育成が急務となっていることから、鳥獣被害防止対策に係る総合的な支援を要望します。

- 特にクマについては、生息数が増加し、適正な個体数管理が必要な状況となっております。国は、令和8年度以降、順次ブロックごとの個体数調査・推定を実施し、推定個体数を精緻化するので、それを踏まえ、各都道府県で適切な捕獲目標を設定することとしております。

このため、迅速に個体数調査を実施し、県ごとの捕獲目標の明確化や、クマを捕獲する効果的な対策の確立に向け、必要な技術的・財政的支援を要望します。

〔 県所管部課：環境森林部 自然環境課
農政部 経営技術課 〕

【66】クビアカツヤカミキリをはじめとした外来生物対策の支援について

所管省庁：農林水産省 大臣官房
消費・安全局
環境省 自然環境局

クビアカツヤカミキリをはじめとした外来生物による被害の深刻化及び分布拡大を阻止するため、防除対策への支援の強化、関係する都県の連携を図るためのきめ細かな調整を行うとともに、防除技術の開発、農薬の適用拡大を促進すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 外来生物対策に関する補助制度について、年度途中で新規の外来生物の侵入等が確認された場合の緊急的な防除に活用できるよう、十分な財政措置と運用の改善を図ること。
- 2 県域を越えて被害が拡大している外来生物については、国において、関係する都県の連携を図るためのきめ細かな調整を行うこと。
- 3 簡便で効果の高い防除方法の開発、農薬の適用拡大を促進すること。

【提案・要望の理由】

- 本県には多数の特定外来生物が定着しており、外来生物の対策は喫緊の課題となっています。
- このような中、クビアカツヤカミキリをはじめ、既に分布が拡大している外来生物については、効果的かつ効率的な防除を継続していくことが不可欠であり、資機材購入や防除作業、被害状況調査等を実施するための継続的な財源が必要となるほか、定着初期段階の外来生物については、迅速かつ集中的に防除を実施するための予算を速やかに確保する必要があります。
- つきましては、特定外来生物の防除等に係る交付金について、必要な予算を確保いただくとともに、新たな外来生物の侵入等が確認された場合の緊急的な防除について年度途中での交付申請を認めていただくなど、運用の改善を要望します。
- 併せて、県域を越えて被害が拡大している外来生物については、発生情報や先進的な防除方法等の情報を国が積極的に収集し、関係する都県の連携を図るためのきめ細かな調整を行うことを求めます。
- また、簡便で効果の高い防除手段が確立されていない外来生物も多く、例えばクビアカツヤカミキリの現状の防除方法は、樹幹へのネットの巻き付けや成虫の捕殺といった成虫の飛散防止対策、食入孔への農薬注入、樹体への農薬散布、被害木の伐倒等を複合的に実施するものであり、防除実

施者の作業及び費用面での負担が大きくなっています。さらに、モモ・ウメ用の樹幹注入剤の農薬登録がないため、十分な防除を実施できない状況も見られます。つきましては、クビアカツヤカミキリをはじめ外来生物の防除について、簡便で効果の高い防除方法の開発、農薬の適用拡大を促進することを望みます。

〔県所管部課：環境森林部 自然環境課〕

【67】 地方創生の推進について

所管省庁：内閣官房 地域未来戦略本部事務局
内閣府 地方創生推進事務局
総務省 自治行政局
自治財政局

人口減少問題や長期化する物価高を克服し、地方創生の実現を図るため、地方が自主性・独自性を発揮して取り組むために必要な財源の更なる確保に努めるとともに、国においても、地方の現状や課題等を踏まえながら、積極的な施策展開を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 人口減少問題や長期化する物価高を克服し、地方創生の実現を図るため、地方が地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限に発揮して取組を推進できるよう、地方創生推進費や地域未来交付金をはじめとする地方創生関連予算の充実・拡充、要件緩和や交付対象拡大等の運用の弾力化に努めるとともに、物価高に直面する生活者や事業者に対して幅広く効果的な対策を展開できるよう、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などにより必要な財源を確保すること。
- 2 人口減少の背景にある構造的課題を解決するために国が果たすべき役割は大きく、「こども未来戦略」に基づく抜本的な少子化対策、賃上げ促進等による地域経済の活性化、地方への移住定住政策などによる東京圏一極集中是正等、国においても積極的な施策展開を図ること。

【提案・要望の理由】

- 人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある社会を維持していくため、本県版総合戦略である「新とちぎ未来創造プラン」に基づき、人口減少克服・地方創生に積極的に取り組んでいます。
- しかしながら、合計特殊出生率は6年連続過去最低となるなど、人口減少・少子高齢化の進行は著しく、加えて、物価高の長期化等により、地域経済は極めて厳しい状況にあります。国においては、令和7年12月に、「地方創生に関する総合戦略」を閣議決定し、これまでの地方創生の取組に加え、「強い経済」の実現に重点を置いた「地域未来戦略」を推進していくことが示されたところですが、今後、地方がこうした状況を乗り越えて活力を取り戻し、地方創生の流れを更に力強いものとしていくためには、国の後押しが必要であり、地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限に発揮して取組を強力に推し進めていけるよう、地方創生推進費や地域未来交付金をはじめとする地方創生関連予算の充実・拡充、交付金の要件緩和や交付対象拡大等の運用の弾力化、さらには、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などにより、十分な財源確保が不可欠で

す。

- さらに、人口減少の背景にある構造的課題を解決するために国が果たすべき役割は大きく、「こども未来戦略」に基づく抜本的な少子化対策、賃上げ促進等による地域経済の活性化、若年・女性をはじめとした東京圏への転出超過対策や地方への移住定住政策などによる東京圏一極集中是正等、国自らがなすべき施策を大胆に実行していくことが不可欠です。

〔 県所管部課：総合政策部 総合政策課
人口未来課
経営管理部 財政課 〕

【68】 地方分権改革の推進について

所管省庁：内閣府 地方分権改革推進室
総務省 自治行政局
自治財政局
自治税務局

地域が自らの発想と創意工夫により地方創生に取り組めるよう、地方分権改革を、地方と十分協議しながら、強力に推進すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 地方創生の取組を加速化するため、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図れるよう、国と地方の役割分担の見直し、地方への権限と財源の移譲、規制緩和等、地方分権改革をより一層推進すること。
- 2 「提案募集方式」においては、個性を活かし自立した地方の実現・住民サービスの向上等に資するべく、地方からの提案を真摯に検討し、最大限の実現を図ること。
- 3 地方自治法第 252 条の 26 の 5 の規定に基づく国の地方公共団体に対する補充的な指示の行使については、必要最小限のものとし、事前に地方公共団体と十分な協議・調整を行うなど、地方の自主性・自律性を尊重した運用を図ること。

【提案・要望の理由】

- 地方分権改革は、地方創生の基盤となるものであり、地方の自主的・自立的な自治体運営を確立するためには、国と地方の役割分担を不断に見直すことはもとより、事務・権限の移譲や規制緩和、国から地方への税源移譲を進めることによる地方税財源の充実強化など、地方分権改革を、国を挙げて一層強力に推進することが不可欠です。
- また、「提案募集方式」は、国が主導するのではなく、地方の発意により地方分権改革を推進する手法であり、各地域の個性を活かし、自立した地方をつくるために、地方からの提案を真摯に検討し、最大限実現させることはもちろん、住民に身近な行政は地方自治体にできる限り委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点も重視し、地域の課題解決のための取組を一層進める必要があります。
- 国の補充的な指示の創設を盛り込んだ改正地方自治法が令和 6 (2024) 年 9 月に施行されましたが、補充的な指示の行使に当たっては、目的達成のために必要最小限のものとするとともに、地域の実情を適切に踏まえたものとするよう、事前に地方公共団体との間で十分な協議・調整を行う必要があります。

県所管部課：総合政策部 総合政策課
市町村課
経営管理部 行政改革 ICT 推進課

【69】 給付付き税額控除等について

所管省庁：内閣官房 人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部事務局

給付付き税額控除等の制度化・実施に当たり、地方に何らかの協力を求める場合には、国と地方の間で十分な協議を行うとともに、地方が提供する行政サービスの維持や地方の財政基盤の安定性についても十分に配慮すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 給付付き税額控除等（所得に連動したきめ細やかな給付など税額控除を伴わない場合等を含む。）の制度化・実施に当たり、地方に何らかの協力を求める場合には、事業の仕組みや地方にどのような協力を求めるかなどを国として明確に示した上で、国と地方の間で十分な協議を行うこと。
- 2 さらに、地方が提供する行政サービスに影響が出ないようにするとともに、地方の財政基盤の安定性にも十分に配慮すること。

【提案・要望の理由】

- 現在、社会保障国民会議において給付付き税額控除の導入に向けた議論が進められていますが、これまでの各種給付金事業の事例では、地方に多大な事務負担が生じたこともあったため、地方に何らかの協力を求める場合には、事業の仕組みや地方にどのような協力を求めるかなどを国として明確に示した上で、国と地方の間で十分な協議を行うことが不可欠です。
- また、給付付き税額控除等の制度化・実施により、地方が提供する行政サービスに影響が出ないようにすることはもちろんのこと、国家的観点に基づく制度であることから、国が責任を持って財源を確保し、地方財政に影響を及ぼさないようにすることを強く求めるものであります。

〔 県所管部課：総合政策部 総合政策課
市町村課 〕

【70】 地方税財源の確保・充実について

所管省庁：総務省 自治財政局

令和9(2027)年度地方財政計画の策定に当たっては、必要な地方一般財源総額を確保すること。

【提案・要望の具体的内容】

1 令和9(2027)年度地方財政計画の策定に当たっては、物価や人件費、金利の上昇、超高齢社会への対応など、地方にとって必要不可欠な財政需要を的確に計上するとともに、地方交付税の法定率の引上げなど抜本的な改革を行い、今後とも、計画的な財政運営を行うことができるよう、必要な地方一般財源総額を実質的に確保すること。

また、人口減少等の厳しい状況に置かれている市町村が、身近な住民サービスを安定して提供し続けられるよう、十分な財源を確保すること。

【提案・要望の理由】

- 令和8(2026)年度地方財政計画において、地方交付税は増額になるとともに、臨時財政対策債は前年度に引き続き新規発行額が計上されないこととなったところではありますが、必要な地方一般財源総額の確保については、地方交付税の法定率の引上げなど抜本的な改革により対応すべきであり、今後とも特例措置に依存しない持続可能な制度の確立が必要です。
- 本県では、「栃木県行財政改革大綱2026～2030」に基づき、引き続き財政の健全性の確保に取り組んでいるところですが、エネルギー価格をはじめとする物価や人件費、金利の上昇が継続する中で、高齢化の進行等による医療・福祉関係経費の増加などにより、今後とも財源不足が見込まれています。
- また、本県の市町村においても、不断の行財政改革に取り組んでいるものの、医療・福祉関係経費の増大などにより一般財源は常に逼迫した状況となっています。
- このようなことから、地方が計画的な財政運営を行うために、地方交付税等の地方一般財源総額について、令和9(2027)年度以降においても、物価水準等を踏まえた十分な額を安定的に確保し、充実させることが不可欠です。

〔 県所管部課：総合政策部 市町村課
経営管理部 財政課 〕

【71】 安定的な税収確保のための地方税制度の見直しについて

所管省庁：総務省 自治税務局

社会経済情勢や企業の事業活動等の実情を踏まえた地方税制度とすること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 地方税制度の見直しにおいては、引き続き、安定的な税体系を構築すること。また、地方税財政に大きな影響を与える減税を伴う制度の見直しにあたっては、事前に地方の意見も踏まえながら、丁寧に議論を進めるとともに、十分な代替財源を確保すること。
- 2 電気供給業及びガス供給業に係る法人事業税の課税については、現行の収入金額課税制度を維持すること。
- 3 ゴルフ場利用税は、財源に乏しい中山間地域をはじめとする市町村の恒久的かつ安定的な財源となっていることから、引き続き現行制度を堅持すること。
- 4 都市・地方の財政力格差や行政サービスの地域間格差の拡大を踏まえ、税源の偏在性が小さな地方税体系を構築すること。

【提案・要望の理由】

- 原材料価格の高騰や世界情勢及び金融資本市場の変動による景気への影響が懸念され、税収の見通しが不透明な状況にあることから、安定的な税体系を構築することが一層求められます。
また、所得税及び住民税の控除額の引き上げや地方消費税の減税など、地方税財政に大きな影響を与える制度の見直しにあたっては、歳入減により地方の担う行政サービスに支障を来す可能性があることから、事前に地方の意見も踏まえ、丁寧に議論を進めるとともに代替財源を確保するよう要望します。
- 法人事業税の収入金額課税制度については、与党の令和8(2026)年度税制改正大綱で、「電気供給業及びガス供給業に係る課税のあり方について、引き続き検討する。」とされております。
しかしながら、これらの法人が有する大規模発電施設やLNG基地等は周辺の環境にもたらす負荷が大きく、また、周辺道路の整備・維持管理、災害防止対策など多大な行政サービスを受益している実態を踏まえ、引き続き受益に見合った税収が安定的に確保できる、現行の収入金額課税制度が維持されるよう要望します。
- ゴルフ場利用税は、その税収の3割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源であるとともに、7割は交付金として所在市町村に交付され、周辺道路の整備・維持管理、廃棄物処理、災害防止対策、消防・救急など、所在

都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応するための貴重な財源となっていることから、引き続き現行制度を堅持するよう要望します。

- 与党の令和 8 (2026) 年度税制改正大綱においては、都市・地方の財政力格差や行政サービスの地域間格差の拡大は主に地方税源の偏在によって生じているとの分析が示され、特に偏在度が高い地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的な措置を検討し、令和 9 年度税制改正において結論を得ることとされていることから、この方針に沿って令和 9 年度税制改正において結論を得ることを要望します。

〔 県所管部課：経営管理部 財政課
税務課 〕

【72】消費税を減税する場合の国の責任による十分な地方代替財源の確保について

所管省庁：内閣官房 人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部事務局

総務省 自治財政局

自治税務局

財務省 主計局

主税局

消費税を減税する場合は、国の責任により十分な地方代替財源を確保すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 消費税は、地方交付税原資分も含めるとその約4割が地方の財源となっており、地方自治体が必要な住民サービスを十分かつ安定的に提供するために必要なものである。このため、消費税を減税する場合は、地方の財政運営に支障をきたすことがないように、地方の意見も踏まえながら、丁寧に議論を進めるとともに、国の責任により十分な地方代替財源を確保すること。

【提案・要望の理由】

- 消費税は、特定の世代に限定されることなく、全国民共通の社会保障制度の基盤としてあらゆる世代で負担を分かち合うものであり、地域住民の生命と生活を支える根幹たる基礎年金、高齢者医療、介護、次世代育成のための子育て支援といった諸施策を支える極めて重要な財源となっていることから、消費税収の減収は、地方団体の財政運営に直接的かつ甚大な打撃を与え、これらのサービスの質の低下と量の減少を招くことが懸念されます。
- 地方においては、増加する社会保障関係費に加えて、昨今の急激な物価高など、増加する歳出に対応しなければならない極めて厳しい財政状況にあるが、そのような中であっても、安定的に行政サービスを維持しつつ、人口減少対策や防災・減災・国土強靱化といった重要課題への確に対応していく必要があります。
- 消費税が社会保障制度の基盤として果たしている役割や、日々住民と接しながら行政サービスを提供している地方への影響等を十分に考慮した上で、消費税を減税する場合は、地方の財政運営に支障をきたすことがないように、地方の意見も踏まえながら、丁寧に議論を進めるとともに、国の責任により十分な地方代替財源を確保するよう要望します。

県所管部課：経営管理部 財政課
税務課

【73】 地方債制度の充実・強化について

所管省庁：総務省 自治財政局

安定的な資金確保のため、地方債制度の充実・強化を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 防災・減災対策や公共施設等の長寿命化、地域の脱炭素化など、中長期的に取り組むべき事業については、現行の地方債制度の恒久化を図ること。
特に、公共施設等適正管理推進事業債については、令和8(2026)年度までの措置とされていることから、速やかに恒久化するとともに、対象の拡大を図ること。
- 2 過疎地域及び辺地地域の市町村が、人口減少対策や地域特有の資源を生かした持続可能な地域づくりを着実に推進できるよう、過疎対策事業債及び辺地対策事業債における地方債計画額等の拡充及び人口減少に伴う辺地地域の人口要件の緩和を図ること。
- 3 地方債の円滑な資金調達に向け、公的資金を確保するなどの支援策を講じること。

【提案・要望の理由】

- 災害から県民の生命・財産を守るとともに、地域の脱炭素化や少子化対策、質の高い公共サービスの提供に取り組むためには、中長期的な視点に立った対応が必要であることから、緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債、緊急浚渫推進事業債、公共施設等適正管理推進事業債、脱炭素化推進事業債、こども・子育て支援事業債及びデジタル活用推進事業債の恒久化を要望します。
- 県や市町村においても老朽化対策や統廃合が必要な公共施設等が累積しており、今後も多額の費用を要する見込みです。また、公共施設等適正管理推進事業債の一部事業の対象となっていない庁舎等の公用施設についても、公共施設と同様に老朽化対策や統廃合の必要があることから、速やかな恒久化及び対象の拡大を要望します。
- 過疎対策事業債は、過疎市町村数の増加や過疎計画に基づく事業の本格化に伴い、その必要性が増大していることから、地方債計画額及び対象の拡充を要望します。
また、辺地対策事業債は、税源が乏しく財政基盤の脆弱な市町村にとって、住民に身近な事業を実施するための貴重な財源となっていることから、地方債計画額及び対象を拡充するとともに、人口減少に伴う辺地地域の人口要件の緩和を行うことを要望します。
- 地方債の安定的かつ円滑な資金調達のため、公的資金の確保などの支援策を講じるよう要望します。

〔 県所管部課：総合政策部 市町村課
経営管理部 財政課 〕